

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
1	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	1	環境に考慮した工事を心がけていることはわかりますが、通り一辺倒の措置ではなく、もう一步踏み込んだ措置を講じることで今後の工事の手本になると思います。是非個々の生物の生態をできるだけ考慮し、国内外外来種を持ち込まないなどの努力をしていただきたい。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
2	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	2	環境保全措置については他の項目にも書きましたように、一部再検討が必要です。	環境保全措置の内容については、ご指摘を踏まえ再度検討いたします。
3	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	3	報告書が大変読みにくいです。繰り返し記載されている物が多すぎます。今後もう少し報告書の体裁を考え、単に厚い報告書通い分けではなく、順を追ってきちんと記載すれば繰り返しなどもなく、薄くて内容の濃い報告書になると思います。今後ご検討ください。	準備書の記載内容については環境影響評価法第14条第1項第1号から第9号及び発電所アセス省令第32条により記載することになっており、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改正)」の環境影響評価準備書の作成等に準じて作成しております。
4	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	4	第10章 環境影響評価の結果の目次の項目をもっと詳細に記載して下さい。目次が粗雑では、全体の内容を把握しにくい。特に、10.1.4動物の項は数百ページもあるのに、目次の項目はひとつだけです。	第10章 環境影響評価の結果の目次の項目の記載について、今後検討致します。
5	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	5	送電線埋設ルートについての環境影響評価は行われていますか。	風力発電機間を結ぶ送電線の埋設ルートについては、改変区域に含まれておりますので、その内容を踏まえた予測評価を行っております。
6	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	6	4枚の図(素案と準備書の比較)は大変重要であるが、少し見にくいので、色や●や□の大きさを工夫してほしい。	ご指摘頂いた点について、評価書において見やすくなるよう工夫いたします。
7	【資料4】庁内 関係課 港湾企画課	1	5 工事用資材等の運搬の方法及び規模 (1)工事用資材等の運搬方法では、風力発電機等の大型部品の搬入ルートについて、焼津港及び御前崎港で荷揚げすると記載があり。現時点の想定であるため、今後、関係機関等との協議により確定するとなっている。 意見として3点。 ①焼津港は、漁港であるため物資の荷揚げは不可能である。近隣の港湾としては大井川港もあるが、大井川港は県の管理でないため、利用可否については、港湾管理者である焼津市の確認が必要である。 ②御前崎港からのルートは、一般国道150号を利用することとなっているが、一般国道473号バイパスを使用しない理由はあるのか？特殊車両の影響など検討結果であれば問題ない。今後の協議の参考としていただきたい。 ③大型部品の搬入について、船舶から直接車両へ積込むと予想されるが、大型船による長時間の岸壁使用や一時仮置きする場合は必要面積、地盤強度など、あらかじめ調整が必要となるため、工事工程にご留意いただきたい。	①焼津港に関しては、2019年9月17日に焼津漁港管理事務所様に対して事業計画を説明し、管理条例への対応や申請手続及び利用料等について協議を開始しております。今後、使用条件等の詳細についても協議を進めてまいります。 ②一般国道475号バイパスは片側一車線の対面通行となっており、風力発電機の輸送時には上下線の通行規制が必須となることから、規制時において対向車や後続車両に緊急車両が含まれる有事の際の安全確保に懸念があることから、使用を見合わせることにしました。 ③使用していただくことを考えている港湾については、管理者と綿密な協議を行い、指示に従い適切な対応を図ってまいります。
8	【資料4】庁内 関係課 水産振興課	2	工事に当たっては、河川漁業協同組合と十分な調整をお願いしたい。	本準備書の審査の過程等を踏まえ、河川漁業協同組合さまへの情報提供を行うと共に、事業の実施に向けた協議を進めてまいります。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
9	【資料3】一般意見 A	1	<p>気候温暖化を呼ばれている最近、とてつもない大きな風力(プラント)発電を作と聞きました。たくさん木を切り山崩を削り、その残土は？伊豆山の土石流の怖も知りました。プラスよりマイナス面が多すぎます。</p> <p>もうこれ以上自然を壊さないで欲しいです。多分この計画を立てられた時よりもずっと地球の温暖化が進み異常気象の頻繁が現われ、今後予想もつかない事態になりかねないと思っています。そして鳥の営巣地にもなっているとの事。</p> <p>未来の人達に良い環境を残してほしい。</p>	<p>・当社は、中部電力グループの一員として、脱炭素社会の実現に貢献することを目的として、これまで電力・情報通信・土木建築分野における建設工事・保守業務において培った技術・知見を活かし、風力・太陽光・小水力といった再生可能エネルギー発電所の開発に積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>また、これまでの長年にわたる再生可能エネルギー発電所の開発・運営で培った再生可能エネルギー分野の技術や知見のさらなる活用を通じて、現在、日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、微力ながら貢献できるとの考えのもと、今後も再生可能エネルギーの開発に取り組んでまいります。</p> <p>今般、当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地点における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。</p>
10	【資料3】一般意見 B	2	<p>①工事発生土の盛り土の安定性、安全性について 水源地への残土が一番不安。10/13の住民説明会では、これからもう少し細かく調査する、地元にも詳しく説明するとのことだった。 地元役員だけでなく、全住民を対象にしていねいに説明してほしい。 地球温暖化もあり、雨の降り方は今まで以上になると考えられる。 想定外だったは許されない。</p> <p>②動物、植物、生態系への懸念について クマタカ、渡り鳥の調査が不十分だと感じる。 クマタカの繁殖が確認されているが、営巣地はすべてが確認されていない。どこに巣があるのか分からないのに、影響は少ないと結論づけていいのか。慎重かつ十分な調査と対応で、絶滅危惧類のクマタカは守ってほしい。</p>	<p>①風力発電所は風況の良い山の尾根部を利用していただく計画としております。このため山地において切土や盛土を行うこととなるため、造成させていただく箇所は、地形や地質及び地盤の状況を調査し、安全な造成計画となるよう努めてまいります。なお、当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、林地開発基準に準拠した設計をいたします。加えて2022年7月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例に適合するよう設計段階から所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。②クマタカについては、ご意見にありますように営巣地が確認されていないペアもいるものの、確認された飛翔状況等から、それぞれのペアにおける行動圏等を推定しており、その結果については、準備書p1424にお示ししております。推定された行動圏から、本事業による影響を予測評価しており、その内容についても妥当なものであると判断しております。また、本事業については、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせていただきます。</p>
11	【資料3】一般意見 E	3	<p>八高山は掛川市内から手軽に行ける山です。植林が多いですが所々に雑木林が点在しています。登山道や林道周辺は四季折々に様々な花やシダ、コケ等が楽しめます。登山口の泉へはJR掛川駅前からバスで45分です。安心な登山者用駐車場も整っています。さらに2020年3月には快適な公衆トイレが掛川市によって設置されました。頂上からは南アルプス、富士山、そして太平洋が見渡せます。大井川沿いの川根町や掛川市の街並みもよく見えます。私は年間を通じてかわいらしい花の姿を求めてこの山城を歩いています。ここ数年の雨の後の荒れ様も実感しています。そんな場所に風力発電の風車を建設する計画が持ち上がって驚いています。次の三点から反対します。</p> <p>①地形が険しく、近年の林道の荒れ様を見ているのでこれ以上地形を変えると大きな災害が起こる危機感。 ②風車建設のための工事ですと親しんできた植物が消えてしまう危機感。 ③静かな環境の山城に風車の騒音、特に風車の羽根が風を切る音が聞こえる危機感。 以上3点です。</p>	<p>・八高山を訪れる登山者がいらっしゃることは承知しており八高山周辺は本事業の対象事業実施区域外とし、開発を行わないよう配慮いたしました。</p> <p>①八高山の周囲は国有林であり、林業施業に使用するための林道が多数設置されております。本事業ではこれらの既設の林道を活用させていただき、新たな道路新設による造成工事量を削減することで環境負荷の増加を抑えるよう計画しております。</p> <p>②植物に関しては、重要な種及び重要な群落について、事業計画との重ね合わせにより、本事業による影響を予測評価しております。生育地の改変を可能な範囲で回避したこと、やむを得ず改変する場合には、移植を行うといった環境保全措置を講じることからも、影響は回避または低減できていると考えております。</p> <p>③風力発電施設から発生する騒音に関しては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省 平成29年5月)により、風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するための指針値が策定されております。本事業における風力発電施設周辺の居住地に対して、指針値を満足するよう計画しております。</p>

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
12	【資料3】一般意見 F	4	<p>一等三角点があり自然豊かな八高山は登山者の人気が高い山です。掛川市の最高峰で名山として親しまれかけがえのない山です。私は八高山には40余年登っていてその価値には十分理解し分かっています。この山は原野谷川源流にあり地元で生活する水道水源の生命の水のもとです。八高山周辺は水源涵養地帯として保全すべきところ、開発はしてはなりません。八高山にはモミやアカガシの純林、ミヤマシキミの群生地、トウカイスマレなど様々なスマレ、イワタバコやダイモンジソウ、エンシュウハグマ、キッコウハグマ、ベニシユスラン、ナベワリ、カキノハグサなど貴重な山野草が生育しています。森はクマタカなど鳥の生息場所。自然(貴重な)や住民の生活、登山者に影響を与える風力発電計画は中止してください。</p>	<p>・八高山およびその周辺につきましては、ご意見をいただきましたように当該地域において重要なものであると認識しております。そのため、事業計画検討の早い段階から、対象事業実施区域からは除外した形で検討してまいりました。</p> <p>現地調査においても八高山周辺では、タチキランソウ、セッコク、シキミーモミ群集といった重要な種及び群落を確認されておりますが、上記のように八高山の周辺は改変を行わないことから、本事業による影響は回避できていると考えております。</p>
13	【資料3】一般意見 J	5	<p>私はこの風力発電事業に反対します。設置をする場所に問題があるからです。事業者は恐らく経済面や採算面でこの場所を選定したと思われませんが、この場所に設置するデメリットの方がはるかに大きいと思います。その理由は</p> <p>①貴重な自然が破壊されること。この場所は国有地であり国が守っていかなければならない貴重な自然が残されている地域です。渡り鳥のルートであり、クマタカの生息地でもあります。一度破壊された自然を戻すには、ばく大な時間とコストがかかるのは証明されている事実です。</p> <p>②大規模な災害が発生した時に人命を失うことも含めた大きな被害が発生する可能性が高いこと。近年予測不可の災害が頻発しており土砂災害が心配されます。また、水源の枯渇など自然は人間の予想や予測を超える現象を引き起こすことは過去に繰り返された事実です。この風力発電事業を許可すれば想定外の被害が発生した時の責任は市や県にもあることをよく考えて下さい。完成してからでは遅いのです。</p>	<p>・当社は、中部電力グループの一員として、脱炭素社会の実現に貢献することを目的として、これまで電力・情報通信・土木建築分野における建設工事・保守業務において培った技術・知見を活かし、風力・太陽光・小水力といった再生可能エネルギー発電所の開発に積極的に取り組んでまいりました。今般、当該の対象事業実施区域において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>①事業地として利用する土地としては、国有林を対象とした箇所が多くなってまいります。国有林では、貴重な自然の保全とともに、森林の活用も実施されておられ、事業地内においても森林の活用のための伐採地が点在しているところと見受けられます。また、林業施策に必要となる林道も敷設されており、地域の自然を残しながら利用する場と捉え、その場所の一部での事業実施を予定しております。また、大きな環境の改変をできる限り低減できるよう計画を検討しており、林道も含めた改変場所については、管理を行ってまいります。</p> <p>②昨年、特定の地域に大雨が降り、各種の災害を引き起こされたと報道されております。本事業の対象事業実施区域においても、9月の台風15号の影響により林道の一部が崩</p>
14	【資料3】一般意見 K	6	<p>①建設予定地の土質崩れやすさなどをみたとときゾーニングを行ない除外されるべき場所になるのではないかと考える。今回の台風被害でも簡易水道が使えなくなった他あちこちで土砂崩れとそれともなう通行止めが発生した。現在市が検討中の条例に適合するのを待つ事業を進めるべきではないのか。②工事に伴う土地の改変、残土の置き場や管理は地元住民および河川下流の市民が納得する説明が必要。③タカ類に関しての調査がズサン。サンバの全数調査やクマタカの営巣の確認もないままに「影響はない」とする準備書は、前回の方法書の市長意見を尊重する姿勢が感じられない。野鳥保護団体自然保護協会などを納得させることはできない。④眺望については、山歩きをする方々の景観への聞き取りが不可欠である。モニタージュだけではよくわからない。⑤3自治体にまたがる事業である。どこかひとつでも環境に負荷がかかりすぎるところがあってはならない。掛川市の説明がほとんどであったが搬入の中心となる島田側の地質や水源、動植物や観光への影響など、総合的な説明がいただきたい。⑥送電線や鉄塔等への自然災害の影響が本当に考えられないのか、考察をいただきたい。(そもそもこの書式がパソコンで記述できるようにダウンロードできないのか、というやり方が時代錯誤では。資料がダウンロードできないのも大問題。縦覧後アクセスできなくなるのもこまる。ぼう大な内容把握を短期間で行い検証できない。)</p>	<p>①現在、掛川市が条例の制定を検討中とされている内容につきましては事業者として、その内容を知り得る立場にはありませんのでコメントは差し控させていただきます。②風力発電事業においては、土地の改変が必要になることから、環境に与える影響を出来る限り低減できるよう改変量の削減を目指し事業計画を策定しております。具体的には、既存の林道の設置状況の調査や土地の所有者様や林業業者様との調整を行ったうえで実現可能な上で事業計画を立案しており、適宜地元説明を行ってまいりました。今般も事業進展の都度関係者様に説明を継続するよう努めてまいります。③サンバを含めた渡り鳥については、事前の情報から、特に事例数が多い秋季における調査日程を増加させたこともあり、確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。また、クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その中で、営巣地が特定できたものもございします。猛禽類調査については、継続して実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。④山歩きをする方々の景観へのご意見について、住民説明会の場を通じていただいたご意見や、調査を通じて得られた情報も参考とさせていただき、引き続き分かりやすい説明を行うよう努めてまいります。⑤今般の準備書における住民説明会は、関係する市町毎に開催させていただき、地域事情に応じた説明をさせていただきます。⑥送電線や鉄塔等とありますが、音</p>

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
15	【資料3】一般意見 L	7	今回できる風力設置(鉄塔)は、この場所について反対です。それは昔からの風景で、多くの人達のハイキングコースであったり、たくさんの樹木、草花が失なわれ、又、多くの動物達も住めなくなる。それらに関わっていた人達も異様な物体が目に入り不快な思いで生活していかなくてはならない。又、工事による立木の伐採、土砂の掘り起しなどで保水力が失なわれ、残土の処分等、土砂災害も心配になる。いろいろな点でここでの設置は止めて頂きたい。	・当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、環境影響評価を含む各種の可能性調査を進めさせていただいております。 今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。
16	【資料3】一般意見 M	8	1 風力発電建設のための道路建設について①私は以前、工業用地を造成するため、森林だった部分に道を通し、さらに希少植物をどう保護するのかという話し合いに参加しました。私はこの話し合いに出るまで、森林だった部分に道を通せば、当然、道になった部分の自然環境が崩れ、道の周辺の環境も少し悪くなるという程度に思っていました。しかし、現地調査に行き、説明を聞く中で、道となったところからかなり奥の森林部分まで光が入り、その植生への影響が大きいことがわかりました。ですから、もし開発部分に希少植物がある場合は、道路建設中から、道路わきに早めに丈の低い樹木を植え、光の流入をできるだけ抑えていただきたいと思います。②今、当該地区における森林を健全にするため、地方自治体や林業関係者等が様々な取り組みをしています。風力発電建設のために、大型重機が入るための道を造成すると思うのですが、その道を作るとき、是非、森林組合や林業担い手の皆さん、そして、県や市の担当者とも相談していただき、風力発電ができてからも、その道を森を整備するための道としても大いに活用できるようにしていただきたいと思います。御社が風力発電のために作る道だと思います。でも同じ地域を使って限られた日本の資源(電力や森林)を何とかしたいという思いは同じです。SDGsの観点からも、同じ道を違う業者が積極的に使えるようにしていただきたいと思います。	・当該地点の風力発電所の建設に当たりましては、山地に輸送用の道路を設置させていただくことを考えております。この道路の設置につきましては、既に林業施業に使用されておられる道路があることから、この使用状況を調査し、既設の道路を活用することで、変更量の削減を図るよう取り組んでまいりました。なお、道路の利用計画については、土地の所有者様や林業施業者様との調整を行い、計画を進めております。 ①重要な植物種が確認された箇所については、変更の回避を第一として検討しております。しかしながら、事業の安全面等を考慮し、やむを得ず変更する箇所には生育する重要な方法に関しては、専門家による影響を低減できるような具体的な方法に関しては、専門家の意見を取り入れながら適切に検討を進めてまいります。また、環境保全措置として、可能な限り当該地の植物により緑化を行うこととしておりますが、植栽する為には法面を緩くする必要があり、植栽することで開発面積が増えないようにすることも踏まえ、適切な法面緑化を検討してまいります。 ②当該地点を含む山林では、地方自治体様や森林施業者様等が健全な林業施業に向けた各種の取り組みをなさされていることは承知しており、今般の事業計画の策定に当たりましては、これら関係者様との調整を行ってまいりました。 計画いたしました輸送用道路については、林道1級規格を順守した上で、林業関係者様からのご意見を取り入れた上で、後々の林業施業への活用も図られるよう計画いたしました。今後も協議調整を継続させていただきたいと考えております。
17	【資料3】一般意見 M	9	2 台風15号による雨の影響について 9月の台風15号による線状降水帯発生によって、八高山のあたりがどうなっている、御社が調査にあたってどのような機材を投入し、どのような被害を受けられたのか、当該地区民にどこかで説明していただいてもいいのかなあと思いました。また、想定外のことが起こるのが近年の災害です。ですから、地形地質の評価結果を、もう少し、わかりやすく、丁寧に、評価書に入れていただいたらと思います。これだけ毎年、山間部や川に大きな被害があると、市民はそこが非常に心配になります。よろしくお願ひいたします。	・昨今、特定の地域に大雨が降り、各種の災害が引き起こされていると報道されております。本事業の対象事業実施区域においても林道の一部が崩れたという事象もありボーリング資機材の輸送計画を変更した箇所もありました。本事業は、林地開発許可制度の手続きを進めることとなりますが、災害が起こるような降雨があった場合でも、本事業の実施により地域への被害が大きくなるよう、関係行政と協議し、必要な対策をとることとしております。なお、本準備書において、ボーリング調査結果と赤色立体地図を用いて土地の安定性を予測・評価しております。評価書では、ボーリング地点の追加調査結果をもとに、詳細を記載していくよう努めます。
18	【資料3】一般意見 O	10	1、主旨 東電福島原発の過酷事故を忘れたような、原発に頼る方向性が電力会社、政府からも出ています。しかし、貴社の様な化石燃料や原発に頼らない再生可能エネルギーを中心とした発電を行っていることにはすごく評価しております。特に秋田沖での環境負荷の少ない洋上風力発電を計画していることを準備書で知ることができました。この洋上風力発電は欧州では盛んに行っている事業です。海岸距離の長い日本でも今後は大きく伸びることが予想されています。ところで、今回の遠州東部風力発電事業では地域住民の水源、残土問題、あるいは自然環境への負荷が多分に渡っています。掛川市での住民説明会を聞き、準備書を読ませて頂いた中で、この事業には地域住民や自然への負荷が大きすぎることを実感しています。特に、私は生態系の自然環境負荷の中で猛禽類のクマタカ絶滅危惧種Ⅱ類(VU)の生息と渡り鳥のサシバ、ハチクマ絶滅危惧種Ⅱ類(VU)について意見を出します。	再生可能エネルギーによる発電に対し、ご理解をいただき御礼申し上げます。 事業者は、これまでの長年にわたる再生可能エネルギーの開発・運営で培った再生可能エネルギー分野の技術や知見のさらなる活用を通じて、現在、日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、微力ながら貢献できるとの考えのもと、今後も再生可能エネルギーの開発に取り組んでまいります。 今般、当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地点における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
19	【資料3】一般意見 P	11	<p>準備書では初めに計画地の良好な風況を生かし、環境負荷の少ない再生可能エネルギー電気を供給することで、地域の発展、エネルギー自給率向上、地球温暖化対策に寄与することを目的とするとうたっています。確かに風力発電はCO2削減には有効ですが、計画地周辺にはクマタカの営巣、サンバの渡りルート、固有植物の分布といった保護すべき貴重な環境が、国内有数の規模で残っています。地球温暖化防止に役立つとしても、一方で今ある良好な環境を損なってしまうようなこの風力発電事業に賛成することはできません。さらに、この地域は自然に触れ合えるハイキングコースとして、またパラグライダーのメッカとしても多くの愛好者を集めており、山あいに風車が林立してはそうした地域の特性にも悪影響を及ぼしかねません。計画地での風力発電事業の展開に明確に反対します。近年の天候不順の下、この地方でも長時間に及ぶ大雨、短時間の集中豪雨など、これまでにない異常気象がたび重なっていますが、過日掛川市生涯学習センターで開かれた準備書に関する市民説明会では、風力発電施設の建設により豪雨を原因とする土砂崩れや大水の流出等々の心配はないのかという市民からの問いに対し、明確な回答はありませんでした。準備書には発生土を流用した盛り土が何か所もあるとの記述が見られますが、実際には単なる残土置き場としか考えられない場所も見受けられ、これでは谷筋の安全性の不安、良好な環境の破壊、ひいてはふもとの集落の住環境、水資源に対する悪影響といった問題が起きかねないようにも感じます。これからの風力発電は海上型が主流となっていくので、</p>	<p>・当該エリアにおいて風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、環境影響評価を含む各種の可能性調査を進めさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を評価し、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。クマタカを含めた猛禽類、サンバを含めた渡り鳥については、調査結果及びその内容を踏まえた予測評価の結果から、本事業による影響は小さい、もしくは、低減できているものと考えております。また、植物に関しましては、重要な種及び重要な群落の確認箇所は改変を回避することを第一として事業計画を検討しております。事業の安全面等から、やむを得ず改変する場合には、改変箇所に生育する重要な種を移植する、改変面積を可能な限り最小化する等により、影響を回避、低減できているものと考えております。八高山に関しましては、準備書に記載いたしましたとおり、一部のエリアやコースに変化が生じるものの、引き続きハイキングコースとしてご利用いただけるものと考えております。また、パラグライダーに関しましては、関係機関と協議を重ね、本事業による影響が生じないよう計画いたしました。本準備書に対する皆様からのご意見も踏まえ、本事業によって生じる可能性のある影響をより回避・低減できるよう、引き続き検討してまいります。今後、風車の設置に関する技術的設計や道路等の改変による技術的設計を進めてまいります。現在そのための基礎データを収集しており、いずれも関係行政様との協議・調整を経て申請させていただくこととなります。風力発電所は風況の良い山の屋根部を利用させ</p>
20	【資料3】一般意見 Q	12	<p>・発生土流用盛土に対する地域住民の不安解消について 工事により発生する土砂は事業区域外に搬出せず、区域内に発生土流用盛土として数箇所に盛土を行う計画とのことですが、その一部は規模が大きく、また地区の水源地の上流に当たる箇所もあります。盛土の施工については、土木工事の設計基準や新たに整備された静岡県の盛土条例に基づき、適切に実施されるものと捉えています。地域住民にとっては熱海の土砂災害の記憶が新しく、盛土に対して心理的な不安が大きいと推察されます。地域住民の不安がなるべく解消されるよう、管理基準など科学的な知見に基づいた説明や、過去の施工事例を挙げるなど、丁寧な説明と不安解消が必要だと考えます。</p>	<p>・開発に伴い土地の改変を行うこととなりますが、改変量が最小になることを念頭に地権者様や林業事業者様等と調整し事業計画を立案いたしました。 造成に伴い発生する土砂は発生土流用盛土として、事業計画の中で活用させていただく計画いたしました。当該の発生土流用盛土につきまして、新たに施行された静岡県盛土条例に対応できるよう各種の調査や設計を進めており、今後行政指導を受け適切に対応してまいります。 本準備書における環境影響評価の結果では、事業実施に伴い発生する発生土流用盛土が起因となる水質への影響はありませんでしたが、環境の変化や行政の指導を踏まえ適切に対応してまいります</p>
21	【資料3】一般意見 S	13	<p>方法書や準備書の記載内容は、風力発電設備を設置する作業と、設備が存在し稼働する事についての影響評価に力点が置かれている印象がある。しかし地形や地層に対して加えた変更(掘削や盛土その結果としての水流)は、風力発電設備の耐用年数を超えて、半永久的にこの地に残される。そこに注目して以下の項建で影響評価を求めるとともに疑問にもお答え願いたい。 1 風車設置ヤードの造成について 2 発生土流用盛土について 3 沈砂池に行いて 4 その他</p>	<p>・本事業において計画している土地の改変(掘削や盛土等)による水流の変化に対しては、国、地方自治体の指針や専門の技術基準等に準拠し永久構造物として、設計を行ってまいります。</p>

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
22	【資料3】一般意見 S	14	2 発生土流用盛土について(1)動物、植物、生態系の調査について 11ヶ所の谷合が埋め立てられる工事であるが、個々の施工ヶ所について動物、植物、生態系の調査をすべきである。弱小な動植物は極めて狭いエリアをコロニーとし、そのエリア内で生態系を完結しているケースが多々ある。今回の例でいえば、西向きの谷である盛土1の予定地には生存するが、隣接する東向きの盛土予定地2では生存できない種が存在する可能性がある。このような場合、移植や捕獲・移動ではその後の繁殖が保証できない可能性がある。徹底した調査を求める。このことに関連し、10.1.4に掲載されている各種調査位置図は、図2.2-2及び図2.2-4(1)に重ね合わせて表示願いたい。(2)盛土の安定について 今回予定している盛土は、垂直高が14m～55m(平均31m)、盛土量は2,800m ³ ～90,300 m ³ (平均45,500 m ³)と大変大規模なものであり、昨年熱海で崩落事故を起こした盛土の規模を上回るものが、No.2,3,11,12の4ヶ所存在する。熱海の原因究明を見守り、同じメカニズムでの崩落に対し、安全性の確認を求める。崩壊のパターンとして、地山の長期圧密沈下の沈下量が場所により異なる事により、盛土体に亀裂が生じ、雨水流入により崩壊・流失するケースがある。盛土No11に対するボーリング調査結果(P709, 713)はその可能性を示唆している。また、この調査結果は、現地地表が軟弱であることを表し、この軟弱層の上に直接盛土を施工した場合、すべり面となる危険性も示唆している。以上の事からすべての盛土ヶ所について、面的な貫入試験、土壌のサンプリングと分析を求める。その結果に応じ施工ヶ所ごとに	(1)動物、植物、生態系の調査について 動物、植物及び生態系に係る調査については、調査員の安全面を考慮しながら、発生土流用盛土に該当する部分についても可能な限り網羅するように実施しております。その結果を踏まえ、本事業による影響について予測評価を実施しております。図面について、風力発電機の位置及び改変箇所と調査地点との重なりということかと思料いたします。こちらに関しては、10.1.4にて調査項目ごとにお示しておりますので、そちらをご確認頂ければと思います。(2)盛土の安定について 発生土流用盛土については、本事業を実施することにより、新たな災害が発生することが無いよう、静岡県在所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。また、2022年7月には静岡県盛土条例も施行されており、条例にも遵守した計画を進めてまいります。盛土箇所における地山の安定性については、静岡県在所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。(3)法面排水について 法面の小段排水や縦排水については、静岡県在所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。工事期間中においては沈砂池及びそれにつながる排水路は定期的に点検、浚渫を行い、必要な容量を確保するとともに、水路での植物繁茂を抑制、除去することを検討してまいります。(4)景観に対する検討 盛土の量を極力小さくすることと合わせ、植生による遮蔽を利用することや緑化を実施し早期修景を図ること、眺望景観により配慮した事業計画となるよう努めてまいります
23	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 斎藤委員	1	環境影響評価に関する書物は、環境影響評価法の条例の記載事項を記載すれば良いのではなく、簡潔にわかりやすく秩序だててまとめることが重要です。当該準備書は目次を含め粗雑なので、内容を吟味し変更するべきです。	準備書の記載内容については環境影響評価法第14条第1項第1号から第9号及び発電所アセス省令第32条により記載することになっており、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改正)」の環境影響評価準備書の作成等に準じて作成しており、環境影響評価の手続きにおいて自治体、国に審査して頂く上で必要な事項となります。なお、要約書は準備書の内容を抜粋したものととなります。第10章 環境影響評価の結果の目次の項目の記載については、今後検討致します。
24	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	1	本事業は、配慮書から方法書及び方法書から準備書にかけて計画内容が大きく変更していることから今後、評価書を作成するに当たりさらなる計画変更が行われる可能性がある。こうしたことから必要な調査、予測及び評価を行い、その結果を漏れなく記載するよう求める。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電施設の配置や構造の見直し等を行うこと。	・事業計画の策定の過程において様々な観点から事業計画を見直してまいり場合があります。いずれも環境影響の更なる低減や事業の実現性を加味した上での変更となります。今後も評価書に向けて事業計画を見直す場合がありますが、その内容については漏れなく評価書に記載いたします。なお、その過程で重大な影響が予測評価される場合には、配置変更や構造の見直しなどを実施してまいります。
25	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	2	準備書の開示により住民からも多くの意見が寄せられているが、評価書ではこれらの意見を十分に反映し、住民の理解を得られるように努めること。また住民に対しわかりやすく説明を行うこと。	・住民の皆様からの貴重なご意見をいただいております。評価書に向けいただきました意見を十分に反映し住民の皆様との理解が得られるように、解り易く説明してまいります。
26	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	3	風力発電をはじめ自然エネルギー発電施設の開発には、周辺住民や自治会、そして自治体との関係が重要であり、本事業が互いの利益と発展に供するように、事業実施後の連絡体制の構築に努めること。	・ご意見、ありがとうございます。事業実施後の連絡体制の構築など取組まさせていただきます、相互の利益と発展に尽くしてまいります。
27	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	4	対象事業実施区域内において、クマタカ等の国内希少野生動物種に指定されている生物の生息が確認されていることから、この地域の生物多様性は高いとされる。したがって、貴重な生態系に与える影響の低減に最大限努めるよう求める。	・現地調査の結果、ご指摘の生物の生息が確認されております。このため貴重な生態系への影響を低減できるよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。
28	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	5	当該計画地近辺は、令和4年9月に発生した台風15号において、土砂災害や洪水・浸水被害を受けている。このため開発計画地近隣の住民の不安は高まっていることから、自然災害への対策や住民への理解を得るための対策を十分に講じること。	・対象事業実施区域を含め周辺において豪雨等による災害が発生していることは承知しております。事業者といたしましては、本事業の実施が災害の引き金にならないように、関係行政様等からのご指導をいただき、調査設計を進めてまいります。なお、その結果については、住民の皆様へ解り易く説明し不安の払拭に努めてまいります。
29	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	6	当該事業が地域経済の振興に寄与するよう努めること。	・ご指摘を真摯に受け止め、今後関係機関様とご協議させていただきますたく存じます。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【全般的事項】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
30	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	1	当該事業計画は、大規模な土地の改変を伴い、これらの土木工事や樹木の伐採に伴い自然環境への影響が懸念される。各環境要素についての調査・予測評価が行われているが、風力発電設備の構造や配置、工事用道路等について更なる検討を行い、切土及び盛土による樹木の伐採面積を可能な限り少量化するなど土地の改変を最小限に抑え、自然環境への影響を極力回避・低減するよう検討を継続し、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載すること。	・本事業計画を策定するにあたりましては、土地の改変量を最小限にすることを念頭に、航空レーザー測量により現地の地形を取得し図化した上で、地形を活用した事業計画を策定してまいりました。風車建設地点では、現地の地形を考慮した上で改変量が最小限となるよう作業用敷地の配置計画を策定いたしました。工事用道路計画の策定におきましては、現況の既設林道を調査し、これを最大限に利用することを念頭に、林業施業者様の施業計画との整合を図り、新たな改変量を最小限にいたしました。 今後も事業計画を策定するにあたり自然環境への影響を極力回避・低減するよう検討を継続し、その結果を環境影響評価書に記載いたします。
31	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	2	環境保全措置として、「可能な限り…する」「極力…する」といった記述により、環境保全措置の程度が明らかでないままに環境影響への予測評価が行われている項目が散見される。については、環境影響を十分に低減するために必要な環境保全措置の水準を精査して評価書に記載するとともに、その水準の達成に必要な事業体制を確実に構築すること。	・環境保全措置につきましては、ご指摘の内容を踏まえると共に再度環境保全措置の水準を精査し評価書に記載するように努めます。また、環境保全措置を達成するための事業体制につきましても施工計画の策定に織り込んでまいります。
32	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	3	(2)に関連し、環境保全措置としての程度が明らかでないままに、当該措置を「実効性のある環境保全措置」とし、当該措置の実行を根拠に事後調査を行わないこととしている項目が散見される。については、評価書手続きにおける精査の中で事後調査の必要性についても改めて検討するとともに、仮に環境影響評価手続きの中で事後調査を要しないと判断した項目についても、当該措置が「実効性のある環境保全措置」として有効に機能しているか、継続的に確認を行うこと。	・環境保全措置につきましては、評価書手続きに向けた精査の中で改めて検討いたします。なお、事後調査を必要としないとしたものにつきましても、実効性のある環境保全措置として有効に機能しているか、事業進展に併せて確認してまいります。
33	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	4	昨今、再生可能エネルギー発電事業における「地域との共生」の重要性がますます高まっているところであるが、本事業に関しては、地域住民から生活環境及び自然環境への影響を懸念する意見が当市に寄せられている。このことを踏まえ、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載事項を始め、本事業について積極的に地域住民に情報提供を行うとともに、地域住民の意見を聞く機会を設ける等、相互理解を図ること。また、その際には定量的指標を用いて客観的に環境影響について説明するのみならず、定性的でわかりやすい表現を交えるなどして地域に生活する住民の感覚に寄り添った説明に努めること。	・事業計画の策定にあたりましては、これまでも事業の進捗に併せて地元様への説明を行ってまいりました。今後も事業計画の進捗の都度、ご説明を行ってまいります。なお、説明資料においては、解り易い表見を用いて、ご理解が深まるように努めてまいります。
34	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	5	森林法を始めとする関係法令(条例を含む)に基づく手続きを適時適切に実施すること。	森林法を始めとした関係法令(条例を含む)に基づく手続きにつきまして、関係行政機関様との協議調整を適切に行い、ご指導を得ると共に、漏れのないように進めてまいります。
35	【資料5-3】森町長意見 森町長	1	災害等により、計画に変更が生じないか随時確認すること。	・災害の発生や関係行政様からの情報収集を進めると共に事業計画への影響の有無を確認してまいります。
36	【資料5-3】森町長意見 森町長	2	近隣では、世界基準に適合した森林管理を行っている(森林認証)が、その記述がないため、森林認証の規格と計画が適合するか確認すること。	・掛川市において、ご指摘の森林管理をさせておられることは理解しております。森林認証の規格と当該事業が整合するかについては、確認してまいります。
37	【資料5-3】森町長意見 森町長	3	1号機から3号機の設置にあたり、行政境を工事用・管理用道路として利用するため、工事を行う際は、土砂の流出等がないように対策を講じること。また、1号機の北側には東海自然歩道があり、距離は離れているが、通行人の安全対策を講じること。	・本事業は、森町・掛川市・島田市の行政界となる尾根部における開発を検討してまいりました。その中で改変量および伐採量の削減を図るため、現地の地形等を考慮して輸送用道路や風車配置計画を立案してまいりました。それぞれの市町さまに対して土砂の流失等が生じないように対応してまいります。なお、1号機の北側にある東海自然歩道を利用される方への安全対策は適切に講じてまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【大気質、騒音・振動、低周波】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
38	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	7	等価騒音レベルは、騒音評価の手法であって、環境省の騒音に係わる記述では環境騒音としては定義されていないと思いますがいかがでしょうか。	環境省の定める騒音に係る環境基準については「等価騒音レベルによって評価することを原則とする。」と記載されております。本業務で算出した沿道及び一般環境調査地点の等価騒音レベルは環境基準との比較、評価の基礎となる値と位置付けております。
39	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	8	環境騒音の状況として等価騒音レベルと残留騒音の測定結果が示されています。調査結果の記載方法は両者で異なっていますが、両者ともに環境基準を下回っているようです。両者は同時に同位置で測定されたと考えてよいのでしょうか。547ページに、気象状況は騒音レベル調査時に記録したとの記載がありますがわかりにくいです。また、測定地点が、環境2と環境7しかないのはどうしてでしょうか。	等価騒音レベルと残留騒音ともに同時に同位置で測定しました。気象状況は騒音レベル調査と同時期に記録したことは注釈の調査日にも記載していますが、記載内容について評価書作成時に検討します。また、測定地点を環境2と環境7に設定した理由として、対象事業実施区域の南北を縦断した主稜線があり、その主稜線の東西各1地点の周辺が見渡し易い代表地点として設定しました。
40	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	9	表10.1.1.3-3(2)で夜間の等価騒音レベルが昼間より高いところが数カ所ありますが、理由はわかりませんか。音声モニターは使用していませんか。	当日の夜間に対象事業実施区域の西側でやや強い風が吹き、調査地点の周辺の樹木等の枝葉が擦れる音が入ったため、騒音レベルが昼間より高くなりました。
41	【資料2-1】 委員意見 立蔵委員	10	風車騒音の予測方法について確認させてください。予測条件として風向や風速はどのように見積もられているのでしょうか。もし風向や風速の影響を考慮した予測でないのであれば、これは何を(どのような実環境を)予測していることになるのでしょうか。風車が回っているときは風があるときなので、音の伝搬に風の影響が入っていないのは予測として条件がたりないのではないのでしょうか。	風車から発生する騒音のパワーレベルはハブ高さ風速に対する値として提示されております(2章 表2.2-10)ので、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月)」に基づき、対象事業実施区域内に設置した風況観測塔の異なった高さ2か所(高さA、高さB)の風速観測値からべき指数を算出し、高さAの風速観測値とべき指数から風車のハブ高さにおける風速を算出しております。風向については、IEC614000-11(JIS C 14000-11 風力発電システム-11部:騒音測定方法)においてパワーレベル測定に伴う騒音調査地点(基準位置)は風車の風下に設置すると規定しているため、メーカーから提示されるパワーレベルは風車から風下に向けて放射される値となっております。
42	【資料2-1】 委員意見 立蔵委員	11	風車の騒音について、予測地点(環境1～環境9)において対象とする風車は、各地点ごとに1機だけでしょうか。例えば図10.1.1.3-3によると、環境1で対象としている風車は2号機だけのように見えますが、図を見る限りでは1号機も近いように見えます。環境1と1号機の距離は、環境9と1号機の距離と同等もしくはそれより短いように見えます。ということは、環境1では1号機と2号機の両方から影響を受けることはないのでしょうか。特に、1号機と2号機からの音の発生のタイミングによっては、環境1において1号機の音と2号機の音が同相化されるといったことはないのでしょうか。	図10.1.1.3-3における風車と調査地点(予測地点)の距離はそれぞれの調査地点における風車群のうち最短距離を示しています。施設の稼働に伴う騒音レベル予測においてはすべての風車からの騒音レベルの寄与値を合算(エネルギー合成)し求めております。
43	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	12	超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」と環境省の資料を引用して、本事業の低周波音の影響がない評価をしています。しかしながら、同資料は「わずらわしさ(アノイアンス)を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。」と述べています。風車騒音は設置される地域の地形やその他の特性によって影響を受けることは明らかです。超低周波の影響を軽視しているように思います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省 平成29年5月)において『風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等は、わずらわしさ(アノイアンス)を増加させる傾向がある。』、『超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性として A 特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している。』との記載から環境省の定める指針値を基に評価しております。

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
44	【資料4】庁内関係課 環境衛生科学研究所 大気水質部	3	工所用資材等の搬入出に伴う道路沿道での騒音について、環境基準を一律「幹線交通を担う道路に近接する空間」に定めているが、当該地域では該当市による面的評価の実施実績が無いことから必ずしも特例措置の基準を適用するのは妥当で無いと考える(特に沿道Dは幹線道路と言ひ難い)。関係市に環境基準の妥当性について確認し、地点ごとに適正な指標で評価すべき。	沿道A、沿道Bについては、歩道も設置されており「幹線道路」と判断しております。 沿道C、沿道Dについても主要地方道であることから「幹線道路」と判断いたしました。沿道C、沿道Dについて一般的な2車線以上の車線を有する道路を適用すると環境基準値は昼間65dB以下となります。本準備書における沿道C、沿道Dの工事関係車両を含む道路交通騒音は沿道Cで48～49dB、沿道Dで54～55dBと予測され環境基準値(昼間65dB)を下回るようになります。 準備書作成段階において各市に準備書内容の確認を取り準備書を作成しましたが、再度確認致します。
45	【資料4】庁内関係課 環境衛生科学研究所 大気水質部	4	工所用資材等の搬入出に伴う道路沿道での騒音について昼間のみを評価しており、理由として注釈1で「なお、工事関係車両は、7～18時に走行する。」と表記しているが、工事関係車両が昼間に限定して走行するのは重要な事項であり表の注釈にとどまらず本文中で明記すべき。1609ページの【環境保全措置】項で、明確に工所用資材等の搬入出を昼間に限定する旨の表現を追加しても良い。	評価書作成時に追記等を検討致します。
46	【資料4】庁内関係課 環境衛生科学研究所 大気水質部	5	供用に係る事後調査を「実施しない」としているが、工事の実施に係る場合と異なり長期的な影響が懸念される事項であるため、共用後速やかに事後調査を実施し、予測手法との比較を検討すべき。設備が最新の状態で影響把握を行えば、将来老朽化による影響の評価が的確に実施でき、施設の性能維持による環境保全措置に資すると考える。	事後調査は予測に不確実性を伴う項目について記載しましたが、今後の審査等を踏まえ検討致します。
47	【資料4】庁内関係課 環境衛生科学研究所 大気水質部	6	供用に係る事後調査を「実施しない」としているが、工事の実施に係る場合と異なり長期的な影響が懸念される事項であるため、共用後速やかに事後調査を実施し、予測手法との比較を検討すべき。設備が最新の状態で影響把握を行えば、将来老朽化による影響の評価が的確に実施でき、施設の性能維持による環境保全措置に資すると考える。	事後調査は予測に不確実性を伴う項目について記載しましたが、今後の審査等を踏まえ検討致します。
48	【資料2-2】委員意見第6回 審査会 立蔵委員	1	資料3 No.10について、デフォルトのデータとして風況のデータを入れて計算、風向に関しては全方位ということで安全サイドに立ってなるべく最大値の状態での計算をされたということですが、風速について最大値の状態か、観測された中での平均で取られていたのか、どちらでしょうか。 春季・秋季調査時のどういう風速が使われたのか、平均的にこれぐらいの強さが吹いているということなのか、だいたいこの程度の風速が見込まれるということなのか、平常時に比較的強い風速が見込まれるということなののでしょうか。 また、調査時の平均は全体の平均のどのぐらいを担保するものなのでしょうか。	風速の件については、準備書570ページ表10-1-3-16、調査時のハブ高さ風速については、春季調査時の昼間夜間、冬季調査時の昼間夜間を現地調査時の風速ということで、この数値を予測で使わせていただいております。調査した期間の平均風速になります。 カットイン風速が3m未満は採用しておりません、定格風速12mを超えるものについても採用しておりません。その中で、現地調査を行った際の、風速の平均ということになります。
49	【資料2-2】委員意見第6回 審査会 立蔵委員	2	例えば事業者が他の事業を実施している中で、それまでもデータが蓄積されていると思います。今回のような騒音予測に関して予測と実測が、だいたいどれぐらいの精度で一致しているものなののでしょうか。今回のこの計算値が、実際に風車を建設して計測した時と比較してどのぐらい正確なののでしょうか。	弊社は各地で事業を実施させていただいておりますが、施設が完成した後、実際に騒音を計測している経験から申し上げますと、予想された騒音値を上回ることはありませんでした。この予測評価の結果は、考えられるであろう最大値を想定しておりますので、これを現地で再現することはまずありません。

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
50	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 吉崎委員	3	三重県の青山高原で別の事業者が風力発電設備の工事を始めたが、騒音値が基準を満たさないため撤退したという話を聞きました。これは、あくまで例外的なものとしてよいのでしょうか。ほとんどの場合、騒音値は通常予測値を下回ると考えてよいのでしょうか。	他の事業者様の計画地については、我々であれば、絶対に風車は建設しないという場所です。無謀だと考えております。私もここを選ぶにあたって、その辺りはきちんと考えて絶対にこの規制値をこう上回ることはないという場所を選ばせていただいております。
51	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 吉崎委員	4	現時点では、今回の事業実施区域内では騒音の予測値を上回るようなことはない、基本的には起こりうることはないという前提で予測評価を行っているということによいのでしょうか。	御理解のとおりでございます。
52	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	7	当該事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が在住していることから、工事車両の通行、工事用資材等の搬出入に伴う排気ガスや粉じん等による、周辺地域住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減すること。	・準備書の予測結果では影響は低減されていると判断していますが、今後の事業計画の策定において改変範囲を最小限にすることで造成量と伐採量を削減し、工事用車両の通行台数の削減を図ってまいります。工事用車両からの排気ガスや粉じん等による影響を低減するため工事用車両の点検や輸送速度の制限などを行い、周辺地域住民の皆様の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減できるように努めてまいります。
53	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	8	風車と住宅等との位置関係が概ね決まってきたが、評価書には国内外ですでに稼働している地域において類似した条件の場所を地点毎に照会し、それらの騒音、低周波音の発生状況及び影のちらつき等に対する数値や住民の反応を記載し、それらを纏めたものを評価書に記載すること。	・騒音、低周波音については環境省からの手引きが発出されており、この手引きに準じて予測評価いたします。当社は既に風力発電事業を展開しておりますので、そこでの数値を照会することは可能ですが、個々の内容が異なりますので適切な評価にはならないと存じます。なお、風車の回転に伴う影の予測評価を準備書に掲載しておりますので、ご確認いただきたく存じます。
54	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	9	また、特に低周波音による騒音等の問題は、実際に風車が稼働してみないと不明な点もあることから予測がつきにくく、人それぞれで感じ方も異なる。このため風車稼働後に発生した低周波音の問題については、事業者が地域住民に対して真摯に対応することを評価書に記載すること。	・低周波音に関しては、環境省の手引きのにおいて評価手法が示されており、本事業では影響は十分に低減されている領域となっております。しかしながら、低周波音の感じ方には個人差があるとも言われており、風車の稼働後において、影響を懸念される事象が発生した場合には、原因を調査し、風車が原因である場合には適切な対応をいたします。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
55	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	13	濁りに対する具体的保全措置ととらえました。前述の通り、カエルの仲間には産卵するために水を求めて移動する種があります。沈砂池にカエルが入らないような方策を講ずるか、反対に常に水が溜まっている状態とするかなどによって産卵後の幼生に対する配慮をご検討ください。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
56	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	14	木の伐採量を低減することが記載されています。さらに仮設及び管理道路などのルートも十分考え、特に希少生物が残っている河川への濁水流入を低減できるよう流域保全を検討してください。	事業計画の策定に当たっては、土地の改変範囲を最小限とすべく、既設林道を最大限利用する計画とし、土地の所有者や林業施業者や道路管理者との打合せを行い、仮設及び管理用道路による改変量の削減を図れるよう取り組んでまいりました。今後も適宜関係者からの情報収集を進め、工事実施に向けた施工計画を立案してまいりますので、その中でも更に河川への濁水の影響を低減できるよう取り組んでまいります。
57	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	15	降雨時の養生ですが、やらないよりやった方が良くないかと思いますが、近年の降雨でも効果がありますか？シミュレーションなど検証されていますか？	風車敷地においては、作業敷地の外周に小堤を築き、風車敷からの濁水が流れ出ることを制限してまいります。また土の仮置き箇所では、降雨が想定される前までに土羽打ちを行い、濁水の発生を抑制してまいります。これらは従来から取っている対策ですが、強雨に対しても効果があるものです。近年の降雨量に対してですが、強雨の頻度が増加している場所もありますので、静岡県林地開発許可制度や静岡県盛土条例を順守するなどの行政指導に適切に対応してまいります。
58	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	16	浮遊物質が増加すると評価された溪流について、何らかの対策は行わないのか。	環境保全措置として、沈砂池を設けて排水される濁水濃度を緩和する、沈砂池排水口にふとん籠を設置して、濁水を分散排水してより土壌浸透を促す対策を取ります。なお、準備書作成前にも、できる限り常時水流までの離隔が取れるよう、排水方向の検討を実施しております。
59	【資料2-1】 委員意見 斎藤委員	17	10.1.2水環境 1.水質(水の濁り)の調査対象地域が、「対象事業実施区域及びその周囲の河川とした」とあり、「野守の池」は含まれていません。野守の池はかつて大井川が流れていた河跡湖で重要な地形・地質であり、自然景観資源であるので、水量や水質の対象に加えたほうがよいと思います。	P653のとおり「野守の池」の集水域は、事業により影響を受ける対象事業実施区域を含まず、沈砂池からの排水が到達しないので、水質調査地点として選定しませんでした。
60	【資料2-1】 委員意見 中村委員	18	同じく、調査地点の設定基準を明示してほしい。また、2022年の台風15号のような降雨や風力の場合を想定した数値計算が必要ではないのか？	調査地点の設定につきましては、P393に示させていただきました通り、対象事業実施区域をその集水域に含む河川で、かつ、調査に必要な水量が確保でき、降雨時に安全に調査が実施できるか所を選定しております。数値計算は現地調査によるデータが必要ですが、令和4年台風第15号接近時はもちろん、強雨時に河川での調査を行うことは無謀であり、労働安全の観点から実施できないことは理解いただきたいと思います。環境影響評価の予測・評価におきましては、事業の実施により、周辺環境への影響が発生する恐れがある環境影響要素につきまして、事業者がどのような環境保全措置を取ることにより、環境影響を回避または低減できるかを検討することが主眼であり、令和4年台風第15号のような気象条件下では、事業実施の有無にかかわらず河川の洪水は発生してしまいますので、そのような条件下でも環境保全措置の実施によって少しでも本事業実施による影響は低減できるよう努める所存です。
61	【資料2-1】 委員意見 横田委員	19	施設稼働後には水質について環境影響評価項目としませんが、法面緑化等土壌が安定するまでに時間がかかるため、供用後についても水の流れや濁水等について環境影響を評価する必要があるかと思えます。	河川への影響については、裸地に降った雨による濁水の影響を想定しており、供用時は工事中に比べて裸地の影響がかなり小さくなりますので、工事期間中の影響を見ることで供用時はそれよりも小さくなると判断しております。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
62	【資料2-1】 委員意見 横田委員	20	雨量観測地点である気象観測所の地点を示してください。菊川牧之原観測所以外に、三倉・春野観測所のデータが記載されていますが各地点の標高と風車設置場所の標高はどれくらい異なるのでしょうか？連続して10mm/h以上の雨が降ると降らないのでは影響は異なるかと思えます。なぜ、降水量の少ない菊川観測所の値を用いて影響評価を行ったのでしょうか。	地域気象観測所の位置、標高を別添資料No.20に示します。 風車設置位置の標高は470～730mです。 菊川牧之原の値を使用した理由として、菊川観測所が現地から近いという考えから採用しております。特に、対象事業実施区域の南側の道路拡幅に伴って設置する沈砂池排水が河川への影響を与えることから、菊川牧ノ原観測地点の値を採用しております。
63	【資料2-1】 委員意見 横田委員	21	晴天時及び降雨時の降雨状況、水質変化が理解しやすいような図表等で示して頂くことは可能でしょうか？	菊川牧之原地域気象観測所の降水量と、降水時調査の浮遊物質量及び流量の経時変化グラフを別添資料No.21に示します。
64	【資料2-1】 委員意見 横田委員	22	図を見ればわかることですが、沈砂池排水が流入される河川と水質調査地点番号、管理用道路番号等が分かり易いように記載していただくことは可能でしょうか。	第2章の改変区域図を再掲することになりますので、省略させていただきます。
65	【資料2-1】 委員意見 横田委員	23	水質6について最大の影響についての予測のため、実際の水質は予測値よりも小さくなるのですが、具体的にどの程度削減されると予測されているのでしょうか。また、水質3について、決して小さくない濁水発生の影響をどのような対策を講じて低減させるのでしょうか。水質8については、実際本事業の影響は2%の増加とされていますが、現状で濁水が発生しやすい河川であると示されており、割合は小さくても負荷量としては水質3よりも多くなっています。これについてはどのような低減対策を講じるのでしょうか。	水質6については、管理道路付帯沈砂池19か所の排水が同時に流入するとして予測を行っています。道路拡幅工事を一度に行うことは無いので、19か所同時に流入することは無いと考えています。仮に6か所の同時流入として予測すると67mg/L→81mg/Lと21%の増加になります。また、予測においては発生した濁水が途中で全く土壌浸透せずに全て河川に流入していることや、流出係数を1としていることで、河川への影響はかなり多めに見積もっています。 水質3や水質8に対する影響については、排水口付近に追加の土壌浸透対策を取ることにより、河川への影響を低減させる計画です。
66	【資料4】 庁内関係課 水産資源課	7	工事中に発生する沈殿池排水について、大代川及び原野谷川については、排水が河川に到達すると予測されている。大代川は大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合、原野谷川は原野谷川非出資漁業協同組合の漁業権漁場に設定されているため、工事に当たっては、濁水の影響について漁業協同組合と十分に協議されたい。	今般、事業計画が纏まり、これに対する環境影響評価を実施いたしました。この結果をもとに各漁業協同組合に対して説明すると共に、更なる環境負荷の低減に向けた施工計画等の立案を進めてまいります。
67	【資料4】 庁内関係課 水資源課	8	濁水が白光川、原野谷川(支流を含む)、大代川(支流を含む)に流入することが予測されている。 上記の河川流域に存在する各水道施設(簡易水道、飲料供給施設水源を含む)の浄化方法、処理能力、注意事項等を確認、整理されたい。河川への濁水流入の影響が懸念される居尻簡易水道、萩間簡易水道については、管理者と事前に協議されることが望ましい。	白光川(支流を含む)、原野谷川(支流を含む)、大代川(支流を含む)に存在する水道施設は以下のとおりです。 白光川:前山飲料水供給施設 大代川:庄司飲料水供給施設 原野谷川:泉・居尻・萩間・大和田簡易水道 浄化方法等整理した表は別添Q8のとおりです。 居尻簡易水道、萩間簡易水道については、工事により影響を受ける集水域外(発生する濁水が上記2か所の水道のある常時水流河川へ流入しない)ですので影響はありません。 しかし、影響が懸念される場合には、管理者と事前に協議させていただきます。
68	【資料4】 庁内関係課 農地計画課	9	原谷川、大代川に設置されている農地防災ダムの流域となっていますので、過度の土砂流出が発生しないよう沈砂池等の排水に関する施設の維持管理を適切にしてくださいようお願いいたします。	ご指示に従い、工事施工方法や工事工程を調整して、過度な土砂流出を避けるように努めると共に、排水に関する設備の維持管理に努めてまいります。
69	【資料4】 庁内関係課 生活環境課	10	(2)土壌汚染の4行目における、「対象事業実施区域及びその周囲」という表現があるが、「その周囲」がどこまでを示すのか、不明瞭なので明確化した方がよい。例)○○市○○字の土地等	「対象事業実施区域及びその周囲」は、図2.2-1(3)等に示した対象事業実施区域を含む75000分の1縮尺の図面の範囲です。 別添Q10に「対象事業実施区域及びその周囲」に地区を重ねたものを示します。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
70	【資料4】 庁内関係課 生活環境課	11	「表3.1-28 形質変更時要届出区域の指定状況」について、島田市伊太や島田市相賀にも形質変更時要届出区域が存在しているため、追記してください。	島田市伊太、島田市相賀につきましては、No.33でお答えした対象事業実施区域を含む75000分の1縮尺の図面の範囲に含まれていないため記載しておりません。
71	【資料4】 庁内関係課 生活環境課	12	(2)土壌汚染の5行目について、土壌汚染対策法は、令和4年6月17日に附則の改正が行われていますので、訂正をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
72	【資料4】 庁内関係課 生活環境課	13	太田川上流の水域類型は令和4年4月1日より河川Aから河川AAに変更されていますので修正願います。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
73	【資料4】 庁内関係課 生活環境課	14	太田川上流の水域類型は令和4年4月1日より河川Aから河川AAに変更されていますので修正願います。	ご指摘ありがとうございます。評価書においては適切に記載いたします。
74	【資料3】一般 意見 S	15	3 沈砂池について (1) 開発面積について P667の表に示される開発面積に疑義があります。例えば11号機の開発面積は、造成で出来た大きな切土法面を含んでいるのでしょうか。同表の沈砂池面積を開発面積で除して、1ha当りの沈砂池面積を算出すると10%程度の差がありますが、それについて合理的根拠があれば示して下さい。また、切土法面を背負っているヤードの沈砂池ほど、前述のm ² /haの値が小さくなっていますが、逆ではないかと思えます。 P668～P667に記載されているタイプ3の沈砂池は、2～3の例外を除き受け持つ開発面積が0.15haで、沈砂池面積が15m ² 前後です。これは、P663の標準図におけるWの値が15m前後であると理解してよいか伺います。その際、タイプ3の配置図(P17～P34)からは受け持ち開発面積が全て等しい根拠が読み取れないので、説明願います。 特に3-150,151が担う面積はもっと大きく、容量不足と思われます。P672の表1021.2-7(7) 沈砂池タイプ4について、上記タイプ1と同様に沈砂池面積を開発面積で除すと、51 m ² /ha～473 m ² /haまで10倍近いバラツキがあるが、合理的な理由を伺いたい。	(1) 開発面積について P667のタイプ①沈砂池の表につきまして、記載している開発面積は、法面を含んだ面積としております。現地の地形などにより、深さを考慮して算出していることから、沈砂池の面積に大小がございます。 沈砂池タイプ3の沈砂池の、それぞれの受け持ち面積について、表現されておらず申し訳ありません。 P672のタイプ4沈砂池につきまして、タイプ1と同様に、現地の地形などにより、深さを考慮して算出していることから、沈砂池の面積に大小がございます。 いずれも、今後静岡県在所管部署様からの指導をいただいております。その結果を踏まえ評価書においては更なる設計精度の向上に努めます。
75	【資料3】一般 意見 S	16	(2) 放流流域等 P694の表によれば、4-1号沈砂池の放流流域は原野谷川支流となっているが、どのように導水するのか。家山側への放流が合理的と考える。但しその場合沈砂池3-18～3-22を経由する事になるが、これらの能力とのバランスを照査する必要がある。 P676によれば、沈砂池1-6の放流先は沈砂池2-139となっているが、間には切土法面が存在し、法面の洗堀が予想される。適切な流路を設け、東側へ放出する方が安全と考えるので検討願いたい。 発生土盛土4号の仕上がり面排水工について記述されたい。仕上がり高さの関係で、盛土工3側へは排水できないので、沈砂池も別途検討が必要。 (3) 沈砂池タイプ2について 一般的に切土法面・盛土法面を問わず、法尻全延長に施工すると考えるが、見解を伺う。 当該沈砂池は、いわゆるシガラであり、法面完成直後に乾燥や降雨で土砂の剥落が生じ、短期間に満杯になることが予想される。どのような維持・管理を検討しているか伺う。また、工事完了後や、事業終了後の管理責任も伺う。材質が木製であり耐用年数が数年しかない点も検討課題に入れる事。 他の沈砂池、特にタイプ1、タイプ4の放水を受ける個所は、満杯になるのが早いことが予想され、ポケットの拡大や多段式の構造も視野に入れて検討されたい。	(2) 放流流域等 4-1号沈砂池の放流流域につきましては再度見直し、評価書でお示しいたします。 沈砂池1-6につきましては、再度見直し、評価書にてお示しいたします。 発生土盛土4号の仕上がり面排水工につきましては、再度見直し、評価書でお示しいたします。 (3) 沈砂池タイプ2について タイプ2のものについては、施工中や完成直後に堆積することを想定しています。したがって、静岡県林地開発許可に準じて、定期的に堆積土砂の撤去を行ってまいります。切土、盛土のり面については、植生することを計画しており、完成後に、土砂の剥落は経年ごとに減少すると見込んでおります。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
76	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 横田委員	5	水環境について、予測の時点では3地点は現況の数値よりも将来予測値では基準値を超え、水質6については倍近くになるので、重点的に対策をするという回答がありました。実際に現在、三重県で事業を実施されたということですが、その際に同様に基準値を超えるということは起こったのでしょうか。また保全措置がきちんと効力を発揮するということはあったのか、なにかわかる知見があれば教えていただきたいです。	三重県でこれまで事業をやらせていただいていたところにおいて、これと同じような地点は実は存在していないというのが実態でございます。この事業ですと水質6番が非常に大きく増えてしまったとありますが、ここは輸送用道路として使わせていただきたい国有林の林道でございます、ここがその道路の脇を大代川が流れており、もし汚れた水が出た場合に染み込んでいく有効的な領域がないということからどうしても川に入ってしまう可能性が高いということが予測されたため、ここでは非常に高い数値が出てしまっております。こちらについては、このアセスメントの手法上、工事を一斉にかかるというような形で、予測評価をしていますので、事業者としてはこんな仕事はやらないと思っているようなことでも予測しなければならぬため、工事につきましては、短い期間に区切って、時間を変えて工事を実施いたします。そのためここに出てくる数字には到底ならないだろうとは理解しています。しかしながら、予測の手法についてはこのようにやるように、ということを言われていますのでそれをもとに予測させていただきました。あとはもう少し細部の設計をするときにあたりまして、沈渣枡をどのタイミングで入れるのか、ろ過装置をどの程度入れていくのかでもって、この数値を限りなく現況に近づけていくという努力をさせていただきたいと考えています。
77	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 横田委員	6	予測評価は最大値を出しており、これだけの影響があるが、事業者としてはこれだけの対策を講じるので低減が図られるということですが、実際に工事を区切って実施した際の評価は今後示すこととなりますか。工事が具体的に終わったときに示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	その通りでございます。その件につきましては県庁内連絡会議でも、事業計画が決まってきましたらその中身について御説明していただきたいという御意見をいただいており、対応するように事業計画を作っております。
78	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 今泉委員	7	水質に関する調査地点6について、事後調査で確認するということですが、別添資料21で工事中の浮遊物質の変化を調査されていますが、この観測結果にあるように流量の流れによって大きく変化するため、是非、事後調査では浮遊物質がたくさん流れ出るであろうと考えられる時を考えて確実に調査していただきたいです。	はい、そういう時期を狙って調査できるように努めてまいります。
79	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 中村委員	8	水質に関して、資料2の予測評価に事後調査について書かれています。予測値が高い水質6において、予測に不確実性を伴うことから事後調査を実施することとします、とあるが水質6のみで、濁水の到達が予想される水質3と8の地点については、予測の不確実性が伴うのであれば、予測値に大きな差がなくても、事後調査をしっかり実施する必要があるのではないのでしょうか。	事後調査を実施するのは水質6だけになります。水質6だけやる理由としては、工用道路を改変することによって、濁りが発生するのですが、そのあたりの理由として、準備書707ページに調査をやる理由として示しております。1つ目は、「大代川の影響は61%程度と大きいですが、これは管理道路3の拡幅を一斉に施工したと仮定した場合の予測結果である。管理道路3の拡幅工事にあたり、以下の環境保全措置を追加することによって影響を低減することが可能になると考える。保全措置としては管理道路3の拡幅にあたっては、短い空間に区切って順番に施工する。」2つ目、「管理道路3南側の区間では、降雨時に養生を行い、濁水の発生を抑制する。上記の環境保全措置を追加で実施することにより、造成の施行に伴う水の濁りの影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価します。なお、水の濁りの影響については予測に不確実性を伴うことから、上記環境保全措置を追加する大代川について影響が低減されることがことを確認するために調査地点の水質6において事後調査を実施することとしました。」と記載させていただきました。以上により、水質6が特にその不確実性が大きいということで、書かせていただきました。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
80	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 中村委員	9	事後調査を実施するまたは実施しない基準については、影響が大きい予測や不確実性が伴う地点については事後調査を実施するが、不確実性が低く多少影響がある程度の地点については実施しないということでしょうか。	事後調査を実施する基準というのは特には水質ではありませんが、この件については、特に水質6について増える量はパーセンテージで言うと61%と他の2地点に比べて大きく、あと不確実性が大きいということで、6番のみとしております。水質3と8については対象とはしていなかったということです。準備書非公開版2/3の1593ページが、事後調査の全体を記載したものです。この後に、実施する事後調査を全部まとめて書いてありますが、10.3-1に4行目あたりかが一般的な事後調査を実施する要件として書かれているものになります。不確実性があるという書き方がわかりにくくてよろしくなかったのかもしれないのですが、一般的に言うと予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合に事後調査を実施するという点が基本的な考え方になっておまして、その他三つ項目がありますが、これに従って検討したという経緯になります。
81	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 吉崎委員	10	「不確実性」に関しては、評価書にもう少し具体的に記載してほしいです。単に、現況値と予測値が大きく違うため、どうなるかわからないからなのか、工事の種類ややり方、時期等を変えたときに水質6について最も値が変化する可能性があるという意味の不確実性なのか。水質3や8は工事のやり方や、今の工事の期間や方法を考えれば値が変化する要因が少ないため不確実性も少ないため、大きく変化する可能性がないため水質3や8は事後調査を実施しない、など具体的に何をもちょうと不確実性と考えているか、その不確実性が具体的にどのようによ予想されるため、水質6だけをあえて抽出することを記載してほしいです。	承知いたしました。
82	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 斎藤委員	2	以前にも意見を述べましたが、「野守の池」を水質調査地点に加えて下さい。この池は水路を通じて大井川の支流の家山川と繋がっています。以前は水深8mという記載がありましたが、現在は水深3mになっています。人と自然の触れ合いの活動の場だけでなく、環境影響評価をする上で貴重な場所です。	「野守の池」の水は対象事業実施区域の集水域外の池の北側の水路から主に流入し、南東部の堀川を通じて大井川に流出します。 「野守の池」が水路を通じて家山川に繋がっているとしても、事業計画で家山川に濁水は流入しないと予測されるため、水質調査を実施する必要は無いと考えます。
83	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	10	市や地元が管理する水道水源の水量や水質の保全に努めること。準備書において造成等による工事中の濁水が河川に流入する箇所が複数予測されている。特に大代川については浮遊物質量の将来予測値が高いことから、具体的な環境保全措置を評価書に記載すること。	・風車敷地や輸送用道路については、基本的には濁水が発生しても河川への影響を回避または低減出来るように計画しましたが、一部の河川では濁水が河川に到達することが予測されました。このため当該箇所においては工事区間を小規模に区切る、濁水期での施工、豪雨時の防護対応などの施工計画の立案を進め、評価書に記載できるように努めます。
84	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	6	事業計画区域及び周辺地域には、生活水として利用している簡易水道及び小規模水道の水源地や浄水施設等が存在する。については、事業の実施により水量及び水質に影響が出ないよう十分な調査及び環境保全措置を講ずること。また、万が一影響が生じた場合には、地域住民の生活に重大な影響が生じることに鑑み、迅速かつ実効的な対応を行うとともに、補償に応じること。	・飲料水につきましては、各管理者から水源地の情報をご教授いただき、この個所に影響を与えないように事業計画を策定いたしました。また、水源地の調査とは別に住民の皆様から水の利用に関するアンケートをさせていただき、水利用の実態を把握いたしました。今後事業が進展することにより、万が一本事業による影響が生じた場合については、迅速かつ実効的な対応を行うと共に、補償についても対応してまいります。
85	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	7	森林の伐採を伴う工事により、森林の涵養機能の低下や河川の水量・水質及び地下水の水位に影響が生じないよう、工事前・工事中・工事後に十分な調査を行い、環境影響が認められた場合には、適切な環境保全措置を講ずること。	・事業に係る伐採により森林の持つ涵養機能の低下や河川の水量、水質及び地下水への影響が考えられるため、森林の伐採面積を最小限にするよう、風車敷地や輸送用道路の策定に留意しております。また、森林の涵養機能が低下しないよう、踏み固めた場所への降雨は沈砂池に集め、ゆっくりと地下浸透させる計画です。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【水資源】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
86	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	8	事業実施による動物の行動域の変化等により、水源地周辺で活動する動物の糞尿や死骸が増加した場合は生活水質の悪化を惹起するおそれがある。このような観点を踏まえ、水源地周辺での十分な生態系調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。	風力発電事業に伴う動物の行動域の変化による水源地の環境悪化といった事例は確認されていないことから、現時点ではご指摘の調査及び予測評価については検討しておりません。なお、本事業では水源地への影響を回避するよう事業計画を検討しております。
87	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	9	地域住民の意見を踏まえ、発生土流用盛土による水源の上流部の水量及び水質への影響について、十分な調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。	・発生土流用盛土の地点においては、その地点や規模について地元様からのご意見をいただいております。今後の評価書手続きに向け、地点や規模を再検討すると共にその計画による予測・評価を評価書にてお示しいたします。
88	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	10	環境影響調査において原野谷川への濁水の到達が予想されており、その影響は前述のとおり重大であるから、掛川市域においても事後調査を実施すること。	道路拡幅工事に伴い、原野谷川への濁水到達が予測されております。なお、安全側の観点で同時に工事を実施する前提で予測をしていますが、実際には道路拡幅工事は一度に全線での工事を行うことはありません。あわせて濁水の流入を防ぐ保全措置の検討と実施によって環境影響を低減できる工事計画を策定いたします。
89	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 斎藤委員	14	野守の池についてはこちらも憩いの場になっているので、その水質についてもうちよっと調査をした方がいいと意見いたしました。回答としては影響がないものとするバツサリと切られてしまいました。 しかし、水の処理とか水の重要性をかなり認識されているはずなのに、なぜ野守の池だけは、調査地点に入れてもらえないのか、頑なに影響はないのでしょうか。濁水は流れないにしても、水の量の増減は、環境影響評価の一因としてはかなり重要だと思っています。なぜそういったことにも関わらず、野守の池というのは調査地点に入れてもらえないのかという具体的な理由を教えてくださいたいと思います。	水量が変わるのではないかとのご意見ですが、準備書653ページにこの水質の現地調査位置ということで示させていただきました。水質の調査地点と対象事業実施区域や、河川、池があります。対象事業実施区域に関わる集水域ということでそれぞれ色別で示しております。野守の池が上の方にありますが、この対象事業実施区域で影響のある集水域から外れておりまして、水量としても変わらないということで、調査は不要ではないかと考えています。 野守の池の主な水の入り口は、野守の池の北側の山から主に水がきているようです。対象事業実施区域のかかる集水域を少し外れてまして、完全に水の収支とあまり関係ないという考えです。野守の池の北側の山から水が流入して、南東部から水が出てるとい、現地確認した結果でございます。
90	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 吉崎委員	15	野守の池については、(野守の池を調査地点として選定しなかった理由を)評価書に記載したらよいと思います。野守の池は地域にとって大事な、人の憩いの場所であったり確か冬鳥とかも渡ってくる場所でもあります。地域にとっては身近な場所なので、野守の池はなぜ評価されないのかということになります。そのため、野守の池に流入する河川がないであるとか、今のところ、今回の事業地から流れ出る流入するような状況にないとか、この野守の池の水位は、こういうところからの河川によって維持されているとか、なぜ野守の池が除外されるのかということの水文的にきちんとお示しをさせていただいた上で、そういう理由だから今回の事業実施の影響は受けられない考えられるというようなことを記述していただければ、斎藤委員のような質問はでないと思います。 普通に考えれば野守の池はすぐ人と自然とのふれあい活動の場としても大事な場所だと思いますが、少なくとも水資源、水位を保つとか、水質に関しては、こうこうこういう理由で影響が考えられないということを記述していただくということは必要かなと思います。	はい、承知しました。(野守の池を調査地点として選定しなかった理由を)評価書で記載を検討いたします。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【土地の安定性】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
91	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	24	事業区域内には土砂災害警戒区域や砂防指定地等が存在しますが、盛土・切土といった地形の改変とこれらの指定地の位置関係が図面からはわかりません。両者の位置関係を明確にしたうえで、必要な対策を講じるべきではないでしょうか。 また、ここで土砂災害警戒区域や砂防指定地等が存在することが示されていますが、それらの範囲内で事業を行うことの影響や対策が、10.1.3では明示されていません。	切り土、盛土につきましては2章の改変区域図に示しております。 土砂災害警戒区域等での事業実施におきましては、林地開発許可制度等について静岡県関係部署との事前協議を別途実施しております。なお、環境影響評価図書で、その詳細を記載したとしても、記載と異なる対策を林地開発許可制度の中で指摘されることもあり、環境影響評価図書との齟齬が発生してしまいますので、現時点での明示は控えさせていただきます。
92	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	25	5号機付近には地すべり地形が存在するということですが、安定していると判断する材料は何でしょうか。ボーリング結果等も精査しながら安定性を議論すべきではないでしょうか。	準備書においては赤色立体地図による判読結果を基に、5号機を設置する尾根には地すべり地形がないことから安定していると判断しておりますが、今後実施する現地調査(ボーリング調査を含む)を加味し、地すべりの規模、ブロック構成、発生要因等の地形地質データを収集し、引き続き5号機への影響を精査していく予定です。
93	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	26	9号機付近に地すべりが存在する可能性があるとのことですが、詳細に調査する必要があるのではないのでしょうか。	今後実施する現地調査(ボーリング調査を含む)を加味し、地すべりの規模、ブロック構成、発生要因等の地形地質データを収集し、引き続き9号機への影響を精査していく予定です。
94	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	27	12号機付近の地すべりに対して、排土工で対策をしますが、それで十分な安定性が確保されるのでしょうか。安定解析をして確認する必要があるのではないのでしょうか。	排土工による地すべりの滑動力を低減すると共に地すべり土塊下の安定した岩盤に風力発電機の基礎を支持させる計画をしております。地すべりの活動程度を現地の地形地質状況等から考察し、現状の安全率の検討を行い、それを踏まえて12号機への影響を検討する予定です。
95	【資料2-1】 委員意見 中村委員	28	地すべり地形が存在、転圧により低減とあるが、どの程度の低減になると予測しているのか？これに関しても、台風15号のような災害級の事態が起こった場合を想定した予測が必要ではないのか？	環境影響評価の予測・評価におきましては、事業の実施により、周辺環境への影響が発生する恐れがある環境影響要素につきまして、事業者がどのような環境保全措置を取ることにより、環境影響を回避または低減できるかを検討することが主眼であり、令和4年台風第15号のような気象条件下では、事業実施の有無にかかわらず河川の洪水は発生してしまいますので、そのような条件下でも環境保全措置の実施によって少しでも本事業実施による影響は低減できるよう努める所存です。
96	【資料2-1】 委員意見 森下委員	29	ボーリング調査はコアボーリングを実施したので、その旨を(ア)に明記してください。コアに関する記述があるのでわかりますが、オールコアボーリングであるなら、その旨を明記してください。	本事業における調査ボーリングは、基本的には標準貫入試験を実施したコアボーリングを実施しております。評価書には反映させていただきます。
97	【資料2-1】 委員意見 森下委員	30	f10～f12とb01, b02の位置関係がよく見えません。もっと大縮尺の地図、例えば31ページの図2.2-4(16)改変区域及び緑化計画(詳細)などに記入してください。その際、その点の地表標高も添えてください。そして、別項で指摘するようにコア観察のクライテリアを統一させ、適切な地質柱状図を描けば、12号機から14号機の狭い地域での土地の安定性に関して、重要な情報が得られると思います。	f10～f12とb01, b02地点の拡大図を別添資料No.30に示します。 ボーリングコアの観察には複数の技術者が当たっております。評価書において改めてクライテリアを統一すると共に、評価の統一された柱状図へと更新いたします。なお、地質構造の連続につきましては、事業計画策定の際に検討して利用する予定です。
98	【資料2-1】 委員意見 森下委員	31	ボーリングコアの記載で、f11にのみ泥岩があることになっています。その他のコアでは全て頁岩と記載されています。1/16mm以下の粒度を持つ堆積岩の内、剥離性があるかなどで泥岩と頁岩が区別される場合がありますが、風化も重なっていて混同しやすい他、地質分野と土質工学分野では用法が異なるなど曖昧です。本調査での泥岩と頁岩のクライテリア(判断基準)を記してください。また、711ページから719ページの記載を拝見すると、地層境界の設定の仕方などに関して異なるクライテリアを持つ複数人により記載されたのではないかとの印象を持ちます。かなりの労力を費やして実施したボーリングですので、得られたコアから最大限の情報を引き出すことが重要だと思います。要は、すべてのコアを同一の基準で比べられることが重要だということです。	記述のとおりボーリングコアの観察には複数の技術者が当たっております。技術者間の地質評価における”目あわせ”行いクライテリアを統一して、地質構成表(各地質の定義を記載)を整理すると共に、評価の統一された柱状図にすることを検討し、結果については評価書にお示しさせていただきます。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【土地の安定性】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
99	【資料2-1】 委員意見 森下委員	32	複数の地質柱状図が得られた場合、本準備書のようにコア観察図の0mを揃えてそのまま並べるような作図は不適切です。ボーリングの口元(地表)標高をコア記載の0mとして、同一標高が横に並ぶようにしてください。そうすれば、地下の地質を立体的に表すことができます。本地域はプレートの沈み込みにより形成した付加体堆積物のため、同時相の連続性は良くないと考えられますが、狭い範囲ではボーリングがない地点の地質をある程度推定できるようになります。コアボーリングを多数実施して費用と労力をかけているので、得られたデータを有効に活用するようにしてください。	当該ボーリング調査は、構造物の基礎を設置する個所の地質岩盤状況を直接把握すると共に、近傍の道路切土の安定性検討に供する地質データを得るなど比較的小範囲の調査を主眼としているため、ボーリング調査深度に対してボーリング同士の水平方向の離隔がかなり大きな計画となっております。ボーリングが比較的近い範囲ではご指摘のとおり地層の連続性を検討できる可能性がありますので実施個所の標高を合せて比較するなど地質分布を検討してまいります。予定個所のボーリング調査は未だ完了しておりませんので準備書での記載は変更いたしません。事業計画策定の際や、林地開発に係る協議の際には、ボーリング調査結果を連続させて得られたデータを有効に活用するようします。
100	【資料4】庁内 関係課 砂防課	15	砂防関係法指定地を図示してください。 砂防指定地等で制限行為を行う場合は県と協議をお願いします。	管理用道路、発生土流用盛土と砂防指定地等を重ねた図を別添資料Q15に示します。砂防指定地等の拡大図についてはP219(3.2-70)「図3.2-20 砂防指定等の状況」で示しております。砂防指定地に関しては静岡県河川砂防局砂防課に対して事業計画を説明し、袋井土木事務所に確認するよう指示を受けております。その後、袋井土木事務所からの指導により砂防指定地(面指定)の図面を受理し、ボーリング調査のための申請を行い、現在実施中です。今後、ボーリング調査結果を踏まえ、各種設計を進め、行政の指導を受けます。
101	【資料4】庁内 関係課 砂防課	16	砂防指定地等で制限行為を行う場合は県と協議をお願いします。	本事業に際しては、砂防指定地等が関係することから、所管部署と協議をさせていただいております。今後ともご指導をお願いいたします。
102	【資料2-2】委員 意見_第6回 審査会 森下委員	11	資料3No.31の見解に関して、柱状図について評価書に結果を示すとありますが、今は示さないのでしょうか。審査会は全3回しかなく、評価書で示されても意見することができません。ですので、コアの記載をする上で基本的な問題ができていないのではという疑問を持っています。今あるものだけでも、このようになりますということを出していただくのがよいと思います。資料を見させていただいて、こちらがそれでよいと判断したら、その基準をもって、この後実施するボーリング調査についても同様に処理すれば、事業者としても非常に助かるのではないかと思います。 資料3No.32の意見の内容も含めて、可能な範囲で次回の審査会において資料として作成いただくと、実効性がありよりワーカブルなものになると思います。	ボーリングの実施箇所は風車を立てる場所を全てやります。これに含めて現地の土壌を確認するため、盛土・切土させていただく場所についても現地のボーリング調査を実施している真つ最中であり、それがほぼ完了するということ考えると、やはり評価書を出させていただくタイミングになってしまいます。そのため、それまでにはおっしゃられたようにクライテリアを統一し、判断の基準が変更・変化しないようにという点も含めて最終的な見直しをさせていただくということこれから進めさせていただきたく考えております。準備書711-719については事業地の南側の一部分だけを、この準備書を作成する前に先行してやらせていただいた部分で、赤い丸のところはまだたくさん残っていると見ていただければと思います。この赤い丸の残っているところも全てやりますし、それ以外にも盛土条例等々ありますので、それに適合できるようにボーリングを進めてまいります。ですから、風車の数の3~4倍程度のボーリングを実施しなければならないというのが実態であります。それも踏まえた上で、全体の地形地質の判断をしていただけるような資料を整えたいと考えております。既に終了しているところもありますので、その部分について、早急に中身確認し、どのような整理ができるのかについてできれば次回のご報告できるような体制になるのが望ましいと思いますので、努力させていただきます。
103	【資料2-2】委員 意見_第6回 審査会 森下委員	12	用語の問題になりますが、図の3「表層地質図」は、地質図そのものではないでしょうか。ここで表層地質図と表記する、何か理由はありますか。地質図は基本的には表層の土壌なんかをすべて取り除いた形で描かれるもので、土壌を含めて表層地質図といえます。少し紛らわしいため、これは地質図と記載したほうが適切です。	特に理由はありません。御指摘について、承知いたしました。
104	【資料2-2】委員 意見_第6回 審査会 今泉委員	13	資料3No.24に対する見解を読むと、土砂災害警戒区域等での事業実施にかかる詳細については、林地開発許可で審査を受けるため環境アセスではきちんと示すことができない、というような書きぶりですが、具体的なことを出さずに逃げることもできてしまうため、なるべく具体的なものを出してほしいです。同じ意見の中で、土砂災害警戒区域との対応関係について、資料4砂防課からの意見で、警戒区域と事業の実施箇所の対応関係で警戒区域と重なってないというのはわかりませんが、ただ、土石流の警戒区域は、警戒期区域そのもので土地の改変をやるのもリスクはありますけど、それよりも上流側で土地の改変をすることが、下流側の警戒区域に悪影響を及ぼす可能性もあると思います。その辺りについて、示す資料もご提示いただけたらと思います。	事業者で検討させていただきますが、他の場所でも同じようにアセスメントを実施しておりますが、土地の安定性に関わる場所についての評価の方法で、このような御質問をこれまでいただいたことがございません。そのため、アセスメントとしてこれを取り上げて、このような形で評価をしなくてはいけないということが、風力発電設備のアセスメントの中で取り沙汰されていたかどうかを確認しますので、そこも含めて、御回答できるように御準備させていただこうかと思います。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【土地の安定性】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
105	【資料2-2】委員意見 第6回 審査会 今泉委員	14	資料3のNo.25以降で、地滑りに関してお示しいただいてるのが今のところ周辺の赤色立体図だけだと思います。赤色立体図で地形判読してどの辺りを地滑り地形と判断しているのかとか、またそれを元になぜリスクが少ないとか、安定しているのかという評価してる点について、いまいち明確になってないので、その辺りについても、具体的にお示しいただけないでしょうか。	事業者で検討させていただきますが、他の事業で同じようにアセスメントやらせていただいているんですが、土地の安定性に関わる点についての評価の方法で、ご質問をこれまでいただいたことが実はございません。そのためアセスメントとしてこれを取り上げて、こういう形で評価をしなくてはいけないということが、風力発電設備のアセス法の中で取り上げられていたかどうかを確認しますので、そこも含めて、ご回答できるようにご準備させていただこうかと思っております。
106	【資料2-2】委員意見 第6回 審査会 吉崎委員	15	準備書の3-1-17ページから、改変区域とか緑化範囲の少し拡大した図面があります。一方で219ページ以降に、実はこの地域は砂防指定地、急傾斜地、危険区域、地滑り防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、砂防指定地であり、この土地の安定性をしっかり予測評価をして問題がないかということを確認すべき場所が非常に多いと認識してあります。ところが17ページ以降、新しく道路を作ったり盛り切りをしたりというところで、一切そういうことが図面として反映されていないので、例えばこういうところで行われた工事が下流側のそういう危険区域とか砂防指定地などに影響がないかどうかとか、そういうことについて我々が審議する上で一切確認ができないのです。図面が見にくいと意見しましたが、つまりそういうことなんです。アセス法で指定されているかどうかということではなくて、我々が準備書を見させていただいて、専門的知見から意見を言わせていただこうと思ったときに、そういうことを考える、その資料になっていません。そういうところの配慮が少し足りないんじゃないかということを一歩申し上げたいです。その辺りをしっかり御確認をいただいた上で、つまり上流側で何か起きるといことに対して影響を受けるかもしれないいろんな指定地、危険区域、そういったものが本当に大丈夫なのかということがわかるような、図面なり説明を土地の安定性という視点からしていただきたい。これだけいろんな危険区域が事業地域内に集中してるところもそんなに見たことがないと思います。我々としてはそこをどうしてもしっかり確認をさせていただかないと、地域の安全性に関わることで、ぜひ	御質問いただいた内容について理解いたしました。そういう観点からこの図の見直しをかけるであったりとか、こういう理由だからこの部分は別という、我々の見解を述べるように準備させていただきます。
107	【資料2-3】委員追加意見 第6回後 吉崎委員	3	対象地域には、土地の安定性に関する重要な地域が多数存在します。環境影響評価項目として「土地の安定性」が選定され予測評価されていますが、その多くは地形・地質に関するもので、16p～34pのような改変区域と217p以後に示されている保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所、地滑り防止区域などとの関係についての検討結果が記述されておらず、工事や施設が存在が上記のような土地の安定性に及ぼす影響の有無を確認することが出来ません。それらが確認できるような資料の作成と提示をお願いします。また、資材材の搬入・搬出に伴う道路に関して、既存の道路をそのまま使う、改良して使う、新設予定などがわかる資料をご提示ください。	・対象事業実施区域一帯においては、既に多くの法規制が施されていることは、これまでの調査等により把握しているところでございます。その上で風力発電事業を進めるために、まずは風力発電機の設置場所の地盤が適切であるかについて調査し検討をいたしました。 一方で、輸送用道路を含めた改変箇所については、広範囲に亘るため、各種の法令手続きにおいて、環境アセスメントとは別に自治体関係者様との協議を進めておるところでございます。 なお、改変区域図と砂防指定地等の重ね合せ図については、お示しさせていただきます(別添資料Q3)。
108	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	11	事業区域及びその周辺には、土砂災害(特別)警戒区域に指定されている区域や、地すべり地形が複数存在しており、風力発電機付近に及ぶところもある。については、慎重な地質調査を継続し、その結果を踏まえて安全側に立った適切な環境保全措置を講ずること。	・風力発電機の設置場所においては、現地踏査による地質概査や赤色立体図による地形評価を行った上で、風車配置計画を策定し、各設置地点ではボーリング調査を行い詳細な地質データを収集した上で設計に反映してまいります。また、輸送用道路における改変箇所においてもボーリング調査を行い、風車設置場所及び輸送用道路の計画策定において慎重に進めてまいりました。その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じてまいります。
109	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	12	特に、12号機設置箇所は地すべり地形であり、風力発電機設置のリスクが大きい一方、準備書における環境保全措置の説明が十分でなく、現時点ではリスクが低減されているとは判断できない。については、準備書記載の環境保全措置「地すべり等のリスクを把握し、リスク低減を図るよう配置計画を行う」とおり、12号機について、設置中止又は設置場所変更を含め慎重に再精査し、その結果を評価書に記載すること。	・ご指摘の地点につきましては、現地調査及び文献調査等で風力発電機の設置において他の地点と比較してリスクが高いことは認識しております。今後ボーリング調査等を行い当該地点のリスク低減が図れるか否かを検討してまいります。その結果においては配置見直し等を行い、評価書でお示しいたします。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【土地の安定性】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
110	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	13	静岡県内において盛土関連の重大事故が複数件発生していることに鑑み、発生土流用盛土については、安全性に万全を期すべく十分な調査検討を行うこと。また、その内容については静岡県盛土等の規制に関する条例に基づいて静岡県の確認を受けるとともに、関係市町や地域住民に随時説明し、不安・懸念の払しょくに努めること。	・静岡県では盛土の流失に関する重大事故が発生していることは承知しております。当該事業も発生土流盛土を設置させていただき計画しておりますので、当該事業が起点となり重大事故に発展することが無いよう、関係行政様からの指導を受けると共に静岡県盛土条例への適切な対応や静岡県林地開発許可に則った設計及び施工を行うよう努めてまいります。
111	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 森下委員	1	土地の安定性の中で私が質問したの部分についてお尋ねします。資料をつけていただきましたけれども、私の元々の質問の一つが泥岩と頁岩のクライテリアを記してくださいというものですけど、資料の中には書かれておりませんでした。	泥岩と頁岩につきまして、最初ボーリングの調査を始めた時点で、まずまず発生土流用盛土の調査から始めました。そのときのボーリングコアが、細粒分を中心とする固結した岩石、その中で特に割れ目が少ないと申し上げるのは、割れ目のピッチが大体20センチから50センチということ。そういったまず岩を観察しました。その後、調査が進んでいくに従って、それよりもや割れ目間隔の狭いもの、数ミリから数センチ程度の岩がたくさん出てまいりました。そういったものでどちらもその細粒の成分、つまり泥質岩ですが256分の1ミリ以下のそういった粒子でできている固頁岩だということで見えていたんですが、そういったまずは最初に見た割れ目の多さ少なさで、まず1回分けています。それで、いずれボーリングが進んでいくに従っていろいろなものが出てくるだろうというような、予想もしておりましたので、最初の段階では少ないものを泥岩としておりました。つまりボーリングのコアの区分としては、泥岩がボーリングコアの区分基準のⅢ未満、ⅣやⅤは頁岩としておりました。ただ実際にその露頭等で観察しますと、そういったものが綺麗に層状として区分できるものではなくて、露頭としても一体化して出てきているものがありましたので、基本的にはその割れ目はコアの観察の割れ目感覚の区分に任せるということにしまして、名称は全て頁岩ということで統一しました。
112	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 森下委員	2	最初泥岩とされたものも今頁岩になってるということですが、むしろ、頁岩より泥岩の方が一般的な名称だと思います。先ほど今言われた割れ目というのも剥離性というのとはまた少し違いますか。	剥離性ということとは少し違います。基本的には同じ方向で、あるいは層理に沿って割れる場合もかなりあるんですけども、そうではなくてフレーク状というよりはサイコロ状といいますか、つまり粒々としてスレーキングのように割れてくるようなデータもございます。
113	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 森下委員	3	成因までわからないかもしれませんが、その属性作用によってそれができたという感じなのか、あるいは何かもう少し断層のような破碎帯に近いようなものがあつたという意味では、どちらが多いんでしょうか。	基本的にやはり頁岩ですと属性作用だと思いますが、それだけで片付けられない、つまり構造運動の影響を受けているものも散見されます。ですから、本来はそこはその形状から分けるということもできるのかもしれませんが、今ボーリングコアで見る限りではなかなかその区別が曖昧な部分もありまして、今は頁岩という名称で統一しています。
114	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 森下委員	4	準備書には砂岩とか頁岩と記載されている中で共在しているものがあって、この柱状図の記載と準備書の色の塗り分けなどが、違うところがあるんですね。説明として共在していると書かれてるものを、こちら層として書いてしまっています。その辺りも統一ができてないのかなと思いますので、実際には、そこをもう一度考え直してほしいなと思います。たくさんボリュームありますので、次までに出してくださいとは言いませんので、ぜひ今私が申し上げた考え方で整理していただきたいと思います。	はい、ありがとうございます。
115	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 今泉委員	5	12号機付近の地滑りの資料を提示いただいて、特に地形図と移動体を重ねた図を出していただいたので、どういったものを想定する、しているのかというのはよくわかりました。それで地滑りの状況をわかりましたので、あとは実際に計画する段階においては、この地滑りが活発化しないように十分にご配慮いただきたいと思います。質問ですが、今回、風車を置く地点のその地滑りの状況というのはわかりましたが、管理用道路であつたりとか、あとは残土の置き場周辺の地滑り地形の存在はご確認をされてるのでしょうか。地滑りの末端を道路の拡幅に伴って切ってしまうと斜面を不安定化させてしまうと思うので、道路の計画に当たってはぜひそのあたりも十分注意していただきたい。もし不安定化しそうだということになれば、対策をしていただくということも必要のかなと思います。	特に盛土といいますか、発生土流用盛土につきましては、やはり斜面に荷重をかけるということもありまして、地滑り、あるいはその表層崩壊が起きそうな土質、そういうものがあつたときには被害に繋がるということも重々承知しております。ですからそういったものを計画している地点については地形の調査を行っております。それから道路につきましても同様でして、やはり同じようにあの地滑りですと末端を切ると、上方斜面が不安定化するですとか、あるいはその崖錐堆積物が多いところに排水が集中すると、それが崩壊するということもございましてそういったところも、道路沿線の地形を見ながらチェックはしております。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【土地の安定性】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
116	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 吉崎委員	6	今の森下委員と今泉委員からの説明の質問に関しては、もう少し具体的にどうなのかということをお教えいただきたい。資料を提示していただいて、どこに管理用道路が通るもしくは新設される・改良されることや、いろんな砂防指定地と崩壊土砂流出危険地区等との関係は非常によくわかるようになりました。 その結果、具体的にどこがどう懸念される場所として新たに抽出されたのか、それともこの準備書に最初に記載された予測評価の中身は、ほとんどこの資料を作ったとしても、何ら変化なかったのか、もしくは新たに検討しなければいけないような場所とか、そういうところが具体的に何か抽出されたかどうか教えていただきたい。	準備書ではいろいろな資料で説明させていただいたところなのですが、我々は風車敷がどうしても重要構造物という認識でありますので、今回の地形地質関係の調査が進んでまいりましたので、具体的にここが危ないという点は詳細に当初の計画段階から注視していかなくてはならないと考えておりました。 また、管理用道路と発生土流用盛土においては、特に既設の林道等がございますので、露呈しているところも確認はできますので、元々考慮すべきところというのは比較的わかりやすいかと考えております。一方、今回新たに新設で管理用道路として計画させていただくところについては、地質調査もまだ継続して実施していくところもございますので、そういった面を気にしながら、今後どういうふうにご考慮する必要があるのかというのは整理していく必要があるかと考えております。
117	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 吉崎委員	7	現時点で準備書に記載された内容に特に変化はないと思ってよろしいでしょうか。別添資料Q3(9)管理用道路、砂防指定地、土石流危険区域、地滑り危険地区等という資料があります。 例えば砂防指定地や土石流危険区域でもあるし、地滑り危険区域でもあるところに、発生土流用盛土も管理用道路も造成されるということを見せられると、大丈夫なんでしょうかと思えます。これは、実際に専門家から見ると対策によって、全てクリアできて影響は排除できると理解してよろしいんですか。	当初の計画段階で、砂防指定地であるということは把握しておりました。したがってこの計画をする上で、土地の安定性と、あとはいわゆる水の処理については十分留意していくということ、あとは県の指導のもと、適切に行っていく必要があるというのは理解しております。そういったところをご指導、仰ぎながら、事業の計画を進めていきたいと考えております。
118	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 吉崎委員	8	市町長意見でも、特に懸念事項として水の問題と土地の安定性についての意見がありました。我々としても去年の台風のことありますし、それから伊豆山の土石流の件もございますので、特に注意して、当たっていただきたいという気持ちがあります。しかし今のお話を聞くと、これだけのいろんな区域指定をされていて、住民の方が心配されてるようなことに対しては、今のところでは万全を期していると、懸念されるようなことはほぼ起きないであろうと理解して構わないと我々は理解して大丈夫でしょうか。 私が今まで経験した中でも、これだけ砂防指定地や土砂流出地がかぶってるような場所はある経験がないのでよほど脆弱なんじゃないかと思ってしまうので、さらに検討が必要な場所とか、現時点でこういう場所が懸念されそうだといいこともないということでしょうか。	今おっしゃられたようなものが非常に重なり合う場所というのは事実です。他の法規制から組み合わせると、どうしてもこの場所以外に土地がないというのが、正直な現地の状況でした。また実はこの道路というの、新しく作らせていただくところあるんですが、ここも現況道路がないところに一部作らせていただいて、なおかつここに残土処理場を設置させていただきたいと考えています。しかし、同じ凶面を地元の皆様にもご説明してありまして、やはり地元の皆様のご意見としましては、自分たちの生活用水であり、水が通っている上部にこういった土を置くということについて、計画として作っているが、本当に大丈夫か、絶対大丈夫か、100%大丈夫かというご質問は常にいただいているところであります。絶対かと言われる質問に対して絶対ですとは、私ども技術者の端くれとしてそう答えることはできません。そのため、できる限り災害が起きないようにすることで、現在の御指摘の場所について再度見直しをさせていただいております。もっとこの規模が縮小できないのか、道路線形をもう少し変更できないか、開発をもっとタイトにできないかということも含めてやらせていただいております。しかし、こういう土地の全てを迂回することはおそらく不可能となりますのでその点については行政とお話をさせていただきながら、どういう基準でどういうものを作っていくのか、例えば先ほど水の処理と言いましたが、この辺りは牧之原のデータを使って計算するになってます。本当にそれが適切なデータとして使っているものかどうかということもご協議させていただきながら、我々がここで作らせていただいたこと
119	【資料2-4】委員意見 第7回 審査会 吉崎委員	9	例えば森林法の林地開発許可には基準があって、事業者がその事業においてそういう基準をクリアすれば、基本は許可しなければいけないという法律です。ところが環境アセスはそうではなくて、例えその行政が作った基準を超えていたとしても、事業者がそれ以上のご努力で、さらに基準を上回るような対応ができるのであれば、事業者のご努力の部分を審査会としては環境影響評価としてちゃんと見させていただくという考えでやっているつもりです。 事業者に対して利益をなしにして、ということまでは全く要求をしてはおりませんが、事業者として地域の方々の安全性というのを考えてこまめでは、十分基準を超えてでもご努力できるということであれば、そこまではぜひご検討いただきたい。	ありがとうございます。やはり委員からあつた御意見が地元の皆様に、こういった事業をご理解していただけるポイントになるかと思えます。 全てにわたってではないかもしれませんが、やはりポイントが絞られてきましたのでこういうところのどの程度、我々が対応することで、少しでも皆様の不安が払拭できるかということについてはしっかりやっております。水質や飲料水の方も同様でございます。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
120	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	33	表10.1.4-29の昆虫類の調査結果概要では、チョウ目の主な確認種にツマグロキチョウとありますが、資-55のNo.342のツマグロキチョウの項目には○がついていません。記載ミスだと思います。確認してください。他にもこの様な記載ミスがあるかもしれませんので確認をお願いします。	ツマグロキチョウについては、秋季の一般採集調査時に確認されておりましたので、該当部分に「○」を記載するようにいたします。 その他の部分についても確認するようにいたします。
121	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	34	可能な限り既存道路等を活用することでありますが、実際に建設する場所には道路がほとんどありません。道路のルートなどが環境を保全するためには重要だと思います。特に場所によっては希少種が見つかる場所もあり、こういった場所に濁水が流れないようなルートを具体的に示してください。	対象事業実施区域の大半は国有林による林業施業が営まれており、林業施業に必要となる林道が多数設置されております。このため事業者といたしましては当該林道を把握し、国有林と林業施業の状況を擦り合わせた上で、変更量の削減を図るため既設林道の活用を含めた事業計画を策定してまいりました。 準備書において道路等を含む事業計画をお示ししておりますが、希少種の生育環境へ濁水が流れ込むことで重大な影響を及ぼすといった予測評価結果とはなっておりません。具体的な工事箇所等については引き続き検討を続けておりますので、検討結果について評価書にお示しするとともに、濁水が流入しないよう、適切な環境保全措置を実施してまいります。
122	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	35	アカザが見ついているような場所ではよほどのことがない限り濁水が流れません。環境保全措置に書かれている濁水の流出を防止する方法で、降雨時でも濁水が入らないのでしょうか。そもそも濁水がでないような措置をとるべきではないでしょうか。この部分についても具体的な方策を示すべきです。	土地造成面積を可能な限り少なくすることにより、濁水の発生を最小限に抑える計画としております。一方で、変更を行う以上は濁水の発生はやむを得ず一定程度生じるものと考えており、準備書p2.2-33～35にお示ししておりますような沈砂池を必要に応じて設置することにより、降雨時においても濁水の流入は抑える措置を取っております。
123	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	36	切盛法面に種子散布・・・緑化を行う・・・とありますが、この種子が問題で外来種を入れないように注意が必要です。国外外来種はもつてのほかですが、国内外来種でも持ち込まないようにしてください。可能な限りとありますが必ずしてください。また、具体的に種は何を考えているか具体的に記載してください。また、他地域から土砂の持ち込みはないのでしょうか。これによっても外来種が入り込むことが予想されますので、持ち込みの有り無しをきちんと記載してください。	土地の造成に伴う切土及び盛土箇所においては、土砂の流失を防止するため緑化を行うことを考えております。この際に使用する緑化材につきましては国内産を使用する計画ですが、特に自生している植物物への影響も回避できるよう、ご意見いただいた点に留意するとともに、事前に専門家様等からの助言や管理者との協議結果を踏まえ決めてまいります。 評価書において、緑化に使用する具体的な種を記載いたします。なお、他地域からの土砂の持ち込みはしない予定ですので、その旨を記載するようにいたします。
124	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	37	アズマヒキガエルやモリアオガエルの繁殖場所は特定できているのでしょうか。沈砂池のような場所で湧水がでるとかえって繁殖場所としてカエルが集まる場合があります。一時的に水が溜まりそこで産卵した場合その後乾燥することで幼生が死んでしまいます。本来産卵すべき所でない場所で産卵してしまうとこの様な事が生じます。この辺りは考慮されていますか。	両種の卵塊や卵紐も確認されておりますので、産卵場所については特定できたものと認識しております。ご指摘頂いたようなことがないよう、今後の工事計画の策定の際に留意するようにいたします。
125	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	38	オツネトンボは一般的に池や湿地など水がある場所を生息地としています。越冬の際には水辺から離れる事があるようですが、今回見つかった場所はどの様な場所でしょうか。地図からでは生息地の状況がわかりません。この場所に水があるのであれば、生息地を改変しないように水辺の保全を検討すべきです。ここに書いてあるような通り一辺倒な記載ではなく、具体的な保全対策に対する影響予測をしてください。	今回、オツネトンボが確認された環境としては、林道沿いの広葉樹林内となっております。今回確認された位置としては上記の1箇所のみとなっておりますが、ご指摘にあるように、水辺環境への影響も考慮する必要があると考え、準備書p10.1.4-511にお示ししておりますように、濁水の流入による生息環境の悪化に係る予測評価を行っております。
126	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	39	ニホンカワトンボの生息地は清流です。今回の事業域内で見つっていますが、直接清流の周囲を改変するのでしょうか。改変による影響予測の文章では、濁水についての記載ばかりです。直接清流の改変をしないのであれば、その旨を記載し影響がないことを示した方が良いと思います。改変するのであればその影響予測が必要です。	ニホンカワトンボについて、改変区域内での確認はございませんでしたが、本種の生息するような水域を改変する予定は現状ございません。ご指摘頂いた点を踏まえて、評価書において、予測評価の記載ぶりを精査いたします。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
127	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	40	ハチノゴセルは乾燥化によって激減しているようです。特に樹林と岩礫地の保全が重要である。生息場所と改変区域からの距離や改変による生息地の乾燥化などの問題がある。これらについて具体的に示し、影響予測すべきである。他の陸貝についても個々の生息環境から影響評価すべき。	ハチノゴセルに関しては、改変区域からは離れた場所での生息を確認をしており、事業による乾燥化といった影響がないと考えておりますが、他の陸産貝類も含め、評価書においては生息環境からの観点を含めた記載といたします。
128	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	41	今回確認された魚類の中で最も影響の可能性が高いのはアカザである。アカザは極端に濁水を嫌う。特に濁水後のシルトなどの堆積によって生息できなくなる。体表が粘液に包まれていることから濁水による無機懸濁物が付着する。従って、アカザが生息している河川はかなりの降雨があっても濁りが出ない場所である。ここでは通り一辺倒に濁水の流入をさける事が書いてあるが、具体的方策が示されていない。特に5個体採捕されている河川では生息密度も高いことから流域の保全を考えるべきである。流域の表土に大量の雨水が流れないような措置を講じるなど具体的な方策を記載してもらいたい。	水質に係る予測結果のうち、アカザが確認された地点に該当するものとしては、水質3及び水質8になるかと思料いたします。水質3では浮遊物質の増加量としては21%、水質8の増加量としては2%となっており、本事業の影響によりいずれも浮遊物質量が増加する結果となっております。一方で、水質8では事前の状態でも200mg/Lという結果となっており、この状態でもアカザが生息可能であることを踏まえ、水質3が位置している河川では、流入による影響は小さいものと考えております。また、水質8に関しても、その増加量は2%であること、実際の管理道の拡幅作業は一斉に行われるものではなく、順を追って施工されるものとなることから、影響は低減出来ているものと考えております。ご指摘を踏まえ、評価書において、予測評価の内容について精査いたします。
129	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	42	環境の保全のための措置ですが、個々の種の項目と同じようなことが記載されていますが、基本的な考え方は間違っていないと思いますが、個々の生物によって保全措置が異なります。ヒキガエルの産卵の項目にも記載しましたが、カエルの仲間は水があるとそこに集まる事があります。一時的な雨水の水たまりができることでそこに産卵してしまうことも考えられます。道路も具体的に希少なアカザなどが生息している河川流域にかからないようなルートを設定するなど具体的な方策を考えてもらいたい。法面の種子散布は必ず国内外外来種ではない種として下さい。これは基本的考え方に記載すべきだと思います。	ご指摘頂きましたように、個々の生物によって、環境保全措置の内容は様にはならないと認識しております。一方で、類似した環境に生息する種や、似通った生態的特性を持つ種については、同様の環境保全措置により、影響を回避または低減できるものと考えております。ご指摘頂いた内容を踏まえ、環境保全措置の内容について精査するよういたします。
130	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	43	動物に関わる環境保全措置とされていますが、動物でも鳥、昆虫、魚類、哺乳類など様々です。昆虫では生息環境が著しく異なります。動物群に分けて保全措置を考えるべきではないでしょうか。	準備書p10.2-19(1577)にお示ししております環境保全措置については、造成等の施工による一時的な影響に注視した環境保全措置をまとめて記載した部分になります。ご指摘にありますように、各項目において適用されるべき環境保全措置は異なってくるものと認識しております。適宜、お示ししております内容から、各項目に合致する環境保全措置を実施してまいります。
131	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	44	魚類やキセルガイなど大きな移動ができない動物についても生息環境が変化していないことや、公示後も生息していることを調査すべきではないでしょうか。	魚類及び陸産貝類については、現地調査の結果及び環境保全措置の内容を踏まえた予測評価の結果からも、本事業による影響は小さい、もしくは、低減できているものと考えており、現時点では事後調査の実施は検討しておりません。
132	【資料2-1】 委員意見 秋山委員	45	白光川への影響が14%とあります。今回の調査でアカザの生息密度が最も高かったのが白光川です。この14%がどの程度かわかりませんが、管理道路のルートを再考できないでしょうか。できれば白密川の流域の改変をさけるか、さけられない場合には濁水の流入を限りなく0に近づけるべきだと思います。	管理用道路の計画に際しましては、当該範囲における既設林道の有無を確認し、林道の管理者や地権者との打合せを行い、相互に理解できる道路計画としております。当該地においては、当該林道以外に林道の存在は無く、新たに管理用道路を設置すると環境負荷を増加させてしまうことから、当該道路を使用する計画いたしました。今般の環境影響評価では、河川に流入する沈砂池が受け持つ改変が同時に行われ、かつそのすべての改変により、改変場所が裸地となり、裸地への降雨が全く浸透せず流出した場合の予測をしております。この影響を低減するため、多くの箇所と同時に工事を実施しない、沈砂池排水と常時水流が離隔を取れるよう排水方向を検討する、大雨が予測される場合に裸地を養生するといった対策を検討し、環境影響を低減できるよう努めます。今後、工事施工計画の策定において、工事工程の調整等を行い当該影響の懸念される個所の同時施工を回避するなど取組みます。特に白光川の常時水流に到達すると予測された個所においては、上記対策を重視してまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
133	【資料2-1】 委員意見 岡田委員	46	鳥類の予測衝突数の計算に関して、計算式が成り立つ個体数(観測時間等)の範囲を教えてください。希少種であり個体数が極めて少ない場合に、どの程度正確に予測できるのでしょうか。	風車の立地などにより通過する鳥類の種類に違いがあります。ただ、計算式としては、通過した個体数からの計算であり、事後調査による衝突事例との関係から計算の正確性が判断されると考えますが、その事例がまだ、少ないためどの程度正確かは、不明な部分となります。なお、鳥類の大きさ(翼開張など)から計算することから、翼の小さい小鳥類では、50羽以上でないとい、予測数として示すレベルではないと考えています。
134	【資料2-1】 委員意見 岡田委員	47	騒音による生息環境の悪化について、予測を行った全ての動物種について「騒音は工事中の一時的なものであることから騒音による生息環境への影響は小さいものと予測する。さらに、環境保全措置として工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することから、騒音による生息環境の悪化の影響を低減できるものと予測する。」とあります。騒音による影響は小さいものと予測される根拠を具体的に教えてください。また、低騒音型の建設機械に関して、通常の機械に比べてどの程度騒音を抑えられるのか、それによって動物への影響がどの程度低減されるのかを教えてください。	騒音による影響については、鳥類の猛禽類の予測にクマカの事例を記載しておりますが、小鳥類に関しては、そのような事例はございません。低騒音型の建設機械については、従来の建設機械と比較した場合に国土交通省が定めた騒音基準を下回るものとなっております。その結果、動物への影響がどの程度低減されるかについては、調べられたことはないと思いますが、従来型よりも低騒音の機械を利用することで、低減されていると考えております。
135	【資料2-1】 委員意見 岡田委員	48	重要な植物について、移植を計画している種があります。これらの種について、移植の成功率(定着率)に関するこれまでのデータはあるのでしょうか。	種の生育する地域や環境によって、異なることとなりますが、参考となるデータは、いくつかの種において発表されております。例として、改変区域に重なっている4種について記載します。 ・カギガタアオイ:20~80%(別種のヒメカンアオイの事例)「道路環境影響評価の技術手法(別冊 事例集 動物、植物、生態系)」(国土技術政策総合研究所資料第393-395号) ・ムギラン:100%「長安ロダム改造事業における貴重植物への配慮について」(那賀川河川事務所) ・エンジュウムヨウラン:30~100%(別種のムヨウランとウスギムヨウランでの移植成功事例)「移植困難種であるムヨウラン属の移植成功事例について」(新谷大吾) ・タチキランソウ:約25%「一般国道474号 三遠南信自動車道青崩峠道路 事後調査報告書」(国土交通省中部地方整備局、令和2年)
136	【資料2-1】 委員意見 岡田委員	49	バードストライク、バットストライクの有無を確認するための事後調査を行うということですが、もしこれらの発生が確認された場合、どのような環境保全措置が可能なのですか。例を挙げて教えてください。	鳥類については、鳥類からの視認性を高めるため、ブレード部への塗色やタワー部への目玉模様などの貼付、コウモリ類については、忌避するような超音波を発生する装置の設置などが試されています。別添資料を審査会に用意いたします。
137	【資料2-1】 委員意見 岡田委員	50	方法書に対する静岡県知事意見として、「動物の中には爬虫類、両生類、昆虫類など、春夏と冬で生息場所を変える変温動物がいることから、工事を行う場合には、これらの動物への影響を回避するように配慮すること。」とありました。準備書において、この点をどのように考慮したのかを教えてください。	現地調査においては、哺乳類の冬季調査の際に補足的に確認を実施しました。工事に伴うような場所での確認はなかったことから、準備書において記載はしておりませんでした。影響のある場所という点では、回避していると考えており、評価書においては、記載に追加いたします。
138	【資料2-1】 委員意見 小泉委員	51	「状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする」とありますが、施設稼働後のバットストライクに対しては現在有効な防止策がありませんので、関連する情報を継続して収集してください。	バットストライクに係る知見については、引き続き収集に努めてまいります。
139	【資料2-1】 委員意見 中村委員	52	動物への環境予測だが、影響予測が動物群ごとにほぼ全てコピー&ペースト。同じ動物群でも生活史などは異なる。また、「悪化の影響を低減できると予測」とあるが、それぞれの対策を施すことで、対策を施さない時に比べてどれくらいの低減になるのか、しっかりと数値で予測していただくことはできないのか?	本事業地については、現地調査の結果、対象事業実施区域内の多くを針葉樹林や広葉樹林が占めており、似通った環境が広がっております。各種の生息環境が改変されるかどうかといった点からの予測評価を行っておりますので、似通った予測評価とはなっておりますが、内容については妥当であると考えております。予測に係る低減度合いの数値化については、確立された数値化する手法がないのが現状であると思料いたします。数値化できるものとしては、それぞれの環境がどの程度減少するのといった減少率や、鳥類の項目でお示ししております年間予測衝突数といったものになるかと考えております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
140	【資料2-1】 委員意見 中村委員	53	環境影響評価を行った調査地の設定基準がわからない。風力発電機の設置予定地との関係も含めて、明確にしてほしい。	調査地点の設定基準としては、現地の状況を踏まえ、当該地域における環境を可能な限り網羅するように設定した他、猛禽類や渡り鳥の調査地点に関しては、視野が確保できるかどうかといった点を考慮して設定しております。 動物に係る各調査地点の設定根拠については、準備書P8.2-49(408)～8.2-56(415)にも記載しております。
141	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	54	バードストライクを防止するには被捕食者を呼び込まないことが大事で、風車設置場所や周辺500メートルはコンクリート等で固め、緑化しないでください。たとえば、草地を作るとクマタカのエサとなるウサギなどを呼び込み、クマタカが飛来してバードストライクが起きる恐れが高まります。	風力発電機の設置に伴う造成は100m程度になると想定しており、周囲500mまでの造成は、改変区域の増加に伴う生息環境への影響の増大等が考えられるかと思料いたします。風力発電機のヤード部に関しては、砂利敷きにするといった、クマタカの餌種が利用できないような環境を創出する等、環境保全措置を検討いたします。
142	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	55	改変予定地で、猛禽類の営巣木になる可能性のある大径木はないですか。	現地調査の結果、改変区域周辺では、営巣木になるような大径木は存在しますが、改変区域の立地が、猛禽類の営巣地に重なるようなところ、特にクマタカとは重複しないと考えております。
143	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	56	鳥類の任意観察調査において、八高山山頂東側の改変区域に調査地点や踏査ルートが設けられていなかったのはなぜですか。	調査地点及び踏査ルートについては、現地の状況も踏まえ、設定しております。ご指摘頂いた箇所については、斜面の勾配が大きく、調査員の安全面を考慮した結果、調査地点や踏査ルートを設定しておりませんでした。
144	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	57	6号機から9号機を建設予定の改変エリアに、鳥類調査のラインセンサスルートが設けられていないのはなぜですか。	対象事業実施区域内の環境については、針葉樹林が多くを占めており、一部に広葉樹林が存在するという、似通った環境が広がっております。6号機から9号機にかけては、針葉樹林が広がっておりますが、同様の環境でもラインセンサス調査は実施できていることから、同一環境における鳥類の生息状況は把握できると考えたことから、設定しておりませんでした。
145	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	58	ページ841、843、845の注4によると、環境省の「モニタリングサイト1000森林・草原の鳥類調査ガイドブック」の調査手法に合わせるためとして、現地調査結果に手を加えています。しかし、例えば、同じ1羽が調査地点に45分間いた場合、どこの10分をとっても結果は1であるはずですが、この方法だと0.2になってしまうのではありませんか。	調査としては、45分間内で確認した個体であるので、10分に換算すると、0.2222になると考えて、計算しております。
146	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	59	ノビタキは繁殖確認はなく、渡り個体のみ確認ですか。	ノビタキについては、渡り個体と考えられるものの他、一般鳥類調査でも確認されておりますが、繁殖に関しては確認されておりません。
147	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	60	改変区域とされていない事業区域内の搬入道路での伐採や拡幅工事は全く行われぬのですか。ウズラは道路近くでの確認ですが、資材搬入で道路が頻りに利用される時期の安全を確保できるよう、車両の走行に充分気を付けてください。	改変区域外に関しては、対象事業実施区域内であっても伐採や拡幅工事は実施いたしません。工事車両の通行の際には、ご指摘頂いた点について留意するようにいたします。
148	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	61	一般鳥類調査でのクマタカのトレースは、衝突確率算出の際に加えられていますか。	年間予測衝突数の算出に当たっては、調査地点からの視野や、各調査地点における調査時間等の情報が必要になります。一般鳥類調査では、主に歩きながらの確認となるため、算出に必要な情報が得られません。そのため、一般鳥類調査の結果によるクマタカのトレースについては、年間予測衝突数の算出には用いておりません。
149	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	62	クマタカの行動圏が営巣推定範囲の端から1.5kmとしても、トレースが地形や樹木により見えなくなったところを範囲の外としている調査結果で判定してよいのか不安が残ります。安全側に立てば、2020年の()ペアの行動圏には少なくとも8号機と9号機が、2021年の()ペアには6号機が、()ペアには3号機が含まれるのではないのでしょうか。	準備書については、調査結果からの範囲として示しております。飛翔の状況については、年毎に変化が見られ、その行動圏にも違いが現れております。評価書においては、継続している調査結果も踏まえて解析を行い、必要があれば保全措置の検討をいたします。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
150	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	63	希少猛禽類調査の飛翔経路図が年ごとの表示ですが、2022年の調査は1月と2月のみです。年ごとの実施月も記載すべきです。また、2021年からは調査員が倍になっており、データ量が多くなっているはずで、その旨も書いておくべきだと思います。	2022年の調査について、準備書では2月までの結果を取り込んだものとしておりますが、その後も継続して調査を実施しております。評価書では、その結果も踏まえた図面を掲載させて頂くとともに、実施月が分かるよう記載いたします。 調査員の増加については、ご指摘を踏まえ記載するよういたします。
151	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	64	ミサゴは改変区域内の高度Mでも確認されていますが、尾根を越えて行き来している可能性はないですか。2020年3月現在、日本でバードストライクが確認された猛禽類のデータでは7羽とあり、少なくともないので調査でわかったことがあればおしえてください。	ミサゴについては、一部の個体は尾根を越えていると考えております。しかしながら、主に大井川沿いを飛翔する個体に関しては、川沿いでの探餌、移動を繰り返していると推察しております。
152	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	65	春の渡り期間は48%、秋の渡り期間は57%の鳥類が高度Mを飛んでいることがわかったとのことでした。衝突確率重視で判断せず、生物多様性保全の側に立って、特に渡りルート上にある6～15号機の風力発電機の稼働を休む等、運転計画の中で工夫できることはないですか。	渡り鳥に関しては、事後調査の実施も検討しているところになります。その結果を踏まえてにはなりますが、例えば、渡りが集中する時期における稼働制限といったものも視野に入れながら、検討していく必要があると考えております。
153	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	66	年間予測衝突数がいくつなら影響を回避できると評価できるのか、安全値の考え方の根拠を示してください。	年間予測衝突数の目安について、猛禽類では、風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、事業を実施している期間中に1個体衝突するかどうかという点で考えますと、安全側にたった場合、0.05という値が1つの目安になってくるものと考えております。
154	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	67	回避率はとても高い印象ですが、現在の環境影響評価では、この文献を採用するのがスタンダードなのですか。	回避率に関する文献については、常々最新の知見の収集を行っておりますが、現状としてはお示ししております文献を用いての算出がスタンダードなものであると認識しております。
155	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	68	ミゾゴイの改変区域内での確認はないということですが、1018、1020、1021ページの拡大確認位置図を見ると、改変区域から100メートル以内が6ヶ所あります。工事時期の検討等、繁殖への配慮が必要と思われます。	ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省自然環境局野生生物課、平成29年)では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされております。改変区域は主に尾根部に位置しており、ミゾゴイの繁殖に適した環境ではないことから、改変区域に近い箇所でも一部確認はされているものの、影響は小さいものと考えております。
156	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	69	夜行性のヨタカはブレードの回転範囲の高度を飛翔して探餌する可能性があるとのことですが、夜間に稼働している発電機を視認できるのでしょうか。「風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されている」ことが、ブレード等への接触の可能性が小さいものと予測できるとは言えないのではありませんか。	ヨタカに関しては、ブレードの回転域を飛翔する可能性はあると考えております。ただ、伐採地など開けた上空や山腹の樹冠部での餌取りなどを確認しており、風力発電機の設置するような主稜線での行動は少ないと推測しております。
157	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	70	クマタカ以外の希少猛禽類の繁殖確認についてはどうなっていますか。たとえば、サンバの改変区域内での確認は228回とのことですが、営巣は確認されていますか。営巣場所やその近くでの工事では、工期の検討や調査の継続など対策は講じられるのでしょうか。	クマタカ以外の猛禽類では、サンバの繁殖行動を確認しておりますが、改変区域からは離れた場所での確認でした。管理用道路からも離れております。
158	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	71	重要な鳥類への影響予測(サンバ)の表で、令和2年の環境省モデルの合計が誤りです。	ご指摘の点について、注釈でも記載しておりますが、合計値については四捨五入をしたものとなっております、お示ししております値が正しいものとなっております。
159	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	72	ペアの生息数しか書かれていませんが、事業区域内に生息する幼鳥も記載すべきです。算出した年間予測衝突数(の合計)をペア数で序すというのは、1119ページからの各モデルの説明にはなく、なぜこのような論理が成り立つのでしょうか。事業実施区域内のリスクをならしてしまえば、どこがクマタカにとって特に重要で、生息に危険があるかを判断することができなくなるのではありませんか。	ご指摘を踏まえ、幼鳥については評価書において記載するよういたします。 年間予測衝突数におけるペア数で除すという考え方については、年間予測衝突数のモデルの1つである由井モデルを考案された県外の専門家からのコメントを受けて記載したものといたします。同氏からは、国内におけるクマタカの繁殖率とイヌワシの事例をもとに、ペア数で除した値が0.05を下回れば、20年に1回片親が衝突した場合でもなんとか地域の個体群を維持できるとのコメントを頂いております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
160	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	73	8ペアで序していますが、示されている発電機ごとの衝突確率は、そこに何羽のクマタカが生息していても、それぞれの個体にとってはその確率そのものが該当するわけです。どの鳥かはわからないけれども、その風力発電機に鳥が衝突する確率としてみればよく、鳥の数が増えたから確率が下がるとするのは誤りで、家族が3でも2でも、その風力発電機に鳥が衝突する確率は調査データに基づいて計算されたのですから同じはずです。そもそも、生息に適したよい場所にたくさん鳥が集まってきて、個体数が増えれば衝突確率も上がり、それが問題だからそこは回避するべきととらえるのが環境影響評価の在り方ではないでしょうか。希少猛禽類保護の視点に立って考えるべきなのは、種の保存法で国内希少野生動物に指定されているクマタカが多く生息する重要な場所の安全性です。事業実施エリア内の風力発電機の衝突確率を合計した数値は、他の種と比べると突出して高くなっています。さらなる回避策の検討を求めます。	ご指摘の点についてですが、クマタカの年間予測衝突数の算出結果から、準備書p2.1-6(7)にお示ししておりますように、値の高いメッシュへの風力発電機の設置を避けるよう、事業計画を変更、影響の低減に努めております。 また、各風力発電機毎での年間予測衝突数の値としてはNo.54で回答させて頂いた安全側に立った目安である0.05を下回るものが多くなっており、局所的に見た場合でも、実行可能な範囲で影響は低減できているものと考えております。さらに、No.60で回答させて頂いた県外の専門家からのコメントを踏まえ、この地域に生息する個体群への影響は低減出来ているものと現時点では考えております。 一方で、クマタカの風力発電機への知見は少ないものとなっており、お示しさせて頂いた予測評価の結果については不確実性が伴うことから、事後調査の実施を検討しております。 その結果を踏まえ、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討してまいります。
161	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	74	ブッポウソウやヤイロチョウは対象事業区域での確認はありませんが、確認地点が区域に近いので、工事中、事後調査等で区域内で確認された場合、適切な配慮をお願いしたいです。	ご意見頂いた点について、留意いたします。
162	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	75	検討会でも出されていましたが、夜間の渡りへの衝突危惧は、どのように回避や低減できますか。	夜間の渡りについては、多くは高高度に飛翔のピークがあることから、衝突の可能性は低いと考えています。渡り鳥に関しては、事後調査を検討しておりますので、その結果から、重大な影響が出た際には、風車の稼働を一旦停止し、原因と対策等について専門家の助言を得た上で対応することを検討してまいります。
163	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	76	サシバ、ハチクマの主要な渡りルート上にあるウインドファームでの事例が挙げていますが、飛翔経路の変更を余儀なくされた鳥類のエネルギーロスや繁殖率への影響については触れられていません。そのような事例も示していただきたいです。	飛翔経路の変更に伴うエネルギーロスについて、「風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業 既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書」(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年)では、サシバ及びハチクマの渡り時における風力発電機迂回に伴うエネルギー的・時間的ロスに関する試算結果が示されております。この内容を踏まえ、両種の風力発電機迂回によるエネルギー的損失、時間的損失に対する影響は軽微であると考えております。対象事業実施区域付近でも、南北にかなりの幅をもったルートになっていると推測しており、上記の内容を踏まえ、経路の変更に伴うロスは少ないものと考えております。また、繁殖率への影響については、報告書としては、出されていませんが、サシバやハチクマの繁殖率が、風力発電機の稼働に伴い下がったという事例はないと聞いています。
164	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	77	風力発電機の配置計画の変更によりクマタカへの影響低減を図っても予測の不確実性があるわけですが、そのことが動物に係る環境保全措置の項目に記載されていないのはわかりにくいですが、1117ページの環境影響要因で抽出された項目に対応した内容になっていません。	ご指摘の点について、評価書において環境保全措置に追記するよういたします。
165	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	78	状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講ずるとは、どのように内容を想定しているのですか。その際、専門家の助言を受ける等の対応が望ましいので、その旨追記してください。	追加で検討する具体的な環境保全措置については、今後の事後調査の結果を踏まえての検討にはなってまいります。検討する際には、準備書p10.3-2(1594)に記載しておりますように、専門家等からの助言、指導を頂くよういたします。
166	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	79	被害個体の発見から不明種の確認、新たな保全措置を講じるかの判断までの所要時間はどのくらいを想定していますか。	種の同定などには一ヶ月程度、重要性が高ければ、すぐにも専門家への意見聴取は、実施することを考えております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
167	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	80	影響を受ける可能性があるクマタカペアの生息状況に注視する必要があるので、「猛禽類保護の進め方」にあるように、開発事業の実施中から完了後4～5年はモニタリング調査を継続するべきです。さらにそのデータは、今後の種の保全に生かせるような形にして公開してほしいと思います。	ご指摘の点を踏まえ、事後調査の実施期間については検討いたします。
168	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	81	検討会資料によると、クマタカペアの2020年、2021年の営巣推定範囲の中心から半径1キロには風力発電機が含まれています。「猛禽類保護の進め方」によれば、これは配置の再検討の対象になります。このペアの2021年のディスプレイの飛翔経路から、高利用域が風力発電機側に伸びていると判断できるのではないですか。	2020年、2021年での飛翔状況を見ると、繁殖には至っておらず、ペアは確認できるものの、巣を作り始めているかが、不透明な部分がございます。営巣推定範囲については、植生と航空写真の情報から推測した範囲であり、不確定な部分があると考えています。ご指摘の高利用域について、風力発電機設置付近が接する可能性はあると考えています。
169	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	82	現地視察の折、2022年度もクマタカの繁殖状況調査を継続していただいて、あらたな調査結果も判明していると伺いました。審査会への情報提供をお願いします。	継続して実施した調査の結果について、改めて報告させていただきます。
170	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	83	事業者さんが三重県の青山高原で行っている風力発電事業で、稼働後のクマタカへの影響について、参照できる調査データはありませんか。	事業者が青山高原で稼働している風力発電設備については、現在の法アセスに移行する以前の案件であり、県の環境影響評価条例に基づき対応しております。当該条例やその審査においては稼働後の調査や県への報告を求められておりませんが、事業者は自主的に現地出向の都度(定期巡視や点検で風車サイトを訪れる際には、次の内容について確認をしております。(風車敷地における鳥等の死骸の有無や死骸があった場合にはブレード等への衝突の形跡の有無等の確認)
171	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	84	風力発電機の設置位置のほぼすべてが鳥獣保護区内にあるが、この点に関する事業者の見解を示していただきたい。	風力発電機の配置造成計画の具体化に伴い、クマタカを対象に、特に年間予測衝突数の値が高い結果となった風力発電機の配置を変更しております。その結果、猛禽類及び渡り鳥のブレード等への接触の可能性を低減できたものと考えております。また、風力発電機の配置変更に伴い、搬入路等を含めた変更区域についても再検討しておりますが、その際にも、既存道路や林道等の利用により、変更面積を可能な限り減少させた計画としており、生息地・生育地保護の観点からも本事業による影響を可能な限り低減できているものと考えております。今後、環境影響評価の検討過程や検討結果を踏まえ、改めて静岡県内の所管課に説明させていただきたく思います。
172	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	85	ミゾゴイの記述において、変更区域内での確認はなかったと記述されているが、管理用道路の近傍では確認されており、「変更区域内には確認されなかったが、変更区域近傍での確認はあった。」と認識すべきではないでしょうか？事業者としての見解をお聞かせいただきたい。	ご指摘のとおり、ミゾゴイについては変更区域の付近でも確認されております。ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省自然環境局野生生物課、平成29年)では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされております。変更区域は主に尾根部に位置しており、ミゾゴイの繁殖に適した環境ではないことから、変更区域に近い箇所でも一部確認はされているものの、影響は小さいものであると考えております。
173	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	86	ミゾゴイの予測に関して、1017-1021ページの確認位置図では、発電機の設置位置と管理用道路との関係はわかるが、植生や樹林分布との関係が不明であり、詳細な予測ができていない。1130ページには、ヤードや道路が細長い形状で、樹林の改変率も小さいので影響は低減できる、影響は小さいと予測されているが、営巣可能な植生や樹林分布との関係、えさ場や水場などの移動経路と関係についても検討すべきものとする。	ミゾゴイの予測評価の内容については、No.85にて回答させていただいた内容及びご指摘いただいた内容を踏まえ、検討いたします。

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
174	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	87	猛禽類などへの騒音影響に関して、工事の実施に伴う騒音は一時的であるから影響は小さいと予測されているが、騒音の発生は一時的であっても繁殖期であれば大きな影響が及ぶ可能性は十分想定できる。工事騒音による影響が小さいと予測するのであれば、それぞれの種の繁殖期には工事を行わないとか工事関係者が近づかないとか、そのような対策を事前に検討しておくことが前提と考える。	ご指摘の点について、環境保全措置として営巣地及び営巣推奨地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行うといったものを検討しております。具体的な措置の内容については、専門家等からの助言を踏まえ、評価書においてお示しいたします。
175	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	88	他の種でも同じであるが、年間予測衝突数の値が何を意味しているのかを、もう少し丁寧に解説いただきたい。他と比較して大きい数値なのか、小さい数値なのかの評価がないので、意味するところがよくわかりません。対象事業区域に8ペアのクマタカが確認され、飛翔確認軌跡も非常に多く確認され、営巣や餌場、水場として利用されていると考えられるのに、色々な項目で影響が小さいという予測結果は説得力が十分ではないと考えます。8ペアの関係性や移動経路、繁殖時期や繁殖状況などを検討し、工事の実施時期と繁殖との関係などもっと詳細に検討すべきだと思います。	年間予測衝突数の値については、1年間に衝突すると推定される個体数を表しております。風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、事業実施期間中に1個体が衝突するかどうかという観点から考えますと、算出した値が0.05を下回るかどうかという点が1つの目安になるかと考えております。予測評価の際には、この値も参考にしつつ、各種の生態的特性も踏まえた他、クマタカについては確認状況等から推定した行動圏をベースに、各ペアにおける好適な餌資源環境の減少率や、営巣適地環境の分布状況等を踏まえた上で、予測評価を行っております。
176	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	89	衝突確率や衝突数に関する既存知見はほとんどないとの記述があるが、1193ページには、これらの値を根拠にブレードなどへの接触可能性は小さいと予測されている。もう少し丁寧な説明が必要と考えます。	渡り鳥についてのブレード等への衝突について、算出した年間予測衝突数の値を参考にしてはいますが、国内における事例も踏まえた上で予測評価を行っております。ご指摘の点を踏まえ、評価書において、予測評価の内容を丁寧に記載いたします。
177	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	90	ハチクマ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリなどで事業地内に多くの飛翔軌跡が確認されているが、これらから導かれる予測結果の記述が非常に曖昧で、今後、何をどのように検討すれば良いのかの方向性が示されていない。猛禽類などの項目と同じように、もっと詳細な記述が必要ではないでしょうか？	ご指摘のページについては、渡り鳥の累積的影響に焦点を当てて記載しておりますが、各種における事業地内での飛翔に関する予測評価は重要な鳥類への影響予測として前段で取り扱っております。渡り鳥に対する累積的影響に関しては、同事業者が浜松市内で計画している(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業における渡り鳥調査と調査日、調査時間を合わせた上、それぞれの事業地での確認状況から、2事業間での累積的影響について検討しております。2事業間における累積的影響を検討する際、最も配慮すべき影響は、渡り鳥の移動経路を遮断、阻害してしまうことかと考えており、その点に焦点を当て、確認された個体数及び飛翔経路を比較しております。2事業で確認された渡り鳥の個体数には有意な差が見られたこと、その飛翔経路から、2事業間を含む範囲での渡りルートは重複していないと考えられたことから、累積的影響は小さいものと考えております。ご指摘を踏まえ、評価書において、予測評価の内容をできる限り詳細に記載いたします。
178	【資料2-1】 委員意見 今泉委員	91	緑化の内容について書かれているが、緑化後の維持管理について検討が必要だと考えられます。シカの食害により緑化が失敗する事例もあるので、どのようにシカの食害対策をし、緑化法面の維持管理をしていくのかの検討が必要です。	緑化については、適切な緑化材を採用いたしますが、天候や気象条件の違いにより、緑化が進まない地点があることが弊社の他の地点の開発においても発生しております。事業者としては定期的に緑化材の補修を行うと共に緑化材の種類の変更も視野にいれ、緑化材の早期定着を図ってまいります。シカの食害に関しては、事業地の大半は国有林であることから、国有林が過去から実施しているシカ食害対策を参考にして対策を施すことを検討しております。なお、当社の青山高原におけるシカ食害対策では緑化材としてシカの食害に成果を挙げている植生もありますので、当該事業地においても有効であるか否かにつきまして、専門家に相談して適用の検討を図ってまいります。緑化法面の維持管理については、定期的に点検等を行ってまいります。点検の結果、修繕等が必要と判断した場合には、専門家に相談し緑化材の検討を行ってまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
179	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	92	1301ページの図では、風力発電機の設置予定地の東側に植生自然度9のタブノキ群落分布しているようです。これに管理用道路を重ねると、タブノキ群落を横切るか、すぐ近傍を通過するのようになります。しかしながらタブノキ群落は現地調査の対象となっておらず、状況が不明のままです。タブノキは本来はもっと沿岸域に生育する種ですが、それが沿岸から遠く離れた場所に群落として分布しているのは特異といえないでしょうか？植生自然度も9ですので、現地調査の対象から除外されているのは理由がよくわかりません。1324ページの重要な植物群落からも除かれているようです。説明をお願いします。	準備書p10.1.5-8(1301)にお示ししております植生図については、環境省から公表されている植生図になります。現地調査では、この植生図も参考にしながら調査を実施してまいりましたが、準備書p10.1.5-19(1312)にお示ししておりますように、現地調査ではタブノキ群落は確認されていません。予測評価の対象となるのは、現地調査で確認された重要な種及び群落となりますので、準備書p10.1.5-94(1387)にお示ししております、現地調査で確認されたツルヨシ群落及びシキミ-モミ群集の2群落に対する予測評価をおこなっております。
180	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	93	重要な植物群落にタブノキ群落が無いのは何故ですか？また、重要な植物群落に関する既存資料の分布と、現地調査における実際の分布域とはどのように異なっていたのでしょうか？図が無いので予測結果をイメージすることができません。適切な図の挿入を希望します。	重要な植物群落にタブノキ群落が含まれない理由としては、No.92に回答させて頂いたとおりになります。評価書において、既存資料からの重要な植物群落と、現地調査結果からの重要な植物群落の重ね合わせ図を掲載するようにいたします。
181	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	94	クマタカの餌資源調査においても、八高山山頂東側の改変区域での調査が行われていません。	調査の実施に際しては、現地の地形等の状況を踏まえ、安全に踏査可能な環境かどうかという点からも適宜踏査ルートを設定して実施しております。ご指摘の八高山東側では、前述した調査員の安全面を考慮し、踏査は実施出来ておりません。一方で、該当箇所と同様の環境では調査を実施できており、針葉樹林における餌資源量を推定する上でも、十分な調査になっていると認識しております。
182	【資料2-1】 委員意見 坂東委員	95	2繁殖期の調査では残念ながら高利用域が推定です。[redacted]の3ペアについて、行動圏が重なっており発電機が近接しています。特に[redacted]ペアでは、仮に風車の周囲500メートルを避けられても、東側や西側、南側の大部分の採餌環境好適性Aランクの採食地が利用できなくなる可能性があります。風力発電機の削減など、さらなる低減を検討する必要がありますと思われる。	生態系の解析としては、Aランクとなる場所はあるものの、大代の谷としては、南北に広くあることから、その面積としては、確保されていると考えております。また、現在、継続的に調査を実施し、その行動について、データの積み重ねをしており、必要となる保全措置について検討いたします。
183	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	96	環境保全措置についての記述について、クマタカについてこれだけ詳細に調査し、解析も行っているのに、一般的な環境保全措置の内容が記載されているのみで、現地調査や予測結果から想定される具体的な保全措置が記述されていないと感じます。クマタカの生態的特性に応じた事前の保全措置がまだ多くあるのではないのでしょうか？更なる検討を求めます。	クマタカについて、準備書でお示した環境保全措置の他、ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う、営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う、・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする、餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行うといったものを検討しております。より具体的な環境保全措置については、専門家等からの助言も踏まえ、評価書においてお示しいたします。
184	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	97	それぞれのペアの採餌環境や営巣環境、餌資源の状況は理解できましたが、できればこれらを全て重ね合わせた図は表現できないでしょうか？各々のペアごとに見れば面積によって評価できるのかもしれませんが、ペア間の競合関係などの関係性を理解することができません。8ペアがこれだけの範囲に生息できていることをもう少し詳細に解析していただきたいです。1417-1419ページを見ればわかるように、これだけの集中的な軌跡が確認されている中で、1473ページのように、周囲に好適環境が多く分布しているし、消失する好適環境の面積が小ささと言うだけで、事業による影響が小ささと言う結論を出すことは早計だと思います。更に、当初予定よりも発電機の設置数を減らしたのはクマタカのことを考えてとの記述もあったかと思えます。それらのことも含めて、解析の中で記述していただきたい。	好適な採餌環境、営巣環境、餌資源の分布状況を重ね合わせますと、図面としては煩雑なものとなり、かえって見にくいものになってしまうことから、控えさせて頂ければと思います。ご指摘にありますように、行動圏が隣接ペアと重複する部分もございしますが、解析の結果、重複しないエリアにも採餌環境好適性がAまたはBに該当する箇所が存在する他、好適な営巣環境も存在していることから、影響は小さいものと考えております。本事業については、継続して猛禽類調査を実施しており、評価書では、その結果を踏まえて再度解析を行うこととしております。その際には、ご指摘頂いた点も踏まえた上で、予測評価の内容を検討してまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
185	【資料4】庁内関係課 自然保護課	17	ほとんどの風力発電設備が鳥獣保護区内に設置される計画となっている。鳥獣保護管理法上の規制はないが、鳥獣の生息地保護の観点から懸念される。設置計画の考え方について改めて県に対して説明をお願いする。	風力発電機の配置造成計画の具体化に伴い、クマタカを対象に、特に年間予測衝突数の値が高い結果となった風力発電機の配置を変更しております。その結果、猛禽類及び渡り鳥のブレード等への接触の可能性を低減できたものと考えております。また、風力発電機の配置変更に伴い、搬入路等を含めた変更区域についても再検討しておりますが、その際にも、既存道路や林道等の利用により、変更面積を可能な限り減少させた計画としており、生息地・生育地保護の観点からも本事業による影響を可能な限り低減できているものと考えております。今後、環境影響評価の検討過程や検討結果を踏まえ、改めて静岡県県の所管課に説明させていただきます。
186	【資料4】庁内関係課 自然保護課	18	p366は静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会における審議内容をまとめた箇所と思われるが、記載されている意見は一部であり、また、意見に対する事業者の対応の記載がないものも多く、不十分である。さらに、委員会審議においては、県外専門家のヒアリング結果の内容が審議における重要な前提事項として扱われていたが、その県外専門家の意見が準備書に記載されていない。県外専門家によるヒアリング結果は「(年間予測衝突数の結果はクマタカの)個体群としてはぎりぎり維持できる可能性はある」、「営巣中心域を避けて事業ができるのであれば、なんとかなる可能性はある」、「(風車配置の見直しによってもクマタカへの影響が)どうにかなるという印象は受けない」と、決して安全な評価を受けておらず、こうした事実をしっかりと示すべきである。	ご指摘の点について、ワシタカ類保護対策検討委員会における審議内容に関しては、静岡県との議事内容の調整を踏まえて整理したものとなっております。事業者対応欄に記載していない部分については、ご意見を踏まえて検討した部分となっております。その旨、評価書において記載するようにいたします。県外専門家のご意見については、あくまで検討委員会を実施していく中でヒアリング内容ですので、準備書への記載は控えさせていただきます。一方で、県外専門家から頂いたご意見については、可能な限り取り込んだ内容としております。
187	【資料4】庁内関係課 自然保護課	19	ミゾゴイ調査について、p832に示された調査位置では風車予定地付近の生息状況は把握できず、不十分である。実際の調査結果(p1016~1021)では高標高地でも確認されており、特に盛土予定地近傍で複数回確認があり、繁殖している可能性が高い。盛土予定地が行動圏である可能性が高く、他の風車・盛土予定地にも生息している可能性が高い。「ミゾゴイ保護の進め方」(環境省・2016年)によると、ミゾゴイは落葉の積もった樹林内を採食環境としており、「住宅等の比較的小さい建築物から大規模な施設等の各種工作物の設置、それらに伴う事業用地確保のための埋め立てや造成等、または、道路や溪流等の法面工事やそれに伴う斜面林の伐採等により、ミゾゴイの営巣環境や採食環境が喪失することが懸念される」としている。このため、非繁殖期の古巣の探索なども含めて、繁殖地を特定し、「ミゾゴイの営巣環境を維持するため、営巣地を事業区域に含めないこととするなど事業区域の見直しを検討する」などの対応が必要である。	「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省自然環境局野生生物課、平成29年)では、営巣地は谷地形であることが多く、川や沢といったものが存在する湿潤な環境であるとされており、ミゾゴイの調査地点については、そのような観点から設定しております。風力発電機の設置予定位置は主に尾根部に位置しており、営巣地に適した環境は見られなかったことから、ミゾゴイの生息状況の把握といった観点からは不適と判断し、調査地点を設定しておりませんでした。一方で、ミゾゴイ調査だけではなく、希少猛禽類調査や一般鳥類調査時に確認された場合にも、その確認状況等を記録しております。これらの調査では、風力発電機が設置される尾根部に関しても調査を実施しております。その結果、実際にご意見にあるように高標高地でもミゾゴイは確認されていることから、調査内容等については妥当であると考えており、その結果を踏まえた予測評価を行っているところになります。ご指摘にありますように、営巣地は確認されておりませんが、確認状況及び事業計画等を踏まえた結果、本種に対する影響は小さいものと考えております。
188	【資料4】庁内関係課 自然保護課	20	「表10.1.4-75(16-1)重要な鳥類への影響予測(クマタカ)」(p1166)の移動経路の遮断・阻害において、風力発電機建設の影響でクマタカの行動が変化し制約を受けることの考察が不十分である。「クマタカが風車の周囲500mは避ける」という県外専門家のヒアリング結果を踏まえて予測すべきである。 図10.1.4-21(9-1)重要な鳥類の確認位置(クマタカ(秋季2/2):一般鳥類調査)(p971)を見ると、経塚山4基のうち南側の2基は飛行トレースが集中して隠れて見えないような確認状況である。さらに図10.1.4-44(4)希少猛禽類年間予測衝突数(クマタカ:由井モデル(令和3年)) (p1171)では、経塚山4基のうち一番南側の1基は衝突確率最大メッシュに近接している。上記2つの図を重ねると衝突の危険性は明確であり、経塚山周辺の風車について検討が不十分であると言わざるを得ない。また、風車配置において営巣中心域や高利用域との位置関係を検証していない。営巣地が確認できていない調査結果をもとに行動圏や営巣中心域等を推定し、評価の根拠とするのは大変危険であり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省)に基づいた安全側に立った評価・検討が必要である。	クマタカについては、有識者Bからも予測評価の内容については妥当であるとのコメントを頂いている(準備書p365)ほか、生態系部分で推定される行動圏等を踏まえた予測を行っております。行動圏については、確認された各ペアの飛行状況等から行動圏を推定したほか、それぞれのペアの行動圏内における餌資源の推定される減少率についても算出していることから、予測評価の内容については妥当であると認識しております。クマタカを含めた猛禽類については継続した調査を実施しており、評価書ではその結果も踏まえ、営巣地及び営巣推定地と営巣中心域や高利用域を検証した上で、予測・評価をお示しします。その際には、県外専門家などの意見も踏まえ、安全側に立った予測評価の実施、検討に努めて参ります。

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
189	【資料4】庁内関係課 自然保護課	21	希少猛禽類7種及び渡り鳥について、環境省モデル及び由井モデルを用いて年間予測衝突数を求めているが、1600回以上の飛翔軌跡が得られているクマタカ(p1023)と、数回以下の目撃例しかないヨシゴイ・ヤマシギ・ケリ(確認1回)、ウズラ(同3回)(p928)などを、同様に評価しているものか大いに疑問である。クマタカは留鳥であり、他の鳥類は移動や渡りの途中で観察されたものも含まれる可能性があり、飛行方法も異なる。また、翼開長の大きさ、旋回性能などの飛翔特性も種ごとに異なり、移動経路の遮断やブレード等への接触可能性も様ではない。しかしながら環境予測は大型のクマタカから小鳥類まで一様に、「風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいものと予測する」、「ブレードなどへの接触の可能性は小さいものと予測する」としており、適切に評価されているとは言い難い。「クマタカの影響予測については、ブレード等への接触に係る予測には不確実性を伴っている」とするだけでは不十分である。	移動経路の遮断・阻害、ブレード等への接触に係る予測評価については、各種の生態的特性等を踏まえて総合的に記載しております。飛翔性の種であることから、予測評価を行う上で、風力発電機周辺に迂回可能な空間があるかどうか、回転範囲に当たる高度を飛翔しているかどうか、飛翔の際の高度、年間予測衝突数の算出対象とした種の場合、その値も参考として考えております。そのため、結果として予測評価の内容が似通ってくるものになりますが、現時点での知見を踏まえ、内容としては妥当なものであると考えております。鳥類に関するブレード等への接触の影響については、事例の蓄積が乏しく、引き続き知見の収集に努めるとともに、バードストライクに係る事後調査を実施いたします。
190	【資料4】庁内関係課 自然保護課	22	ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ等の静岡県レッドデータブックにおける絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類)であり、かつ、ブレード回転範囲の高さを飛翔する可能性のある種については、ブレード等への接触予測等に不確実性があるため、事後調査においても影響調査を継続し、その結果について随時静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会等の専門家に意見を求め、環境保全措置等について助言を得ること。	希少猛禽類については、事後調査により生息及び繁殖状況の把握を予定しております。その結果、重大な影響が生じる可能性があるかと判断された場合には、専門家の助言、指導を頂くとともに、さらなる環境保全措置を検討してまいります。現状として考え得る環境保全措置としては、以下のものになります。 ・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。 ・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。
191	【資料4】庁内関係課 自然保護課	23	表10.1.4-75(p1126~1191)で「改変による生息環境の減少・消失」の予測が述べられているが、これらの重要種は区域内に一様に分布しているわけではなく、道路工事・盛土によって特定の繁殖地が消失する危険性があるので、特定の工事箇所に沿った調査と評価が必要である。「改変による生息環境の減少・消失の影響を低減できるもの」と一様の予測としているが、評価書において予測の詳細を整理し、適切に評価し直すこと。	「改変による生息環境の減少・消失」における予測評価の方針としては、主な生息環境がどの程度事業により改変されるのか、周辺にも同様の環境が存在するののかといった点に焦点を当てております。今回の事業地の場合、調査の結果、多くが針葉樹林、広葉樹林といった環境に区分されており、区域内における環境にはある程度似通っている部分があると考えられます。本事業による生息環境の減少、消失の影響を検討する際、同様の環境が広がっているという実情を踏まえ、工事箇所のみではなく、対象事業実施区域全体で検討すべきものであると認識しており、記載している評価内容は妥当であると考えております。

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
192	【資料4】庁内関係課 自然保護課	24	今回の事業における変更区域(図2.2-4(1) 変更区域及び緑化範囲(全体)) (p16)によると、発生土流用盛土1,2及び5周辺でミゾゴイが確認(p1017)されており、広範囲に改変がある南部の盛土10~12周辺はヤマドリ、ヨタカの確認(p931, p936)もある。道路法面の工事箇所が広範囲にわたっており、直接的な生息環境の消失だけでなく、盛土や法面・道路からの土砂の流出が林床や溪流環境を悪化させ、生態系に大きな影響を及ぼす可能性は否定できない。ミゾゴイの生息環境に及ぼす影響は、専門家事前ヒアリングや住民意見で取り上げられたヤイロチョウ及び、広く個体数が確認されているヤマドリにも共通の懸念材料といえる。ヤマシギなども含めて、樹林の地表面の改変が生息環境に大きな影響を及ぼす可能性の高い種に対する環境予測結果(p1126~1191)の文言が、ケリやチュウサギなど林床や溪流環境を必要としない種とほとんど同じ内容であり、種ごとの特性を考慮した予測評価が行われているとは言いがたい。また、盛土が生息系に及ぼす影響はほとんど述べられていないが、盛土2,3,9,11,12などは長さ100m以上にわたって急傾斜地を埋め立てる構造のように判断される。崩壊の危険性のみならず、盛土工事や道路工事に伴う土木工事車両の通行の影響が予測評価には盛り込まれていないので不十分である。クマタカの繁殖をはじめ、生態系全体にわたって悪影響を及ぼす可能性が懸念される。	改変部分について、ヤード部では沈砂池を設置、道路部には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより、濁水の流出防止を図る事業計画としており、溪流環境の悪化及び林内への土砂の流出は少ないものであり、それに伴う生態系への影響は可能な範囲で低減できているものと考えております。 また、21の見解と重複いたしますが、「生息地の減少・消失」について本事業による影響を検討する際、対象事業実施区域全体で検討する必要があるものと考えております。ご意見にあるように、主な生息環境が異なる種もございますが、区域内には同様の環境が存在していることから、予測評価の内容が似通ったものになること自体は妥当なものであると考えております。 また、鳥類の場合、多くは飛翔しての移動を行うこと、飛翔しない場合でも、移動は主に林内を利用するものと考えられることから、工事車両への接触といったものは影響要因には含めておりません。 なお、盛土による埋め立てについては、静岡県盛土等の規制に関する条例の審査を通過した設計に従って、施工してまいります。
193	【資料4】庁内関係課 自然保護課	25	地形や風向き、天候および時間帯によって、鳥類の渡りコースや高さは変化する。一方、尾根越えの地形や上昇気流の発生地など渡り鳥が集中する場所もある。今回の調査の目的は風車に衝突する危険性(確率)を調べるためのものであるので、渡り鳥の調査地点はなるべく風車の建設位置に設定することが必要である。建設位置から離れた場所に設けられた調査地点を通過する群れの飛行高度や動きは、建設位置(風車)付近では地形や風向きによりどのように変化するかはまったく予想できないので、別物と考えるべきである。したがって建設位置から離れた対象事業実施区域内・高度M通過個体数データを利用した年間予測衝突数の算出の妥当性は疑問である。	渡り鳥のルートについては、専門家からの意見にもありましたように、ある程度の幅があると認識しており、移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定することが重要であるとと考えております。一方で、対象事業実施区域に関しては、森林地帯となっており、広く視野を確保できる地点に限られるという実情もございます。そのため、上記の考え方を踏まえ、風車の建設位置ではないものの、飛翔状況がより確認できる場所での実施に重点を置き、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の飛翔状況を広く把握できるものとして、お示ししている調査地点を設定しておりました。広く確認した結果については、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の実情を捉えたものであると考えており、得られたデータを基に算出した年間予測衝突数の値等についても、本事業全体での渡り鳥への影響を検討する上で、妥当であるものと考えております。
194	【資料4】庁内関係課 自然保護課	26	飛行する小鳥類の種類や個体数の同定は数百m離れたらほとんど不可能であるが、秋の調査地点6箇所(p857~860)の平均間隔は約3kmであり、死角もあるのでこの間を通過する小鳥類のほとんどは把握できていない。調査結果も、昼間に渡り、群れと鳴き声で識別が可能なヒヨドリとメジロで全体の60%以上を占める。調査範囲を大きく見積もって半径300mの円内が調査可能とすると、6箇所の調査面積は約1.7haで事業実施区域(2,738ha)の0.06%に過ぎない。実際の調査結果「図10.1.4-30(1)~(2)渡り時の移動経路(春季:猛禽類・一般鳥類)」(p1044~1045)及び「図10.1.4-31(6)~(18)渡り時の移動経路(秋季:アマツバメ~その他の一般鳥類②)」(p1055~p1067)でも調査地点近傍しか移動経路が判明していない。調査地点から隔たった北側風車(1,2号機)近傍での小鳥類の移動経路は全く把握されていない。以上から、調査結果を基に環境予測、年間予測衝突数を算定するのは不十分である。今後複数年の追加調査が必要である。	鳥類の渡りルートを把握する場合、対象事業実施区域及びその周辺を広く確認することが重要と考えております。ご意見にありますように、遠距離からの種の同定には困難な部分もございますが、できる限り広い視野が得られる地点で実施しており、小鳥類の渡り時における飛翔傾向に関しての、代表した状況を把握できたものと考えております。昼間の小鳥類は、地形に沿った飛翔が見られ、できる限り高低差を少なく移動していると推定しております。稜線を越えるものは鞍部(峠のような地形)や、山腹も飛翔しますが、すぐに隠れる環境がある樹林の近くを飛翔しているように見えることから、風車配置のような稜線の高い位置を飛翔する小鳥類は少ないと考えており、調査結果はもちろん、予測・評価も妥当であると考えております。 なお、渡り鳥の移動ルートや飛翔状況については、年変動があることや、算出した数値は不確実性があることから、事後調査の実施を検討しております。

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
195	【資料4】庁内関係課 自然保護課	27	サシバやハチクマの渡りルート等の調査については、事業者見解では「地元の鳥類観察者や研究者といった専門家と情報共有に努めた」(p345)としているが、秋の渡り調査でのサシバの総数は501羽という調査結果で、地元鳥類調査者(「2019年の秋の渡りでは1日に700羽のサシバ(p330)や静岡野鳥の会有志の調査結果(静岡市竜爪山から八高山にかけて1日に数千羽のサシバ通過)と大きく隔たった結果になっている。調査地点の粗さが原因と思われるが、準備書ではその相違についての考察がなされていないのは不十分である。考察をした上で、渡り鳥調査と同様の追加調査が必要である。上昇気流を移動手段に用いることが多い猛禽類は小鳥類以上に、地形や風向、天候および時間帯の影響を受け、尾根越えの鞍部や上昇気流の発生地などで渡りが集中する。したがって小鳥類同様に調査地点をなるべく風車の建設位置に設定して、その場所の飛行特性をデータに残すことが衝突回避にも必要と考える。建設位置から離れた調査地点の飛行高度や方向が風車建設位置付近での飛行特性を反映するとは考えにくい。したがって風車建設予定位置から隔たった調査地点の高度M通過個体のデータからの年間予測衝突数算定は小鳥類と同様に	23及び24への見解と重複いたしますが、鳥類の渡りルートを把握する場合、対象事業実施区域及びその周囲を広く確認することが重要と考えており、その観点からの調査地点を設定しております。 確認数としての差については、調査の対象範囲が異なることがあると考えております。対象事業実施区域における上空視野を可能な限り網羅するように設定した地点での結果であり、それを基にした年間予測衝突数の算出となっており、予測評価を行う上では妥当なものであると考えております。
196	【資料4】庁内関係課 自然保護課	28	猛禽類以外の小鳥類については、方法書に対する知事意見の中で「夜間調査を追加すること」(p345)を求めているが、夜間調査が実施されていない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き 第2章 鳥類等に係る風力発電施設の環境影響評価の実施のポイント」(環境省)では、小鳥類の夜間の渡りに対して「船舶レーダー」、「月面調査・鳴き声調査」を必要に応じて実施することが望ましい(表2-2 調査手法選定マトリクス)としている。事業者の見解は「日の出前や日没後も調査時間として追加した」(p345)としているが、実際の「表10.1.4-22 調査地点の配置状況(定点観察法による調査)」(p860)によると、調査時間は春季調査で5:00～最大18:00、秋季調査が5:30～最大18:00で日の出、日没ぎりぎりの時間であり、夜間の調査は実施されていない。そもそも、視認が困難な日の出前や日没後に昼間調査と同じ方法で正確な個体数調査は不可能である。「表10.1.4-62調査地点別の渡り状況(令和3年秋季)」(p1047)によると、全部で46種が渡り個体とされているが、秋に中部地方に多く飛来して、かすみ網猟の中心になったツグミ、シロハラ、カシラダカ、アオジなどの記録が少なく、また、ジョウビタキは静岡県に例年10月末から11月初旬に飛来して、飛来直後から盛んに鳴いて縄張り行動をとるため、すぐに気づく鳥であるが、調査結果にはほとんど記載がない。さらに、ヤイロチョウの調査結果は対象事業実施区域内での確認はなかった(p929)とあるが、ヤイロチョウは繁殖期のさえずりでしかチェックできず、調査時間	夜間調査については、春、夏、秋の任意観察調査時と、ミゾイ調査にも他の種の記録を行っております。また、ご意見にある渡り鳥調査時も、薄暮という時間帯にはなりますが、実施をしたところで。 実際に種までの判定ができるのは、薄暮時が限界かと考えており、十分な観察ができていないものと考えてます。過去の記録と比較されていますが、かすみ網猟が行われていた時代との小鳥類の個体数はかなり変化があると思いますし、中部地方とされていますが内陸の岐阜や長野と太平洋に面した静岡では通過する種やその量にも違いがあると考えております。ジョウビタキについては、p840以降のポイントセンサス法による結果で、冬季に環境類型区分ごとで確認されております。ヤイロチョウについては、確かに鳴き声での確認が一番ですが、繁殖初期にあたる5月から6月にかけては、ポイントセンサス法やラインセンサス法において早朝から実施しており、日の出前から現地に入っていたことから、十分に鳴き声を確認できるチャンスはあったと考えております。夜間に渡る鳥類として、対象事業実施区域付近を想定するとガン類やハクチョウ類などは対象からは外れるため、小鳥類に限定され、文献(「レーダーを用いた夜間の渡り鳥の被少数、飛翔高度、渡り経路の追跡」(田悟和巳ほか、日本鳥学会、2020))から、船舶レーダーを利用した結果、小鳥類の夜間の渡りは、対地高度300～400mを頂点とする一山型を示し、中央値は約500mと風力発電機の回転域よりも高高度で多くが飛翔することが報告されております
197	【資料4】庁内関係課 自然保護課	29	調査結果により著しい影響が生じると判断した際に講じる効果的な環境保全措置について、現段階で想定しているもの(運転中止等の判断基準)を予め示すこと。	事後調査により、著しい影響が生じるとして判断された場合に想定される環境保全措置としては、運転中止や稼働制限といったものの他、以下に示すものが挙げられるかと考えておりますが、判断基準としては、適宜専門家へ助言、指導を頂きながら検討し、評価書においてお示し致します。 ・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。 ・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
198	【資料4】庁内関係課 自然保護課	30	県知事意見では浜松市北部で計画されている2つの風力発電事業区域も国内最南の猛禽類の渡りルートと重なっているため、本事業との累積的影響について予測と評価を求めている(p345)。上昇気流を利用する猛禽類と利用しない小鳥類では渡りの経路も移動方法も異なるので、p1293に示されたような両者を合算した評価は不正確である。種ごとの移動経路と個体数を評価しなければならぬ。両地区の関連性を出すためには、種ごとに同日内の渡りの時間ごとの個体数の変化を比較する必要がある。p1293に示されたまとめのように、同日同時帯に実施した調査結果の総数を比較して個体数の差異があったとしても、途中で群れが分かれたり、逆に合流して個体数が変化することがあるため、渡りルートが重なっている可能性は否定できない。飛翔方向についても、調査地点の視野範囲が確認されていないので信頼性に乏しい。調査地点からの視認距離はおそらく数kmと限られているので、渡りルートが約30kmも先の他の事業地区と重複していないとは言い切れない。	ご指摘の点について、準備書p1278に種毎における確認個体数を整理した表(表10.1.4-89)を記載しております。今回、累積的影響を検討した本事業と「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業」との間では、確認された個体数に差がある種の傾向が出ております。また、渡りのコースについては、両案件とも対象事業実施区域上空の視野を確保できるよう、調査を実施しておりますが、渡りの移動が伊良湖岬方向へ移動すると想定すると、両案件間は20kmほどの離隔がございまして、ご指摘のとおり分散や合流を繰り返しながらの移動することから、時間単位の比較は難しいかと考えております。また、移動する方向として、当案件から伊良湖岬は南西に位置し、体力の温存を考えると、同じ標高程度で上昇気流を捉えながら移動していくことが有効かと思われ、400m前後ほどの標高差がある天竜案件の区域を通過している可能性は低いのではないかと考えます。その考えから、2事業間における累積的影響は小さいものと考えております。
199	【資料4】庁内関係課 自然保護課	31	渡り鳥の累積的影響について、事業地周辺には風力発電事業が既設3箇所、計画中2箇所(今回比較したウインドパーク天竜を含む)があるため、公表されている環境影響評価図書に記載された情報を入手するなどして、事後調査を行い、累積的影響が確認された場合には環境保全措置の実施に努めること。	ご指摘の点について、今後も情報の入手に努めるとともに、情報が得られた場合には、事後調査と合わせて、累積的影響についても検討いたします。
200	【資料4】庁内関係課 自然保護課	32	重要な種の生育環境の保全について、計画上やむを得ない場合の対応が「移植」となっているが、静岡県RDBの保護方針に沿って「回避、低減」を検討した上でやむを得ない場合に限り「移植(代償措置)」を検討すること。	ご指摘の点について、移植に関してはやむを得ない場合とし、「回避、低減」を第一に、引き続き事業計画を検討いたします。
201	【資料4】庁内関係課 自然保護課	33	クマタカに対する県知事意見(p344)において、調査期間については「環境省が定めた「猛禽類保護の進め方(改訂版)」に基づき、繁殖に成功した年を含む2営巣期とすること。」また「静岡県ワシカ類保護対策検討委員会等の専門家に意見を求め、助言を得ること。」等の提言を行ったが、十分な結果が得られた調査が行われたとは言えない内容である。p1473の総合考察では、「採餌環境、営巣環境、餌資源量の観点から事業実施による影響の程度を予測」している。しかしながら、この考察では事業が実施されて営巣中心域近傍に構造物(風車)が設けられた場合の営巣に及ぼす影響など、基本的な観点からの考察がなされておらず、危惧される内容である。第3回ワシカ類保護対策検討委員会(令和4年6月10日開催)において委員から「猛禽類保護の進め方」の指針に従い「距離500mを外して検討することが、衝突確率を出すよりいいことではないか」と提言があり、事業者からは「衝突確率だけの予測評価ではなく、総合的に見た予測評価は必要」、「衝突確率は目安として準備書の中で整理する」と返答があったが、準備書の総合考察には「猛禽類保護の進め方」にある高利用域や営巣中心域を考慮する観点がまったく盛り込まれておらず、記載もない。準備書に反映されなかった「推定高利用域の中心点をもとにした半径1.5kmの推定高利用域」に従うと、ほとんどの風車が高利用域の中に位置し、南側では3箇所の風車が高利用域にまたがる高密度となる。総合考察ではこのような結果には触れることなく、「営巣環境については、	希少猛禽類調査については、2営巣期を実施しました。繁殖に成功したペアが少ないことから、繁殖に成功した年を含む2営巣期の結果には至りませんでした。2営巣期を実施し、その後も調査を実施しているところであり、また、静岡県ワシカ類保護対策検討委員会や専門家からの意見を求めて実施してきたところであり、十分な内容と考えております。総合考察として、各ペアでの行動圏からの採餌環境と餌資源量について、変化による減少率を整理したところでは、営巣状況については、確認された営巣地の環境を含めた環境要因により、営巣適地を解析した結果、変更区域は営巣適地には少ない結果となっており、準備書における予測・評価は妥当であったと考えております。営巣適地環境の推定については、針葉樹林を環境要因としており、スギ植林地も含めており、全体としては1/25,000の植生図からの解析を行ったこと、スギ植林地の中にも営巣に適したモミヤアカマツなどの針葉樹やその他の広葉樹林も生育することから、架巣できる大径木は限られているものの、環境としては利用していることから、妥当な判断と考えております。また、クマタカの営巣地については、今後も継続した調査を実施し、特定に努めて参ります。
202	【資料4】庁内関係課 自然保護課	34	クマタカの採餌環境について減少率で評価しているが、静岡県ワシカ類保護対策検討委員会において出された「風力発電機の周囲500mの範囲は利用できなくなると考えられるが、それでも700haと言われる行動圏が維持できるのかという点は重要である」(p366)という意見を踏まえて、行動圏を見直した結果では、()の各ペアの行動圏が700ha確保されないことが明らかとなっている。こうした事実が整理されることなく準備書が作成されており、不十分である。評価書においてこれらの事実を丁寧に整理し、設置計画の見直しも念頭において評価し直すこと。	準備書においては、令和4年2月までの調査結果での解析をしておりますが、評価書においては、継続している結果を踏まえ、丁寧に整理し行動圏を見直した予測評価を評価書にお示し致します。その結果から、風車の設置計画の見直しも念頭において、検討してまいります。

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
203	【資料3】一般意見 C	17	<p>秋のタカ渡りについて</p> <p>当地域は、静岡市和田島→竜爪山→牛ヶ峰→ダイラボウ→藤枝市椿山から続く駿河湾に近いタカ渡りルートとなっている。八高山地域では静岡市を通過後およそ1時間半後に到達することがわかってきている。準備書における結果においても秋の渡り時期にはサシバが希少猛禽類中最も確認数(501例)が多くハチクマもそれに準ずる。衝突率の予測でもサシバが最も高い。本地域がタカ渡りのメインルートであることは他地域3372個体が本地域では7500個体確認(準備書1293p.)と2倍以上の記載があるとおり本準備書でも明確となった。したがって本地域における風力発電事業を再検討する必要がある。少なくともサシバ等の秋の渡りが多数確認され衝突率が高くなっている八高山より南の風車は計画中止すべきか風車基数を大幅に減ずるべき、あるいは9月から10月のタカ羽渡り期間の稼働中止が必要である。</p>	<p>渡り個体の数については、猛禽類及びその他の鳥類を含めた数となっており、弊社が本事業と並行して浜松市内で計画している(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業(以下、他事業)における渡り鳥の確認状況との比較を行っております。猛禽類に限った場合、本事業では764個体、他事業では170個体となっておりますが、本事業と他事業の間では有意の個体差があると認識しております。</p> <p>一方で、調査結果を基に算出した年間予測衝突数から、値の高いメッシュへの風力発電機の設置は避けられていることから、渡り鳥に対する影響は低減出来ているものと考えております。</p>
204	【資料3】一般意見 D	18	<p>貴社が作成した(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対して、下記の通り意見を述べる。</p> <p>【主旨】</p> <p>以下の理由により、本事業の縮小または中止を含めた、抜本的な影響回避策を講じることを求める</p> <p>【全体について】</p> <p>(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業における環境影響評価準備書(以下、準備書という)に掲載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)では、以前より希少猛禽類のクマタカ(環境省レッドリスト絶滅危惧IB類)の生息・繁殖が確認されている。また、サシバ(環境省レッドリスト絶滅危惧II類)の秋季の主要な渡りの経路となっている(武田1989)。そのため、貴社が当該事業を実施することで、これらの鳥類がバードストライクや生息地放棄、障壁影響等の影響を受けることは確実である。</p> <p>準備書に記載されている通り、貴社の調査でも計画地およびその周囲において、クマタカについては少なくとも8ペア以上が繁殖・生息していることが確認されている。また、サシバ等の渡りについては秋季の渡りが令和3年の調査でも観察されたことが、貴社の準備書から読み取れる。</p> <p>しかしながら、この結果をもって貴社が直ちに『環境影</p>	<p>クマタカについては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」の内容に準じる形で2繁殖期を含めた調査期間を設定し、調査を実施しました。その中で、確認された8ペアについて、営巣地は確認されなかったものの、その確認状況等から、各ペアの行動圏を推定しております。推定結果については、準備書p1424にお示ししております。推定された行動圏内には、風力発電機の設置予定箇所も含まれる結果とはなりませんが、各ペアにおける好適な採餌環境の減少率の面からは、好適性指数の高い範囲での減少率は概ね小さい結果となっていること(準備書p1446～1469)、営巣環境の好適性の面からは、風力発電機の設置予定位置近傍に好適な営巣環境は存在していないこと(準備書p1471)からも、クマタカに対する本事業の影響は実行可能な範囲で回避、低減ができていますものとして予測評価をしております。</p> <p>また、渡り鳥については、年間予測衝突数の値を参考にはしておりますが、国内における既設の風力発電事業の事後調査の結果から、風力発電機を避けた形での飛翔が確認されていること、本事業の風力発電機の配置から、迂回可能な空間は確保されていること等を踏まえ、総合的に予測評価を行っております。</p> <p>なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公</p>
205	【資料3】一般意見 D	19	<p>【個別の項目について】</p> <p>特にこの地域では重要種となる希少猛禽類のクマタカ、渡り鳥のサシバの調査内容について、下記1～3で言及する問題点が明らかになった。</p> <p>1. クマタカ(希少猛禽類)の現地調査における調査地点について(10.1.6-14(1403)～(1410))</p> <p>(仮称)ウインドパーク東部遠州風力発電事業における環境影響評価方法書に対する意見書(令和2年7月10日付)において、「クマタカの生態を考慮して7水系(家山川・切山川・大代川・原野谷川・太田川・白光川・福用川)ごとの生息確認が必要」と指摘したが、2022年の定点調査は、予備調査完了段階で、8ペアの生息が確認されただけで水系ごとの生息数の詳細は不明である。</p> <p>現段階では、確定した調査地点での観察は、必要な調査期間である2年間を満たしていない。2020年を予備調査ととらえて、2021年の結果に加え、2022年も継続調査が必要である。この調査の中で、営巣場所、行動圏(主に高利用域)などを解析し、影響を予測、評価すべきである。</p>	<p>確認されたペアの飛翔状況及びそこから推定された行動圏を考慮しますと、ご指摘頂いた水系も踏まえた形での確認結果となっていると認識しております。</p> <p>しかしながら、本事業については、ご意見にもありますように、複数のペアが確認されていることから、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p>

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
206	【資料3】一般意見 D	20	<p>2. サシバの秋季渡り時の移動経路調査について(10.1.4-106 (857)～(861))</p> <p>主な渡り鳥のサシバに関して、準備書857ページに「対象事業実施領域およびその周囲における鳥類の渡り時の移動経路を把握するため、当該地域での観察を行った」とあるが、表10.1.4-22の実績表を精査し、下記のことかわかった。</p> <p>サシバの渡りは長年の民間の研究者による報告では、主な通過日は9月15日～10月10日ごろに集中しており、通過する個体数は日々ばらつきが顕著である。一日の中でも夜明け頃に八高山の東斜面より飛び立つ個体があり、日没時刻にも埒入りの個体があるので、調査時間を午前6時頃～午後5時までにする必要がある。また、設定された観測地点で、東から通過するサシバを親察できるのはWt2とWt5地点で、これ以外はサシバの渡りを観察するには不相当である。以上のことにより、サシバの通過個体数は実際の観察個体数より減り、観察時間は延び、結果として年間予測衝突数は小さな値となる。つまり実際の年間予測衝突個体数は今回の結果よりかなり大きくなると考えられる。以上の内容は、調査結果の解析に大きな影響を及ぼすものであり、上記の課題を織り込み、再調査・再解析が必要である。</p>	<p>渡り鳥の調査時間については、日によって変更はございますが、最も早い時間では早朝の5時、最も遅い時間では午後18時までの調査も実施しており、ご意見にある時間をカバー出来ているものと考えております。</p> <p>また、渡り鳥のルートについては、専門家の意見からも、ある程度の幅があるものと認識しております。そのため、移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定する必要があると考えております。確認された個体数の面では、民間の研究者による報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握出来たものと考えております。</p> <p>また、渡り鳥については、年間予測衝突数の値を参考にはしておりますが、国内における既設の風力発電事業の事後調査の結果から、風力発電機を避けた形での飛翔が確認されていること、本事業の風力発電機の配置から、迂回可能な空間は確保されていること等を踏まえ、総合的に予測評価を行っております。</p>
207	【資料3】一般意見 D	21	<p>3. 保全措置の要否について(要望)</p> <p>以下の条件を満たすように保全措置の内容を検討していただきたい。</p> <p>1. 希少猛禽類クマタカについては、各ペアの高利用域内に風車の設置が無いようにする。</p> <p>2. 希少猛禽類クマタカの2年間の調査結果により算出した年間予測衝突個体数から設定した数値を上回るメッシュには風車の設置はしない。</p> <p>3. 渡り鳥のサシバについては、【個別の項目について】の(項目2)によって再算出した年間予測衝突個体数から、限度設定した数値を上回るメッシュには風車の設置をしない。</p>	<p>1. クマタカについては、継続して実施している調査の結果を踏まえた行動圏を推定した上で、ご意見頂いた点に留意した風力発電機の配置となるよう努めます。</p> <p>2. 年間予測衝突数に関して、影響が生じる目安とする数値の確固たる設定はございません。程度での話となり、できるだけ数値の高いメッシュについては、風車位置を変更してきた経緯がございます。</p> <p>3. メッシュ毎の年間予測衝突数は計算しており、値の高いメッシュへの風力発電機の設置は避けられていることから、渡り鳥に対する影響は低減出来ているものと考えております。</p>
208	【資料3】一般意見 G	22	<p>私はこの地区で永くクマタカの観察と写真撮影をしてきました。ここでは30年前に発見して以来ずっと繁殖が継続されています。環境は発見した当時と大きな変化はないです。この10年でも、毎年ではありませんが1年おき程度に雛を巣立たせています。この営巣地を取り囲むように10基の風車が配置計画されています。警戒心の強いクマタカは行動範囲を大きく制限されることになり繁殖できなくなると思われます。この点について十分に検討されているでしょうか。建設後の繁殖状況について継続して調査されるでしょうか。</p>	<p>クマタカについては、年間予測衝突数の算出や、準備書p10.1.6-57(1446)から記載しております生態系の部分で各ペアの行動圏を推定した上で本事業による影響を予測評価しております。その結果から、本事業による影響については、実行可能な範囲で低減できていると考えております。また、クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、評価書において、継続調査の結果も踏まえた上で、予測評価を行うほか、風力発電機の建設後も繁殖状況の調査を実施する予定としております。</p> <p>なお、上記のクマタカの確認位置や行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
209	【資料3】一般意見 I	23	<p>希少猛禽類の保護について OP849～ 調査方法、日程が月3日、調査員(定点数)が12定点で、どうやって全体の繁殖が確認できるのだろうか。静岡県でもこの地域はクマタカが多く生息している場所であり普通に考えれば8ペア程がいると予想がつくのに、これだけの人員で営巣木の特定まで可能なのだろうか。 OP1278～ 予測結果 サシバ、秋季の渡りの個体数が少なすぎる。調査日程に問題がなかったのか。また、P1293にある「2事業で同時に・・・重複していないと考えられる」というのはどういった意味なのだろうか。浜松滝沢地区でできた風力発電事業によって、渡りのルートが変わったことは周知の事実である。使っていないルートと比較する意味がわからない。またハチクマは同じ程度の渡りが確認されているが、これはどう考えるのかお聞きたい。</p>	<p>ご意見頂いた点についてですが、調査人員に関しては令和3年の調査から人員を倍増させ、各月16人体制として実施してきております。また、定点観察調査だけでなく、適宜、移動調査も実施しながらクマタカの生息状況等の把握に努めており、継続して実施している調査の中でも営巣木を特定できたものもございます。そのため、調査内容及び予測評価の内容としては十分なものであったと考えております。本事業については、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において予測評価を行います。渡り鳥の調査日程については、事前の情報から、特に事例数が多い秋季における調査日程を増加させたこともあり、確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。渡り鳥のルートについて、2事業間での累積的影響を評価する場合、最も影響が生じる要因としては、準備書p10.1.4-526(1277)にお示ししております移動経路の遮断・阻害になるかと考えております。今回比較した事業は、他事業の既設風車ではなく、弊社で計画している(仮称)ウインドパーク天竜風力事業との間における累積的影響を調査し、予測を行ったところです。サシバやハチクマに関しては、同じ日に実施したところ、確認数や飛翔方向の違いから、同じルート上にはないものと推測し、その上で累積的影響は小さいものと予測しております。</p>
210	【資料3】一般意見 N	24	<p>シーテックによる説明会に参加した。本事業計画内に、絶滅危惧種、クマタカの生息がわかり、アセス調査が行なわれた。結果「8ペアが生息し、3ペアの営巣木を確認、5ペアは分からなかった」と報告した。計画地には「クマタカが連続的に生息する、こんな所は希れである」このことは確認済の調査であったはずだ。これで5ペアの営巣が確認されないまま、調査を終了し準備書から評価書に事業を進めることはありえない。事業者は「絶滅危惧種」を軽視してはいないか。県の自然保護課、市の環境政策課も同様だ。クマタカが8ペア生息しているのであれば行動圏はもとより営巣木の確認によって繁殖に影響を及ぼさない場所に風車の設置場所が決められるわけで、今回の調査内容は、本来のアセス調査の意味を成していない。言うまでもないが、絶滅危惧種とは、ここ数十年のあいだに種が絶えることが危惧される種だ。以上のことから、調査の延長更に事業計画そのものも中止を含めた検討が必要ではないか。</p>	<p>クマタカについては、これまでの確認状況等から、準備書p10.1.4-416(1167)にお示ししております年間予測衝突数を算出しており、その結果を踏まえ、値が高かった箇所での風力発電機の設置を回避することにより、本事業による影響の低減に努めております。また、準備書p10.1.6-35(1424)からお示しておりますように、各ペアの行動圏別の予測評価を行ったほか、営巣適地の分布状況を推定しております。 各行動圏における餌資源量の減少量を推定した結果、最も好適な採餌環境は一部変更される箇所もあるものの、行動圏内には変更部以外にも好適な採餌環境があると推定されたこと、推定された好適な営巣適地は風力発電機が設置される尾根部には確認されなかったことから、影響は小さいものと考えております。クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その中で、営巣木が特定されたものもございません。その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果等については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>
211	【資料3】一般意見 O	25	<p>2、クマタカの生息への負荷 準備書にはクマタカの生息地や生息木が見つかったことは明確に記載してありません。クマタカや渡り鳥を観察している人からの質問に3ヶ所も見つかったと口頭で返答がありました。確かに方法書で21基がクマタカへの影響低減で15基に減らしたと準備書には記載してあります。低騒音がクマタカに影響しないとは思いません。他のところでは生息が確認できたとの返答がありましたが、人間に影響し、他のクマタカの食餌の動物などに影響しないとは考えられません。さらに工事中の騒音や工事車両の通過に伴う環境負荷もあります。3番のクマタカの営巣が見つかったことだけでもこの事業は停止すべきです。静岡県の環境政策課や国の環境庁へも報告し、返答を受けるべきです。</p>	<p>縦覧版の準備書では、クマタカの生息地保護の観点からも、確認位置や生態系での解析結果等はお示しておりませんでした。 クマタカの予測評価の結果については、準備書p10.1.4-415(1166)にお示しておりますように、騒音による餌資源の逃避・減少といった観点からの予測評価を行っております。また、生態系の上位性種にも選定しており、各ペアの行動圏における餌資源量の減少率や、好適な営巣環境の分布を推定しており、その結果からも、影響は小さいものであると考えております。 クマタカを含めた猛禽類については、継続して実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。 なお、本準備書の内容については、今後、静岡県や国に審査頂くこととなり、ご指導等をいただくこととなります。</p>

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
212	【資料3】一般意見 O	26	3、サシバ、ハチクマなどの渡り鳥の影響負 渡り鳥について、準備書にはきちっと記載してあるのに掛川市で行った準備書の住民説明会資料には「渡り鳥」の記載が一切なく、説明もなく驚きました。必要ないと考えてのことか、あえて記載しないで置こうと考えてのことだったでしょうか。説明書の絶滅危惧種Ⅱ類(VU)のサシバ、ハチクマなどの記載漏れ、説明漏れは許せません。準備書ではサシバ501羽、ハチクマ77羽、猛禽類809羽と(令和3年度)ありますが、少なすぎます。その要因は調査日が少なすぎます。本来は全数調査が必要で渡りの時期の8月上旬から10月上旬まで調査すべきです。この地域は静岡県内の渡り鳥の主要なコースになっています。(風力発電に適したコースはサシバ、ハチクマなどの渡り鳥にとっても渡りに適したコースです)さらに、準備書には「本事業における上位性注目種への影響は小さいものと予測される」(1473p) はあまりにも安易であると考えます。特に尾根付近に風力発電機は建設されますので東側の谷筋から立ち上がった渡り鳥のバードストライクが起きる危険性が高く、渡り鳥は風力発電機の高い空間を飛行するから影響は少ないことはありません。	住民説明会時の資料について、渡り鳥の記載がなく申し訳ございませんでした。こちらの資料に関しては、説明会の時間の都合上、調査結果の概要を記載させて頂いたものとなっております。渡り鳥の調査日程についてですが、事前の情報から、春季よりも秋季における渡りの事例数が多かったことから、秋季での調査日程を当初計画していた内容から増加させて実施しました。確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。準備書p10.1.6-84(1473)に記載させて頂いた内容については、上位性注目種として選定したクマタカに関する総合考察となっております。渡り鳥についての予測評価は、準備書p10.1.4-442(1193)に記載させて頂いた他、準備書p10.1.4-525(1276)には、弊社が浜松市内で計画しております(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業との累積的影響についても予測を行っております。渡り鳥としては、算出された年間予測衝突数の値、国内での渡り鳥の事例、2事業間での累積的影響では、確認された渡り鳥の個体数、その際の飛翔報告といった点からの予測評価をおこなっており、いずれも本事業による影響は小さいものであると考えております。
213	【資料3】一般意見 O	27	4、今後の望ましい方向性 主旨でも記載しましたが、クマタカの8番いもの生息や3番いの営巣地、営巣木が見つかったこと、さらにサシバ約3800羽、ハチクマ約300羽などの渡りのコースになっているこの周辺への風力発電機建設は環境負荷が大きすぎます。もっと奥地とか、環境負荷の少ない洋上風力発電機を建設すべきだと考えます。日本は再生エネの世界的トップに立つドイツに比べ、はるかに再生エネに向いている(日光照射、海岸距離、風力、地熱、バイオなど)にも関わらず、日本は再生エネの発電が少ないのが現状です。自然環境豊かな状態を維持し、住民の生活を守る事業を展開して欲しいと切望してお願います。貴社のこれからも環境負荷の少ない再生エネ発電に邁進されることを祈念しております。私の意見に対するご回答をして頂き、文章で持って送付して頂くことをお願い致します。	ご指摘頂いた点について、本事業における調査内容やその結果を踏まえた予測評価の内容に関しては、今後、静岡県や国に審査、ご助言等を頂くこととなっております。その内容を踏まえた上で、より適切な事業計画となるよう、検討を重ねてまいります。
214	【資料3】一般意見 R	28	1、希少猛禽類の予測評価の手法等について クマタカの影響予測において、改変による生息環境の減少・消失では、8ペアとする各ペアの行動圏解析の検討結果(根拠)が示されていません。現地調査を猛禽類保護の進め方により実施するとされた以上、その解析に基づく影響予測評価と環境保全措置を示してください。解析した営巣地、営巣中心域、高利用域及び最大行動圏をペア別に漏れなくお示しいただくとともに、各行動圏の解析面積と、改変区域(風力発電機ヤード、新設道路、既存道路拡幅、発生土流用盛土)との関係(面積割合、離隔)を示し、保全の根拠としてください。なお、行動圏解析では、線引きについての根拠資料を示してください。 上記について、評価書への反映では遅すぎますので、準備書手続き内において、静岡県環境影響評価条例に係る審査会の審議中に資料を提示し、準備書に対する知事意見に反映させてください。	クマタカについては、確認された飛翔状況等から、それぞれのペアにおける行動圏等を推定しており、その結果については、準備書p1424にお示ししております。推定された行動圏から、本事業による影響を予測評価しており、その内容についても妥当なものであると判断しております。 審査会においては、新しいデータも踏まえた、解析結果の提示を予定しております。 なお、クマタカを含めた猛禽類については、継続して調査を実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
215	【資料3】一般意見 R	29	2. 希少猛禽類に対する環境保全措置について 本事業地周辺に生息するクマタカのうち、営巣地が当該計画の風車に取り囲まれるペアが存在します。過去に複数回、繁殖が成功した実績をもつペアです。準備書に示された風車計画で、このペアは本当に生存できるのでしょうか。営巣地や行動圏を把握された上で評価されているでしょうか。どのような根拠で評価されたか、示してください。この風車計画では、環境省(2012)またはその他クマタカの資料を踏まえると、このペアの営巣中心域の周囲が風車で囲まれることから、繁殖を可能とする生息地として存続はできないと考えます。営巣地の確認と行動圏解析の見直し修正とともに、風車計画の回避または削減をしてください。専門家等からの意見(クマタカにとって重要な場所、すなわち営巣木及び巣立ち後の幼鳥を養育するために必要な地域である営巣中心域、年間を通じて利用頻度の高い高利用域など)に対し、事業者の対応として「ご指摘いただいた事項に留意し調査、予測及び評価を実施することとした」とありますが、その対応結果が正確に記載されているでしょうか。本準備書は、生息状況について不明な点を表現せず、見切り発車的な予測評価が多く見受けられます。把握できていない点は直ちに追加調査を行い、評価書までに新たに確認した事項を含めて再予測評価に基づく環境保全措置を設定してください。掛川での説明会では、事業者から「風車から1kmで生息しているクマタカがいる」と発言がありました。この条件でみると、少なくともクマタカの営巣地3箇所が存在	クマタカについては、その確認状況等から、各ペアの行動圏を推定しております。営巣地が確認されていないものもごさいますが、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」に記載がありますように、営巣中心域は推定した行動圏の内部に収まるものと考えており、専門家等からご指摘頂いた、最も影響が大きい営巣中心域への風力発電機の設定は回避できたものと考えております。クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その内容を踏まえ、準備書にてお示ししている行動圏等について、再度精査するようにいたします。また、追加的な環境保全措置としては、以下のものを検討しております。・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う。・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。上記の追加的な環境保全措置については、継続した猛禽類調査の結果及び専門家等のご助言を踏まえた上、最終的な内容を評価書においてお示しいたします。営巣環境の好適性の推定結果については、準備書p10.1.6-37(1426)にお示ししております。指定された結果から、風力発電機が設置される尾根部については、最も好適な営巣環境には該当しておらず、営巣環境の面では、影響の小さいものであ
216	【資料3】一般意見 R	30	3. 渡り鳥に関する調査と環境保全措置について 準備書では、令和3年秋季の渡り鳥調査(延べ27日間)として、猛禽類の対象事業実施区域内確認個体数を657個体(サシバ501個体)としていますが、意見者の調査では、9月20日(同日調査)だけでサシバ504個体を対象事業実施区域内通過個体として確認しています。例えば、9月20日は八高山のすぐ南側と北側ともに、15時台に大きな群れの通過があり、3号機付近では計80個体を記録していましたが、把握されていたでしょうか。図10.1.4-31(4)には表現されていません。もしも、大きな差があるとすると、予測評価の精度に疑問を持たざるを得ません。意見者は、令和2年秋季の渡り鳥調査で、八高山周辺で9月下旬から10月中旬の間にサシバを延べ3,800個体確認しています。天候や観察時間などからくる確認漏れを加味すれば、秋の渡りの総数では少なくともそれを上回るサシバが通過していると考えられます。これらの数は、経塚山から切山付近の間を、対象事業実施区域の稜線とほぼ直交するように南西方向へ通過するものです。本地域は、秋のタカ渡りの太平洋岸ルートとして、配慮書時点から指摘され、事業者も認識されていたと思います。しかしながら、上記のとおり、衝突確率の解析精度はたいへん低いのではないのでしょうか。その解析結果をもって、「迂回する」「遮断・阻害の影響は小さい」の予測評価は、果たして正確でしょうか。本風力発電は、サシバ等の渡り鳥の移動方向に対して、約8km直交する形で計画されています。サシバだけでも数千個体が通過する中、渡りコースの	渡り鳥の調査日程についてですが、事前の情報から、春季よりも秋季における渡りの事例数が多かったことから、秋季での調査日程を当初計画していた内容から増加させて実施いたしました。また、渡り鳥の移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定することが重要であると考えております。一方で、対象事業実施区域に関しては、森林地帯となっており、広く視野を確保できる地点が限られるという実情もごさいます。そのため、上記の考え方を踏まえ、風力発電機の建設位置ではないものの、飛翔状況がより確認できる場所での実施に重点を置き、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の飛翔状況を広く把握できるよう努めてまいりました。ご意見にありますように、確認個体数には差があるものの、上記のように広く調査を実施したことからも、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の実情を捉えたものであると考えており、得られたデータを基に算出した年間予測衝突数の値等についても、本事業全体での渡り鳥への影響を検討する上で、妥当であるものと考えております。予測評価について、年間予測衝突数の値を参考にしつつ、国内での渡り鳥が風力発電機を回避し、飛翔経路を変更して飛翔する事例、その場合でも渡り経路としては大きな変更は見られなかったという事例を踏まえて行っており、予測評価の内容についても妥当なものであると考えております。なお、渡り鳥に関しては事後調査の実施を検討しており、その結果及び専門家等からのご助言を踏まえ、追加的な環境保全措
217	【資料2-2】委員意見_第6回審査会岸本委員	16	非公開版図書3/3 63ページ 種の704番に、ヒラノアカヒラタゴミムシとあります。実は非常に少ないもので、レッドリストには掲載されていないため評価されていないことは仕方ないことですが、実はこの種は非常に細かい場所で種類がわかれていることが近年わかってきて、この辺りでは全くこれまで採集されたことのないグループです。一番近い産地はおそらく浜松の奥にある竜頭山で取れているものです。その近縁種で全くの別種、未記載種の可能性もあるようなものです。この生き物は、沢の源頭部、沢の染みだしがあるようなところで、地下浸透があるようなところに生息しているものです。ヒラノアカヒラタゴミムシのものは身延山周辺にしかいませんので、これは種としては別のもので、場合によっては未記載種です。非常に狭い範囲にしか生息しないグループの昆虫ですので、実は非常に重要なものです。ペイトラップで採集されているので場所がわかるかと思いますが、ぜひ調べていただきたいですし、調査された方と相談させていただきながらその場所がどこであるかということについてはぜひ個別に相談させてください。本文を読んでもう一度確認しまして、次回しっかりと情報を出したいと思えます。重要種については、レッドリスト等の選定基準を基に抽出していただきました。選定基準にはないが非常に重要な種について、ご指摘いただければと考えております。なお、採集後に同定を行ったサンプルについては、できるだけ保管をしております。	貴重な情報ありがとうございます。確認された地点等をもう一度確認しまして、次回しっかりと情報を出したいと思えます。重要種については、レッドリスト等の選定基準を基に抽出していただきました。選定基準にはないが非常に重要な種について、ご指摘いただければと考えております。なお、採集後に同定を行ったサンプルについては、できるだけ保管をしております。

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
218	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 秋山委員	17	資料3No.34の質問に対する回答ですが、具体的にどこに道路ができるというのが全くまだ記載されていないのでなんとも言えないのかもしれませんが、その回答で「準備書において道路等を含む事業計画をお示しておりますが」とありますが、道路がおそらく書いてありません。それがわからないため質問しましたが、いかがでしょうか。水質6についてその濁りは云々という話がありました。それとの整合性もとれないと思います。No.35、41、45でアカザについて質問したところ、白光川に対する濁りの影響で、特に45番のところ14%と書かれてるんですが、この14%って何についての回答なのかかわからないです。まずは道路というのが決定されているのかいないのか、決定しているのであればそれは何ページに書いてあるのか、その濁りの影響について、14%というのが何に対する何のパーセンテージなのか、それを教えていただきたいと思います。	道路につきましては準備書17ページから図面をつけさせていただいています。この準備書では道路計画を決めている道路ということで環境影響評価をさせていただきました。一方で、決まってない道路という話がありましたが、最終的に地権者さんとの協議が整わないとここに道路ができないかもしれないということもありますのでそういう表現をさせていただいております。これは評価書に向けて今後進めていかなければならないところだと事業者は理解しているところでございます。現状で考えているルートや排水の方向、盛土切土の形もお示しさせていただき改変量も出させていっている図面になっております。 到達先の白光川への影響は14%程度というのは、現在の濁りのない状況と比較して、濁水の浮遊粒子状物質の増加量が14%増加したという意味です。
219	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 秋山委員	18	14%とという結果は、かなり大きいものだと思います。水質6はもっと大きかったと思いますが、同時に工事を実施しないからそこまでは実際には濁らないという話もありましたが、ただ反対に最近、異常なほどの降雨がありますので、この数字よりもかなり大きくなる可能性も当然あります。先ほど記載の数字が最大であるというような表現をされてたと思いますが、実際に起こる濁りが一番、川の生物でも気になるものですから、現状で考えてる道路で実際に濁りが出たときに本当にこの数字で抑えられるのかなというその根拠が少しわかりにくいです。道路を新たに設置ということになると、裸地になるわけですから、当然濁りがたくさん出ることが予想されます。それをいかに低減するかということについて、沈砂池についても書かれていますが、それぞれの場所に全部沈砂池を設置されるのであれば、実際にその道路のどのあたりに振った雨を例えばU字溝にどのくらい流れて沈砂池に入って、濁りが川には入らないなど、何%入ってしまうとか、そういうある程度もう少し何か具体的な話が出てこないでしょうか、そこがわからないため本当に大丈夫かどうか不安要素があるので、可能な限り予想をもう少し正確にさせていただきたい。	14%という数値は実際に調査した際の雨量と同じ雨量という前提で降雨時の調査をしたときの濁度に対する増加量ということで予測をしています。実際にもすく雨が降ったときは調査をしていないので、その際の現況値も実際どうかという数値はおそらく把握できていません。そのため、おそらく現況値は実際大きくなりますが、大雨のときにもっと規模が大きいかどうかということは、必ずしも言えない部分もあります。準備書22ページの図面ですが、計画図面道路に3-80とか3-81とあり、この辺りに沢が入ってきてるところがあります。ここが白光川と呼ばれてる川の上流域になります。ここに道路の絵が書いてありますが、こちらは既設道路になります。国有林さんが作られた道路でありまして、この道路を使わせていただいて、風車の部品を運ばせていただきたいという計画をしております。その中で、若干今の道路狭いところがあるので、切ったり盛ったりさせていただかなければならないところがありますので、その影響評価をしたときにこの川に、濁った水が到達してしまう可能性が高いということをお考えしているところであります。それぞれこの水を流す方向は図面でお示ししてあります方向に流すということをお考えしていますが、ここについて細部の設計をして林地開発協議をすると考えてるところです。その結果先ほど申しましたように、今回の環境アセスメントの雨量と濁りの調査は、一雨雨量と呼ばれてる雨が降ったときに調査してるその状態で、やはり濁度が増してしまうということがわかり、ここにはその数字として14%というものを書かせていただいたという
220	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 秋山委員	19	沈砂池というのは、タイプ2やタイプ3とありますが、具体的にどれになりますか。 沈砂池については計算の上、常識的な雨量の中で対応できるということでよろしいでしょうか。	道路は山側に側溝を作り、貯めていながら、川に流しますがそこに沈砂池を設けさせていただきます。そのため、あまりたくさん集めてしまうと大きな物を作らなくてはならなくなってしまったため、なるべくこまめに作って水を流せるようにしていくことを考えてます。その他、風車の敷地に対する沈砂池も準備させていただきます。盛土をさせていただく場所も大きなものは、沈砂池を書かせていただいております。都度その面積に集まる水を想定して、処理できる沈砂池を設けさせていただくという計画をさせていただいております。 今の基準だと137ミリぐらいの雨量で計算しなさいと言われております。そのため、最低それには従いますが、今後その数字が変わった場合、それに対応して、設計してまいりたいと考えております。

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
221	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 坂東委員	20	No.62他に意見したとおり、クマタカの行動圏の解析と環境保全措置の検討についてです。準備書にクマタカの推定高利用域の位置図とかの記載もなく影響回避に向けてどのような検討が行われてきたのかという記述がありません。2年間調査していただいて、8ペア確認され、22年の調査でも新たな追加確認もあるということでした。準備書の1424ページにマップがありますが、ここに8ペアの行動圏がオレンジ色で記載されていて、それがいくつも重なっています。この8ペアの中で2019年に雛が出ていたペアについて、このペアの営巣中心域から1.5キロを囲むと、風力発電機が10基含まれることとなります。このペアの高利用域の中に発電機が10基あります。猛禽類の専門家である由井先生のヒアリングによると、クマタカは風車から500mを避けるというデータがあります。同じヒアリングでは、1ペアの生存に700ha必要だということですが、この500mを避けると、結果的に350haしか残らないということになり、このペアにとって風車が立つ影響が極めて大きく、ペアの生息や繁殖活動が不可能になる可能性もあります。環境保全措置についてはいくつか挙げていただけますが、さらなる風力発電機の削減や配置の変更など、回避策をまず先に検討すべきではないかと思えます。	クマタカの行動圏等について繁殖期含めますと約2年と少しの状況今準備書ではお示しさせていただいております。それについて各年の行動圏というところを示させていただいたところですが、合わせますとどうしても個体から見るとは、別のペアの区域まで飛翔しているところがございますので、どうしても行動圏というのは、それぞれ重なってくるものがございます。その中で高利用域の考えについて、坂東委員から1.5キロで囲むというお話がございました。これは「猛禽類保護の進め方」の中で、営巣地が不明なときには1.5キロないし1.5キロで囲むというような記載がある上で最大の1.5キロで囲んでいただいたと思います。実際、ペアについては幼鳥を確認して、行動を追った中で営巣というのがなかなか確認できていないところですが、ほぼほぼ場所としては把握できていますが、なかなか見つけられないというところがございます。そういったところで1.5キロという大きな枠組みではありませんが、行動面等から見た囲いとか、地形からクマタカが利用しやすいであろうという場所を囲っているところがございます。県外の有識者のヒアリングから、クマタカは風車の500m圏内を利用しなくなる傾向もあるというところと、ペアについては、繁殖には約700haぐらい、平均的に必要になるだろうというお話をいただいております。生態系について、行動圏等の面積等を示させていただいております。そこから、500mの囲いを外しますと一部、この700haを切るものは出てきていることは確かかなところがございます。そのあたりについて、2022年の調査も含めて再
222	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 坂東委員	21	No.73のクマタカの年間予測衝突数についてです。このようにあの生息個体数が多い地域であるので、単純合計の年間予測衝突数の値が高いことへの懸念は、専門家ヒアリングの由井先生からも出ていました。雛や近接地域からのペアも確認されていますので、事業地全体でクマタカの生息の重要度はとても高まっていると思います。調査されて感じられていると思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせいただきたい。静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会を別途開催していただいておりますが、そちらでの資料の中にこの由井先生のヒアリング結果があり、0.05を下回ればクマタカは生きていける、何とか20年の間に1羽死んでもここで生息は続いているのではないかとというようなお話もありましたが、単純合計した場合、この地域の年間衝突数の値は高いことは間違いないとも書かれており、0.05という何とか生きていけるだろうという数字のところだけが一人歩きするような気がいたします。これだけ多いペアで衝突確率等の合計が高いということは、このエリアの環境の重要性を物語っていると思えますので、そのことについても考えていただきたい。	クマタカの生息状況について、林業地域でスギ植林が多い場所にも関わらず、水域の流域ごとにペアが存在する状況となっており、生息の多い地域であると感じています。現状で確認されている営巣地は山腹に存在し、流域内を主に利用しているかと推測しております。一部に尾根上でのディスプレイが見られますが、想定よりも少なかったというイメージがあります。年間予測衝突数については、全体として数値を足していくと高くなってしまいうところがございます。ただ由井先生のヒアリングの中では、それだけペア数が多いということはそれぞれ個体数が多いということであって、それらに対してそれぞれの風車がどれぐらいの影響があるかを見た方がいいだろうということ、数的には8ペアいますので、全体のクマタカの衝突数を8で割るという考えもある、というところは言われたところがございます。部分部分でそれぞれのペアの行動圏が絡んできますし、風車の数も違ってまいりますし、そういったところも見べきじゃないのかというところは、言われたところがございます。確かに坂東委員のおっしゃるとおり、密度が高いという点は認識しております。それらの飛翔状況等考え、どうしても飛翔が色濃く出た場所については、準備書前に風車位置の変更を行うという配慮はしたところがございます。
223	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 坂東委員	22	No.68のミゾゴイの影響予測評価結果について、改変予定地は営巣適地でないため影響が少ないという評価でしたが、ミゾゴイの行動圏は巣から300mの範囲であると推定されていますが、確認地点から300mの円を描いたときに、営巣適地があるように見えます。例えば改変予定地に隣接する1018ページや1021ページの調査結果の中には水域や谷底地形も見えてますので、もう少し丁寧な解析が必要ではないでしょうか。	ミゾゴイの営巣場所について、場所を確定できる調査結果というのは得られてないところがございます。300mの範囲ということでお話がございましたが、現状見ていただくと、実際に確認された地点は目撃が主などところではございますが、その場所からミゾゴイが営巣するような場所は尾根上ではなくて、若干低い谷筋に近い場所ではないかと思えます。その300m付近に絡む場所に確認されることはないと考えております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
224	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 坂東委員	23	方法書知事意見への対応状況についてです。小鳥の渡りの夜間調査や地元調査グループとの情報共有をしてくださという項目がありましたが、これが十分でないのではないかと思います。渡り調査について、地元の方達のデータと今回のこの調査との確認数が大きく隔たっていることについての見解を伺いたい。	夜間調査に関しましては、別途レーダー調査の話もありましたが、このように高低の激しいような山で、高い場所に平坦地がない場所ではレーダー調査が難しいところがございます。実施した結果としましてもなかなか良い情報が得られないというのが現状でございましたので実施しておりません。夜間の渡り調査に関しましては、日の出前から現地に入り、暗い場所で鳴き声を調査したところでございます。できるだけ日の出前と日没後までの時間帯である点も踏まえて、調査してきたところでございます。一般に小鳥類は日没後2時間ぐらいまでとか、日の出前の1時間前後に比較的多く飛ぶというような事例もありましたので、その辺りを夜間調査に含めさせていただいた部分がございます。それとミゾゴイも同様に、夜間に飛翔するような、フクロウやヨタカも含めて日没後に3時間から4時間程度、山中を踏査、もしくは車で地点ごとに転々と鳴き声を聞くというような調査を実施したところでございます。地元調査グループとの共有については、現地調査員がそういったグループの方とあった際には、情報を聞くということとどめたところではございました。住民意見の中でもいろんな渡り鳥の数が出てきたところと、弊社としても今回実施した中での差というのはあるのではとは思っております。
225	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 吉崎委員	24	今回の準備書における猛禽類に関する予測評価は非常に不十分だと思います。予測回数や餌資源、それから好適性に基づいて予測して、ほとんどが影響が小さい、または低減できるというような表現に終始しております。個人的に、準備書1424ページに基づいて、作図してみました。実は「猛禽類保護の進め方」によると、まず最初に行動圏の内部構造を明らかにした上で、予測評価するというのが基本的なスタンスです。ところが今回の準備書には、行動圏が唯一示されているだけで、内部構造についての記載は一切ありません。それが無い状態で、どんなに衝突回数とか、餌資源とか好適性と言われても説得力がないと思います。この1424ページの図を見ても、行動圏を線で示しているだけで、ほとんど意味のない図になっています。これを少し、透明度等を下げてかぶせていくと、この事業地の大半はこのクマタカの行動圏で覆われる、すべてが覆われます。例えば一番上の●ペアと●ペア、●ペアの三つのペアがこの紫の部分の餌場を競合しながら生きています。ほとんどの場所が二つのペアか三つのペアが競争して、この被っている場所に餌を取りに行ってるんです。その餌を取りに行っている場所は、この採餌環境好適性区分でいけば非常にいい場所です。餌資源の量の多い少ないを見ると、やはりそういう場所を選んで、ペアが競争して一生懸命生きて取りに行っています。そういうことについての解析が全くなく、ただただ衝突予測回数が少ないから影響が小さい、他に餌資源の豊富な場所が周辺にあるから、ただ対象事業実施区域では、ツキノワグマの爪痕が確認されています。対象事業実施区域が開発されることによって棲み家を奪われたクマが麓まで降りてくる可能性を懸念しています。開発によって生態系が破壊されるリスクは大きいと思います。	準備書p1424に記載しております行動圏については、猛禽類保護の進め方の内容に沿って、各ペアの確認状況等から推定したものととなりますが、ご指摘のとおり、行動圏推定の経緯等といった詳細な説明が抜けておりました。この点については、評価書において追記するよういたします。採餌環境の好適性が高い箇所については、各ペアで重複している部分はございますが、それ以外の場所にも好適性が高い箇所が存在しております。以上のことから採餌環境への影響は小さいものと判断いたしました。また、営巣環境についても、解析の結果から、好適な箇所の減少率は小さいものと考えております。クマタカに関しては、生態系の上位性種としても取り上げており、年間予測衝突数の値だけではなく上記の面からも総合的に予測評価を行っております。現在、継続した猛禽類調査も実施しつつ、環境保全措置についても最新の知見を収集しながら検討しております。ご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書においてより詳細な予測評価の内容をお示しいたします。クマタカはそれぞれの流域をペアとしてのテリトリーとしているようですが、もちろん隣接する地域にも飛翔はしており、行動圏が重複するのは自然なことであると考えております。その重なった部分が餌場になっているとは一概には言えないと考えております。現在、継続した猛禽類調査も実施しつつ、環境保全措置についても最新の知見を収集しながら検討しております。ご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書に
226	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 斎藤委員	4	対象事業実施区域では、ツキノワグマの爪痕が確認されています。対象事業実施区域が開発されることによって棲み家を奪われたクマが麓まで降りてくる可能性を懸念しています。開発によって生態系が破壊されるリスクは大きいと思います。	風力発電事業に起因する獣害の増加といった影響に関する既存知見は確認されておりません。今後も引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。
227	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 坂東委員	5	改変区域周辺に猛禽の営巣木となるような大径木が存在するが、現状のクマタカの営巣地とは重ならないとの回答でした。しかしながら環境省の「猛禽類保護の進め方」改訂版では、高利用域内好適採食地の階層構造の明瞭な高木層の改変は極力避けるべきとあります。大径木があり階層構造となる改変区域の林地が、いずれかのペアの高利用域になっていませんか。大径木の伐採を避ける方法を模索していただきたいです。	営巣環境の好適性に関する解析結果からも、好適性が高い箇所の減少率は小さく、回答させて頂きましたように営巣環境に関する本事業の影響は小さいものと考えております。採餌環境については、事業の実施により好適な環境が少なからず改変されることとなりますが、改変は「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にあるような広範囲に及ぶものではなく、採餌環境好適性が高い箇所の減少率も小さいものとなっていることから影響は小さいものと考えております。今後も引き続き事業計画の詳細を検討してまいります。その際にはご指摘頂いた点について留意するよういたします。
228	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 坂東委員	6	検討会での由井氏からのヒヤリングに、事業地周辺でサンバが上昇するピーク地点の把握が風車への衝突を避けるために必要、とのことでしたかわかりましたか。2021年秋の調査で、猛禽類の渡りの66%が高度Mを飛翔しているということは、上昇気流をつかんで上り始めるのが事業地の尾根付近ではないでしょうか。飛行方向と垂直に立ち並ぶ風車をうまくかわせるとは思えず、渡りルートを変更させることになりませんか。	由井先生より、この地域を渡るサンバは南北に幅(20km程度)をとって飛翔するとお伺いしております。対象事業実施区域内を通過した個体の66%が高度Mを飛翔する結果とはなり、風力発電機のブレードの回転範囲内を通過することも考えられますが、サンバの渡りについては、天候の良い日に飛翔することが多く、その際には、遠方に見える構造物を認識して飛翔していると考えられます。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
229	【資料2-3】委員追加意見 第6回後坂東委員	7	ミゾゴイの確認地点で、このページの2点(上から2番目と4番目)は営巣適地である沢沿いと谷地形に見えます。営巣適地ではないから影響が少ないという理由は当たらないと思います。改変予定地に隣接していますので、確認が必要だと思われます。	準備書p1021のミゾゴイの確認位置のうち、上から2番目のものに関しては、確認位置は谷部に続く斜面となっておりますが、確認された環境は伐採跡地群落となっております。近傍の改変区域はスギ・ヒノキ植林となっております。「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省、平成28年)では、広葉樹林や針広混交林で繁殖するとされており、ミゾゴイにとっての営巣適地とは言い難いかと考えております。4番目のものについては、確認された環境はシイ・カシ二次林であり、沢が近くに存在するため、周辺の環境的には好適かと思料いたしますが、近傍の改変箇所は既存道路となっております。上流側に[]があることから、定期的に車両の往来があるような環境となっております。こちらについても営巣適地とは言い難いかと考えております。
230	【資料2-3】委員追加意見 第6回後坂東委員	8	渡り鳥に関する事後調査はお願いしたいところですが、まずはバードストライクを未然に防止することが肝心です。渡りの集中する時期における稼働制限を検討されているということですが、評価書の保全措置の項目に明記してください。	稼働制限を含む環境保全措置について、引き続き検討しまして、評価書に明記するよういたします。
231	【資料2-3】委員追加意見 第6回後坂東委員	9	サシバの繁殖行動が確認された場所が改変区域や管理道路から離れているとのことですが、事業区域内で518回、改変区域内で228回確認されていることには、十分な配慮が必要ではありませんか。工事による騒音や移動経路の一部遮断や阻害が、繁殖行動に対してどのくらい影響を及ぼし、それは一時的で小さいといえるのか、丁寧な説明が必要です。	確認回数については、渡り鳥調査時のものを合わせたものとなっております。渡り個体のサシバについては、No.6で回答させて頂いたように、遠方に見える構造物を認識して飛行していると考えられることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さきものと考えております。一方、地付きのサシバについては、風力発電機設置位置よりも既存道路付近での出現が多く、稼働時よりも工事中での影響が想定されるかと考えております。工事による騒音などの影響が考えられますが、既存道路の多くは改変されないことから、工事による騒音の影響は小さいと考えております。
232	【資料2-3】委員追加意見 第6回後坂東委員	10	一回目に提出した意見への事業者見解は、クマタカについての予測評価は不確実性を伴うことから事後調査の実施で対応するという回答でした。調査を継続することは大切ですが、現在でもクマタカ生存への多くの影響が予測されており、事後で対応するという回答には疑問を感じます。環境省の「猛禽類保護の進め方」改訂版では、高利用域には好適採食地までの飛行移動ルートに構造物等は作るべきではないとあります。複数のペアが利用する推定高利用域の好適採食地に風車を設置予定です。再検討が必要ではないでしょうか。	準備書前に、現地調査の結果を踏まえ、クマタカの出現頻度が高かった場所については、風力発電機の配置の変更を行い、可能な限り生息と繁殖に及ぼす影響に配慮した配置を計画してまいりました。継続調査の結果を踏まえ、高利用域を解析し、必要に応じて風力発電機の配置を検討いたします。
233	【資料2-3】委員追加意見 第6回後小泉委員	11	第6回審査会資料の「資料3質問91」について青山高原においてシカの食害に成果を上げている緑化材の名称と成果を上げている理由を教えてください。	・弊社の青山高原では、アセビの植栽を施すことにより、食害を軽減できている個所があります。当該の種類は過去からシカの食害に対して効果を挙げているとお聞きしており、当社の青山高原においても同様であることを確認しており、獣害防止柵等の物理的対策と共にアセビの植栽等によりシカの食害の低減に努めてまいります。
234	【資料2-3】委員追加意見 第6回後吉崎委員	12	タブノキ群落について、「資料には記述があったが現地では確認されなかった。」というのは重要な調査結果ですので、どこかで記述し、更に動物など他の項目で資料の植生図を使用している場合には欄外などに説明を追加する等、配慮いただきたい。また、資料において「タブノキ群落」と記載されていた場所ではどんな群落が確認されたのでしょうか？このことについての追記してください。	環境省の植生図において「タブノキ群落」とされていた箇所に関して、現地調査を行った結果、該当箇所においてシイ・カシ二次林、アカシデ・イヌシデ群落、スギ・ヒノキ植林といった群落が確認されております。タブノキ群落は確認されず、該当箇所では上記の群落が確認された旨、評価書において追記いたします。
235	【資料2-3】委員追加意見 第6回後坂東委員	13	風車が建つことでクマタカが忌避するようになるといわれる風車の周囲500mが、「行動圏における採餌環境好適性区分毎の改変面積及び減少率」の解析に考慮されていません。[]ペアにおいては、行動圏内の風車10基の周辺の多くが好適区分Aランクになっており、影響が低減できておらず、1ペアの生存に必要な面積が確保されているとは言えません。	風力発電機の稼働により、クマタカが忌避するとされる範囲の面積について算出いたしました。結果については、補足説明資料として提出いたします。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
236	【資料2-3】委員追加意見 第6回後 吉崎委員	14	猛禽類保護の進め方(改訂版)を見ると、まずは行動圏の内部構造の解析が必要だと考えますが、準備書には行動圏の範囲が表示されているのみで、営巣中心域や高利用域などの行動圏の重なりと隣接ペアとの関係や好適採餌環境や餌資源量の調査結果との関係が不明で、そのために風車設置による影響が想定できません。また、準備書の作成以後に収集された最新のデータもないので、現状が把握できません。最新のデータとともに、上記の解析結果の提示をお願いしたい。	行動圏については、猛禽類保護の進め方の内容に沿って、各ペアの確認状況等から推定したものととなりますが、ご指摘のとおり、行動圏推定の経緯等といった詳細な説明が抜けておりました。この点については、評価書において追記するようにいたします。 現在、継続した猛禽類調査を実施しております。継続調査の結果及びご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書においてより詳細な予測評価の内容をお示しいたします。
237	【資料2-3】委員追加意見 第6回後 吉崎委員	15	1117pでは、環境影響要因として6項目があげられていますが、事業実施が及ぼす影響のうち最も大きなことは、個体又はペア(クマタカ)の行動がどのような影響を受けるのかということだと考えられます。面積の減少や消失、移動経路の遮断や阻害によって、隣接ペアとの関係はどうなっていくと予測されるでしょうか？この点についての検討結果が提示されていないように思います。それぞれのペアの行動圏を単純に重ねてみると、事業対象地のすべてが隙間なく覆われ、更には2ペア、3ペアの行動圏が重なる部分があります。その場所の採餌環境の好適性や餌資源量の大小図を重ねてみると、全てではありませんが、採餌環境が良好で餌が多い場所を隣接ペアどうしが利用しあっている、または競合しあっているように見えます。そして現在予定されている発電機設置場所の多くは、このような行動圏が重なっている場所に予定されています。これらについての影響予測に関する記述、または解析結果の提示が必要と思います。	準備書p1117に記載しました環境影響要因については、クマタカのみに着目したのではなく、確認された鳥類の重要種全般における環境影響要因となります。動物部分における予測評価の内容としては、お示した環境影響要因によって、各重要種に対してどういった影響が生じるのか、その項目毎の影響予測を行っております。 クマタカに関しては、生態系の上位性種として取り上げており、生態系項目において、行動圏等を踏まえた解析を行っております。解析の結果、採餌環境の好適性が高い箇所については、各ペアで重複している部分はございますが、各ペアの行動圏内には重複箇所以外にも好適性が高い箇所が存在しており、採餌環境への影響は小さいものと判断いたしました。 現在、継続した猛禽類調査も実施しつつ、環境保全措置についても最新の知見を収集しながら検討しております。継続調査の結果及びご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書においてより詳細な予測評価の内容をお示しいたします。
238	【資料2-3】委員追加意見 第6回後 吉崎委員	16	例えば大気汚染や騒音・振動項目では、予測式を使って計算し、出てきた結果をその場所で設定されている環境基準と照らし合わせて、評価を行います。1118p以後の「年間予測衝突数」の予測式は、このような他の項目でも採用されている予測式と同じと考えたと、1167pの表10.1.4-75(16-3)は重要な鳥類の影響予測を示す表ではなくて、重要な鳥類(クマタカ)の衝突回数予測値の計算結果を示したに過ぎません。影響予測・評価というのは、計算された予測値をどう評価するかということではないでしょうか？提示された「年間予測衝突数」には、他項目で示されるような環境基準や指標が示されておらず、単に周囲に採餌環境の好適地があるかどうか、餌資源が豊富な場所があるかどうか、周囲に回避できる空間があるかどうかで評価を行い影響が小さい、または低減できるとしています。想定された年間予測衝突数が他の事例と比べて大きい数値なのか、小さい数値なのかかわかりません。数字は小さくても他の事例と比べると大きいかもしれません。そのことが準備書からは読み取れません。回避率が98%ということは、大半の個体はぶつからずに避ける行動をとるとのことだと思われまます。そう考えると、衝突する回数が非常に小さいと予測されるから問題が無いのではなく、残りの98%の個体やペアに生じる行動の変化(餌場を変える、水場を変える、ねぐらを変える)のほうの影響としては大きいかもしれませんが、準備書にはそのような行動圏の内部構造に関する解析がないので想定できません。これらのことについての解析結果を提示願います。	年間予測衝突数の目安についてですが、風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、風力発電機が稼働中に1個体が衝突するかどうかということになってまいります。そのため、目安の数値としては、0.05個体/年と考えております。一方で、こちらは目安となっております。各種の生態等を踏まえると、前述した値以上であるからと言って、影響が大きいと一概に言えるものではないと考えております。そのため、年間予測衝突数の算出結果を参考にし、各種の生態的特性等を踏まえた上で、総合的に予測評価を行っております。 クマタカの行動圏については、生態系項目において整理を行っておりますが、ご指摘のとおり、内部構造の詳細な検討経緯等は記載しておりませんでした。現在実施しております継続調査の結果も踏まえ、評価書において、詳細な予測評価を記載するようにいたします。なお、2章にもお示ししておりますが、準備書までの計画検討の中で、年間予測衝突数の高い場所については、風力発電機の設置位置を変更をした経緯がございます。
239	【資料2-3】委員追加意見 第6回後 吉崎委員	17	上述した検討を理解したうえで、1167p、1171p、1424pのデータや図を見ると、1167pで示されたR3の由井モデルで算出された衝突予測値のうち、発電機NO.2、6、8、9が相対的に何故高いのか、No.4、NO.7、NO.13がやや高い数値になっているのかを理解することができません。このように衝突回数の予測値の大小にはそれなりの理由が存在すると考えられます。以上から、行動圏、採餌環境、餌資源の解析結果と衝突回数の予測値との関係を見直したうえで、予測評価していただきたいと考えます。また検討にあたっては自然保護課とも相談の上、専門家の意見をいただいたうえで本審査会へご報告いただくことをお願い致します。	年間予測衝突数の算出結果についてですが、こちらに関しては風力発電機が設置される箇所におけるピンポイントでの評価材料になるかと考えておりました。一方で、行動圏や採餌環境に関しては、各ペアの行動圏という広域な部分における予測評価が重要になってくるかと思料いたします。現在継続して実施しております調査の結果も踏まえ、ご指摘の点についても検討いたします。 本事業については、静岡県自然保護課様も交え、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会にもご助言を頂きながら進めております。ご報告の形式等についても、改めて自然保護課様と調整させて頂きます。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
240	【資料2-3】委員追加意見_第6回後吉崎委員	18	猛禽類に関する保全措置については、もっと具体的な内容が記載可能ではないでしょうか？猛禽類の生態的特性に応じた保全措置が検討されていない印象を受けます。	猛禽類の環境保全措置については、最新の知見を収集しつつ、引き続き検討しております。より具体的な環境保全措置の内容については、評価書においてお示しさせていただきます。
241	【資料2-3】委員追加意見_第6回後吉崎委員	19	猛禽類に関する保全措置については、もっと具体的な内容が記載可能ではないでしょうか？猛禽類の生態的特性に応じた保全措置が検討されていない印象を受けます。	猛禽類の環境保全措置については、最新の知見を収集しつつ、引き続き検討しております。より具体的な環境保全措置の内容については、評価書においてお示しさせていただきます。
242	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	11	当該事業実施区域内は渡り鳥の経路と重なる部分が多く、その年の天候状況によって鳥の渡りの位置も変化する可能性があるため、評価書の結果だけによらず、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会の意見を聴きながら事後調査計画を作成すること。また、他の動植物についても地域に精通した専門家の意見を聴き、十分に理解を得た上で計画を立てること。	バードストライクに係る事後調査計画書を作成する際には、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会からのご助言を頂くようにいたします。その他の事後調査項目についても、専門家からの助言を踏まえながら、必要と考えられる事後調査計画を検討してまいります。
243	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	12	当該事業実施区域内における植物種の生育環境の保全を行うこと。やむを得ず、他の地域に移植する場合は、事前に移植試験を行い定着可能であることを確認してから実施すること。また、移植試験についても工程表に記載すること。造成時における法面への種子吹付けは、可能な限り在来種を選定すること。また吹付けを行う種子は事前に在庫を確認しておくこと。移植試験同様に、工程表へ記載すること。	植物の重要種に関しては、生育地の保全を第一に考えておりますが、事業計画の安全面等との兼ね合いから、やむを得ず移植を実施する場合もございます。移植を実施する際には、事前に生育状況を把握した上で、移植試験を実施し、その後に生育適地に移植、適宜活着状況の確認をします。緑化に際し使用する種子については可能な限り在来種を選定、在庫状況を確認するとともに、移植作業も含め工程表へ記載いたします。
244	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	13	事後調査計画には、大代川、家山川、福用川、高熊川、原野谷川などの主な河川に対して環境DNA調査を行い、生物の消失が疑われる可能性を低下させるよう検討すること。	河川等の水域に生息する魚類等の水生動物に関しては、濁水の流入を防ぐといった環境保全措置を講じることにより、生息環境の消失といった影響は小さいものと予測しております。そのため、現時点において、事後調査として河川における環境DNA調査の実施は検討しておりません。
245	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	14	当該事業実施区域内の動植物相について、大きな影響を及ぼさないように配慮すること。特にヒアリについては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」において「要緊急対処特定外来生物」に指定される見込みが高まっていることから確実に対応すること。	ご指摘の点について、留意するようにします。特にヒアリについては、輸入港湾などで生息が確認されていますので、機材の搬入などの際には、十分に注意してまいります。確認された場合には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の内容を確認しつつ、適切に対処します。
246	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	14	文化財保護法に基づく特別天然記念物や、掛川市自然環境の保全に関する条例に基づく指定希少野生動物種(以下「掛川市指定種」という。)は、殺傷・損傷等が禁止されている。このことに鑑み、本事業に伴い、該当種が死亡・負傷等することのないよう、適切な環境保全措置を講ずること。	環境保全措置については、ご指摘の点にも留意しつつ、引き続き検討してまいります。
247	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	15	準備書に記載のとおり、鳥類に係る予測評価には不確実性を伴う一方で、仮に掛川市指定種がバードストライクによる被害を受けた場合、本市の自然環境的価値が大きく損なわれることとなる。このことに鑑み、事後調査は慎重に行うとともに、万が一鳥類への被害が確認された場合には、十分な追加的環境保全措置を講ずること。	事後調査の際には、十分に慎重に実施いたします。万が一衝突個体等が確認され、それが掛川市指定種といった重要な種であった場合には、最新の知見等を踏まえ、追加的な環境保全措置を検討してまいります。
248	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	16	ザシバについて、調査手法(調査期間や調査地点)及び調査結果に対して様々な意見が寄せられている。ついては、環境影響調査や評価の手法について改めて検討し、必要に応じて追加調査及び予測評価を実施すること。仮に追加的な調査・予測評価が不要であるとの結論に至った場合には、その検討過程(様々な選択肢がある中で、採用した調査期間及び調査地点の妥当性)を丁寧に説明すること。	ザシバを含めた渡り鳥に関する予測評価の内容については再度検討するとともに、必要に応じて追加調査を実施いたします。追加調査を実施しないと判断した場合には、評価書において、検討過程をお示しいたします。
249	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	17	クマタカについて、営巣木及び営巣中心域が特定されていないペアが存在する。については、追加的に調査及び予測評価を行い、環境保全措置について再検討した上で、評価書にその結果を記載すること。また、営巣中心域が特定できなかった場合には、安全側に立った環境保全措置を講ずること。	クマタカを含めた希少猛禽類については、継続した調査を実施しており、営巣木及び営巣中心域の特定に努めております。評価書において、その結果及びその結果を踏まえた予測評価、環境保全措置についてお示しいたします。

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
250	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	17	<p>ペアの行動圏で、2022年10月29日に静岡猛禽研究会のメンバーの方から、クマタカの幼鳥を目撃したというお知らせをいただいているんですが、事業者さんは確認されていますか。</p> <p>もしされているようでしたら、ご存知の状況を教えてください。なぜ審査会でその報告をいただけないのか、また1月の静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会でもそのお話出てなかったと思うんですけどその理由もあわせてお聞かせください。</p>	<p>今、継続的な調査ということでは続けてはおりますが、2020年の1月から開始しまして、準備書には2022年2月までの情報ですが、2022年は9月まで実施しておりました。9月まで実施したというところについては、3繁殖期を実施したというところもあり、またクマタカが巣立ちをして幼鳥が巣から飛び出してくる機会が多いのは、8月とか9月というところが多かったものですから、それを確認した上で、一旦終了するということで、昨年は9月まで実施しておりました。その段階では経塚山西での確認はなかったんですが、また2022年の11月から、また調査開始しております、その中では経塚山西で幼鳥の確認をしておりますのでございます。ですのでこの1月に確認しておりますので、2022年に繁殖に成功して育った幼鳥ということもこちらにも認識はしております。この審査会において、なぜ報告がなかったのかというところではございましたけども、この準備書の審査をいただくということですので、新しい事例というところは1回目の中では控えさせていただいたところではございます。</p>
251	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	18	<p>検討会の方で2022年の猛禽類の出現状況の確認表がありますが、ペアのペアの状況を探してみると、例えば3月と5月にディスプレイが行われていたとか、6月1日に警戒の声が聞こえたという記録が残ってるんですが、おそらく繁殖してるのではないかというような状況が見えています。特にこの場所の調査地点がステーション10とか3辺りだと思んですが、人を増やして調査を強化して、さらによく状況を掴んでその行動圏の解析に繋げようというような調査の進め方はされてないんでしょうか。</p> <p>住民意見の中に30年近くここで見ているという地元の方から、ここでのクマタカの繁殖はもう何回も記録されているということをお書きになっていたと思います。そういう重要な生息地であるということは、認識できるのではないかなと思うので、明らかに今までの調査の中からもこの重要性は見えてくると思います。</p>	<p>委員がおっしゃったように、ペアについては2022年度にそういった繁殖の傾向のある行動は確認しておりましたので、全体的な人数として散らばしていたところはありますが、これも営巣場所というのが、範囲は大體絞れてるんですけども、営巣木が確認取れてないというところもございませう。</p> <p>そういった意味合いで、メインとしては、ステーション10というのを利用してやっておりましたが、その他にも移動で踏査という形で月1回の1日分ぐらいに、人が入りながら実施してきたところではございます。</p>
252	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	19	<p>質問No.7のミゾゴイについて、ミゾゴイの経塚林道での確認記録なんですけど、既設道路になっていて、上流側にがあることからも、定期的に車の往来があるような環境だから営巣適地じゃないというようなお答えをいただきました。しかしここは、2022年11月1日の現地調査で、事業者にご案内いただいて走行している場所でした。車の往来があるということですが、林道でそんなに頻繁に車が往来していませんでした。実は伊豆の方でその繁殖を確認した場所というのを知っていますが、そこは隣がバス道路で、観光バスが走るような往来の激しい道路の横の谷の中で繁殖してるみたいなきがかりがありました。車の往来があるから営巣適地ではないのではというお答えについては、すごく違和感がありました。環境から繁殖環境を予測するのは当然だと思うんですが、決めつけてしまうのは全体解析においては気持ちじゃないかなと思います。ここは改変区域で道路の拡幅があるところですし、準備書の365ページに専門家Bの方がミゾゴイの確認記録が少ないということも、お書きになってます。でも、保全措置の徹底をということも書いてくださっていますが、工事の時期を考慮するとか、工事への配慮をするということは、調査で記録されてるならミゾゴイの希少性からいっても、再確認する意味は十分あるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。拡幅工事などされるとは思うんですが、繁殖してるとなるとやはり配慮が必要であると思うので、再確認していただけるなら、その時期に調査に入るときに調査している方と一緒に見ていただ</p>	<p>おっしゃる通り、交通量等の関係でこのような書き方しておりますが、一概には言えないというところだとは思いますが、もう一度見直したいとは思っています。現道の改変区域にあたるというところはあるわけですが、道路自体というところでは、先日の視察のときにも、通行した林道になりますが、現道が現在ある状態ですので、現道を利活用しながらの改変になっていくとは思っております。工事の配慮というところについては、はっきりと言えないところはございますがそういったところも含めながらの検討というところにはなってくるかと思っております。繁殖場所について、現地でもう一度確認というところはしてまいりたいと思います。どういう配慮になるかということについてはこれから検討材料になるかなと思います。</p>

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
253	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 吉崎委員	20	鳥の種の希少性という観点から、ミゾゴイの位置付けとしてはどのようにお考えですか。以前、伊豆半島でミゾゴイについて取り上げた際に、やはり非常に希少性が高い種であるということで、単に一般調査の中で捉えるのではなくて、テープレコーダーか記録機を置いて、その最初に確認できたような沢、谷筋に住んでるかどうかを確認をした上で、影響があるか、ないかというような予測までやりましたが、事業者としてはミゾゴイについてはそこまでやる必要がないというお考えでしょうか。我々としては希少性は非常に高いと思っているので、できるだけの調査をしていただいて影響がないならない、小さいなら小さいでも構いませんが、しっかりとした調査をやっていたいただきたいということをお願いしたいと思います。適切な時期にしっかりと調査をやっていたいただきたいです。	鳥の種の希少性としては高くございます。ただその影響というところで見ると、ミゾゴイが高いところを飛翔をしなくて、渡りの移動であるとかでは高い場所を飛んでるとは思うんですけども、通常繁殖期に飛んでるのを見る限りでは、尾根よりも低いところを渡っていくような場所でしょうか確認が取れません。あとは林内を飛んでるんだろうと見ることもありません。 今回の調査の中でもミゾゴイについては、4月の後半から5月にかけてよく鳴きますが、その時期にかけて夜間調査は実施しております。ただその中では、鳴き声が聞かれなかったというところはございまして、一般調査の中でも日中出てくることもありますし、餌取りで出てきますので、今回はそういった確認になっております。調査に関しての御助言ありがとうございます。
254	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	21	追加意見の1No.13で、補足説明資料の各ペアの行動圏の減少率というマップと表の方なんですけど、()ペアの話です。経塚山西は減少率が33.3%で、懸念される700ヘクタールは切っていない、879.91ヘクタール残ってるという調査結果になってるんですけど、地図の方では発電機がペアの行動圏にいくつも入っていて、それを避けた上で尚且つ他のペアとの行動圏で利用できない部分を削ると、350ヘクタールぐらしか残らないんじゃないかということなんです。事業実施区域よりも南側にも囲ってあるんですけど、ここは実際にトレースを見るとあまり利用してないですよ。大代林道の入り口よりも南側のエリアが囲ってあり、飛んでくことはあったのかもしれないんですけど、ほとんど利用してないんじゃないかと思います。この辺りは民家もあったりとか、茶畑や荒地とかが広がってたような記憶があります。保全措置を検討するにあたってはそれぞれいろんな角度から見てそれぞれのデータを検討していく必要があると思います。このお示しいただいた数値だけでは、700ヘクタールを確保できてるから大丈夫とは言えないのではないかと思います。クマタカの行動圏についてですが、自然保護課からの意見のNo.20に対して、事業者さんの見解もいただけてるんですけど、ペアの飛翔状況からクマタカの行動圏を推定したというお答えがあり、調査のデータを拝見させていただくと、ワシタカ確認状況表ですけどオスメスが不明だったり、個体識別をするには不正確なデータがいっぱいあって、そのエリアで見かけたものをそのペアとして記録してるんじゃない	委員のおっしゃる通り尾根上や尾根があり稜線があり、その上に風車が立つという形になりますので、どうしても大きく囲った行動圏の中に位置するような形になっておりまして、風車を越えたところに、また行動圏があるというような配置になってるかは思っております。隣接するペアとの行動圏になるのでは、という意見がございましたけども、行動圏は重なり合うものではないかなと考えておりまして、どうしても繁殖時期のメスなどは非常に大きく飛んだりします。そういったところを見ると、ほとんど二つぐらい先のペアのところまで飛んでいくこともございますし、なかなかこの現場では一点からそこまでずっと追いつけるような、見晴らしの良いところが少ないということもあって比較的このようなぐらいの程度、隣のペアまでの、ペアの流域ぐらいで止まっているところではございます。個体識別ができていないのは、という御意見ですが確かに2020年あと2021年の当初ぐらいのデータというのはなかなか個体識別が取れていないところがございます。流域ペアとしての流域を飛んでいるものも含めた、そこから飛んでいったものであるとか、そういったところも含めた形で、今、不明なところについては、データを取ってるところでございます。できるだけ、行動圏としてはそのペアに対して広く取れるような考えで囲っているつもりでございます。あと、委員の言われた実際のところは800数十という数字が出ている場所は、実際のところは700切るのではないかとということでは、流域に対してのことだと思っております。それに関しては確かに700ヘクタールは切ってしまう
255	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	22	自然保護課からの意見No.20に対して、安全側に立った予測評価の検討に努めてまいりますという言葉をお願いいたします。その安全側に立った評価するためにも、大丈夫という想定みたいなものを、一度捨てていただいて、もう一度今年やった調査とか今引き続きやってらっしゃる調査から、保全策を検討するためにもそのデータを見直していただいて、評価書を進める前にもう少しそのデータの精査をしてくださいということをお願いしたいなと思います。その安全側に立ったという言葉を実行されることが重要だと思っておりますので、もう一度そのデータの見直し、例えば検討会でもやっていただけたらありがたいなと思います。それに引き続いて、自然保護課からの意見No.33に対する回答で、営巣状況について確認された装置の環境を含めた環境要因には営巣適地を解析した結果変更区域は営巣適地には少ない結果となっておりますので、準備書の評価は妥当ですということなんですけど、確かに風車設置場所というのは点数が3とかということであまり最適な場所ではないというのは、そのスギ、ヒノキの植林地に覆われているわけですよね。例えば()ペアの営巣中心域とか高利用域にあたるのではないかと推測されるような場所は伐採の跡地とかシヤカシ林などが混ざったようなところが、彼らの行動圏の中にあって、自然植生も8つという高いランクになってるわけです。確かに風車とその周辺に立つ予定になっている風車のところに、あの点数の高いところはないかもしれないんですけど、彼らの行動圏のマップから見ると、風車が入って	今、継続している調査という点では、ここでは幼鳥がまた巣立っているということもありますし、合わせた評価というところは再度させていただく予定ではあります。もちろん評価書に関しては、評価書を作成する時期までに実施できた調査結果を踏まえて、評価書ではそういった予測評価を整理させていただく予定ではあります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
256	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 坂東委員	23	続きですが、8ヶ所ある営巣地のうちに、2営巣期の調査ができたというのは何ヶ所だとお考えですか。データ量も膨大になってきていると思うので、やっぱり一つ一つ解析し精査していく、そこから読めるものがどんなのかというのを精査していく作業が多分必要になってくるのではないかなと思います。できましたら、例えば、まだ2022年のデータに関して検討会へ資料は提出したいのですが、それに対する意見はまた出てないような気がするのですが、評価書までの間に具体的に検討会で検討していただけたということであつたらありがたいなと思います。	全部のペアについて、2020年の調査の際にほぼ7から8について調査結果を出したところがございます。全部のペアについて、2020年から実施した調査ではできてるところでございます。その結果、今回の対象事業実施区域に絡むようなペアというのが8ペアいるかな、というところで、今、継続的には調査しておるところでございます。
257	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 坂東委員	24	鳥の渡りについて、自然保護課の意見のNo.27ですが、確認数としての差については調査の対象範囲が異なることがあると考えておりますという回答があるんですが、どのように個体数に繋がるのか具体的に教えていただけますか。	個体数の差という点について、今回の調査と何を比較してるかというのは、自然保護課さんからのご質問の中で、住民意見で地元の方たちによる調査結果との差があるということですが、ただ地元の方たちがどれぐらいの幅でやられてるのかといったところがお示しいただけない部分がございます。そのため我々としてはこの対象事業実施区域、この辺りは東から西に主に渡りの移動があると考えておりますので、あまり南や北に行っても風車の配置はとっていないところでございます。この遠州東部に関しては、南北に縦長の区域になっておりますがそこを囲むように6地点へ配置して、調査を実施したところではございます。検討会の有識者の方から、このあたりだともっと南北に10キロ、15キロから20キロぐらいの幅でその渡りがあるんじゃないかというような、ご意見もいただいておりますので、そう考えますと、現状、この対象事業実施区域は南北に長く見て約8キロぐらいのところではございますので、半分以下ぐらいしか今回の調査では捉えきれてないのではないかなというところで、そのような回答をさせていただいたところでございます。
258	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 坂東委員	25	事業予定地から異なった飛行ルートを通過してるということと、つまり幅広く取られて調査されたからということで、その根拠や観察記録はあるんでしょうか。住民の方から、配慮書でも3件、方法書でも3件、準備書も4件ぐらいサシバの渡りのルートについての観察記録などのご意見をたくさんいただいております。それと事業者の調査ルートと、数がこれだけ違うのはその事業予定地から異なった飛行ルートを皆さんが調査されてるのではというのであれば、事業者の観察記録とか根拠は飛行ルートに幅があつて、事業者が主要ルートを捕捉できなかったのではないのでしょうか。	それはあると思います。やはり南北に広ければ、なかなかその主要ルートというのは渡りですので、その種というのが年によって、天候によっても違うとは思いますが、なかなか捉えようがないくらいとは思いますが。実際にホームページ等で、データとして上がってくるのは、ここよりもさらに東側の静岡市内の北側にある林道で調査されている結果だとは思っております。結果から見ても、住民の方から出しているもらってるその数値とはかなり差があるようなところが見受けられまして、弊社ではこのアセスの中では、毎日毎日の調査というのはしておりませんので、かなりの数が秋、特にサシバの移動が多いということで、できるだけ日数は入れたつもりではございますが、なかなか地元の方と同様に調査しきれていないところは数の違いではあるかと思えます。ただ実際に調査した年度でその静岡市でのデータと比較をすると、割と静岡市の出ているピークがいくつも出てきますが、そういったところには割と合うような形で、静岡市でも数が多いときには現地でも数が多くなっているというようなどころは見受けられました。ただやはり同じ数ではなくて、少ない数ではありまして、それを考えると、実際ここがピーク、メインのルートかもしれないがそういった面ではまだ別にもいろいろなルートがあるんじゃないかなというところを考えてるところです。

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
259	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	26	小鳥は遠くまで見えません。2～300ほどあって、調査データを見させていただいたら調査地点6ヶ所の平均間隔が3キロぐらいあるということなので、この間を通過する小鳥とかサシバが3キロじゃ見えないですよ。どのように把握して事業エリアでの影響が少ないとおっしゃるのかなというのがすごく疑問です。昼間に渡る小鳥の把握は、例えば調査記録にはヒヨドリとメジロがずば抜けてすごく多いですよ。見やすかったというのも多分あるんだと思うんですが、把握ができたっておっしゃるその根拠は何なのかなと思います。そのピーク、エリアの中のその年によって、ピークになる時期も場所も多少広いとこなら違うかもしれないんですが、風車の周りで調査もされてないですよ。そのため風車のような、高い位置はあまり使わないから、という分析もあったかもしれないんですが、それをもとにした年間衝突数の算出は、予測評価で妥当なのか不安もあります。	小鳥類に関しては、確かに委員のいうとおりヒヨドリとかメジロといった種が非常に多くなっていると思います。やはりかなりの大きさ・塊で飛ぶってところもありますし、見やすい飛び方というところもあるかなとは思いますが、他の小鳥に関しては昼間というよりも夜間、日没後数時間とか、日の出前、数時間とよく言われますが、そういった時期での飛翔ではないかなと考えてはおるところです。また夜間に関して今回も渡り鳥調査の際には、日の出前から配置について、なるべく鳴き声等で確認できればということで調査しておりましたが、やはり数的なところでは少なかったかなと考えております。ただ夜間の小鳥類の飛翔というところでは、環境省の結果から、比較的レーダー調査等で高いところを飛んでいると日中飛ぶのは低いけども、夜間は高いところを飛んでいるという結果が出ておりました。まずそういった面を考えますと、こういったところでも、風車よりも高く飛翔するのではということでは考えております。渡り鳥が高いところは飛ばないというような記載については、日中飛ぶ小鳥類に関しては、ピークであるとか、そういった場所を飛ばずに、やはりなるたけ飛翔ルートの低く飛べるような鞍部になるところの峠の部分を狙って飛んでいくというようなつもりで書いた文書だと思っております。
260	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 坂東委員	27	サシバはじめ猛禽類の渡り調査の数が十分でないということは事業者もおっしゃってますが、それは追加調査として、例えば評価書が出るまでの間に今期の秋にやっていただくということはできないでしょうか。次回までにご検討いただければいいかと思います。	はい、承知いたしました。
261	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 小泉委員	28	改めて特にクマタカに関しては詳細なレポートを出していただきたいと思っております。この意見書に対する回答というものではなくて、きっちりしたペーパーとして提出していただきたいと思っております。 資料2の別添資料Q-13という、ペアの行動圏が示された地図がありますが、これを見るだけでも、まずこれだけ観察される場所の貴重さというのを事業者はどう評価するかということから始めて、最外殻をおそらく結んだであろう推定ホームレンジの影響は小さいとはとても思えないんです。 この影響を小さいと言い切った回答の根拠をレポートして、別添、改めて3月の委員会まで提出していただきたいと思っております。	はい、承知いたしました。
262	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 吉崎委員	29	各ペアの行動圏の減少率についての資料ですが、この青で囲まれたところがペアの行動圏なんですよ。赤い点はその風力発電機が置かれる場所、そのネズミ色のところが風力発電機から半径500mの範囲です。この赤い点と、このネズミ色のところは、この青く囲まれた部分の33%に相当するんです。これをもって影響が小さいというふうに、本当に思えるのでしょうか。これを見て影響が小さいというふうにされるのは僕は納得がいけないです。文章の中では、これこれの保全措置をとるので、影響が低減されると書いてありますが、気象協会のほうでは通常、クマタカとか猛禽類が出たときの保全対策はこれだけではないですよ。事業者が取るべき保全対策は、本来でしたら繁殖期は工事期間から外すとか、雛等が見つかった場合の育雛期は工事期間から外すとか、そういうことが事業者が行える努力の範疇です。準備書に書いてある保全措置というのは、別に努力ということではなくて通常の話だけなんです。あまりに一般論です。そうではなくて、ペアはこうである、ペアはこうである、ペアはこうである、ペアはこうであるというのの一つ一つ、しっかり予測していただいて、影響があるとみなされるからその影響の程度に応じて保全措置をとるわけなんです。保全措置を取るから、影響が軽減される、もしくは低減されるわけなんです。そういう影響の予測とか評価をしっかりする前に、一般論としてこういうことに配慮するから影響が低減されるということには、論理的にはならないのではないかと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。事業者として評価に対する整理の立て付け方法を1回考えさせていただいて、ご期待に添えるかどうかちょっと別にして、整理の方法をもう1回見直した形でぜひお示しできるようにいたします。 一番最初に言われたように、この図を見て事業者はどう思われますか、大丈夫だよと簡単に言えるんですかというところが発端で、単純にこれだけ見るとだいたい彼らが生息しているところが狭くなっていく可能性の方が高いというのが見てとれるかと思っております。私ども他の案件でもやらせていただいておりますけれども、クマタカに特化して言うと、工事に対して非常に慣れやすい鳥だということもあって、工事を営巣地の遠くからやっていって工事に慣れていただくとか、営巣時期については当然工事止めるとか、いろんな対策を打つことができることもありますので、そこについてもそのたてつけを整理する中で、もう1回、見直しさせていただきます。

【動植物、生態系】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
263	【資料2-5】委員追加意見-第7回後 坂東委員	1	渡り鳥調査について、広い範囲を見渡すことを重視した調査地点の配置は、ワシタカ類保護対策検討委員会における専門家ヒアリングでの「コースの幅は15キロぐらいある」という由井氏の発言から、渡り鳥が広い範囲を利用していると証明することを調査目標としたからではありませんか。しかしこのヒアリングでは、「20キロ間隔ぐらいで、上がっては下がるというピークがどこかにはあるはずなので、その地点を見つければ、そのコースをはずすことが大事になる」という重要な指摘もあります。事業地である八高山から経塚山一帯は大井川中流域から下流域の平野部に出る手前の最も標高の高い山塊であるとともに、大井川河床から一気に高度を上げる地形的な要素からも渡り鳥が高度を上げるピークになっている重要な場所である可能性が高いと予測されます。にもかかわらず、避けるべき渡りルートのピークがどこにできるのか、各風車予定地は該当しないのか、まったく評価できていません。事業による影響を回避低減するためには、検討する根拠となる調査データが必要です。現時点で示されている、数としては不十分な調査データからも、高度Mを飛翔していることが見て取れていて、風車位置がピークになっている可能性があります。いくつもの住民意見に挙げられている調査記録との数の隔たりについて、第2回審査会で事業者は少し離れている静岡市平山での活動であるからとしましたが、事業予定地や周辺でも、静岡猛禽研究会や周辺地域の有志による調査が継続的に行われていくと聞いています。住民等からの意見をもう一度真摯に	渡り鳥の調査地点については、対象事業実施区域及びその周囲を広く見渡せるように設定したのとなっており、その範囲の中で、専門家からのご意見にあるようなピークが存在するのであれば、その位置の確認に努めたものとなります。風車設置付近では、すでに高度を上げた状態で通過していく確認が多かった印象でした。例としてサンバは、秋にまとまった飛翔が見られましたが、経塚山を含めた北側の山塊においては、対象事業実施区域よりも東側で高度を上げていて、そのまま通過するような動きが多く観察されました。大井川の河床も狭いところで、東には677mの菩提山などを越えてくる個体にとっては、同じような山塊の上を飛翔しているイメージと考えられます。一方、新東名高速道路に沿うような飛翔個体は、200～300mの山塊を飛翔してきており、532mの粟ヶ岳から経塚山の間の山塊で、より高度を上げようとしているような動きが見られ、これは、大井川の河床が広がっていることも要因ではないかと考えております。ご意見にあるように、ブレードの回転範囲である高度区分Mでの飛翔も確認されてはおりますが、年間予測衝突数の算出結果からも、風力発電機設置予定位置における高度区分Mでの飛翔の確認頻度は高くない状況となっていることから、風力発電機が設置されるような稜線部ではなく、その周囲の標高が低くなっている箇所を主に利用しているものと考えております。なお、第2回審査会において、静岡県平山の記録を引用し
264	【資料2-5】委員追加意見-第7回後 小泉委員	2	予測衝突率、推定行動圏を求める調査では、すべての調査地点(推定に用いたすべての250mメッシュ)でバイアスなく同じ観察確率が確保されましたか。そうであれば、その根拠を示してください。 発見しやすい調査地点では頻度が高く、発見しにくい(見落としの多い)地点では頻度が低くなった、などのバイアスが生じていませんか。 【関連する質問】 第1回審査会 61 62 63 66 80 81 82 97 第2回審査会 10 16 17	猛禽類調査における、累積調査時間時間の分布図を別添資料Q2にお示しいたします。対象事業実施区域における調査時間については、概ね451時間以上の確認が出来ていることから、調査バイアスが生じているとは考えておりません。
265	【資料2-5】委員追加意見-第7回後 小泉委員	3	【質問】 評価書で示すとしている行動圏の解析方法を報告してください。 解析結果に基づいて、工事期間中や施設稼働後の環境変化にともなう行動圏の変化を予測しますか。 【関連する質問】 第1回審査会 55 77 78 94 第2回審査会 5 10 13 14 17	行動圏等については、各ペアの飛翔状況、ディスプレイ及びパーチの確認位置、地形の他、幼鳥が確認された場合には、その幼鳥の行動範囲から推定いたしました。推定された行動圏、高利用域、営巣中心域の範囲及び好適な採餌環境の減少率について、別添資料Q3にお示しいたします。変更区域及び風力発電機から500m範囲を考慮した場合、高利用域における最も好適な採餌環境(ランクA)の減少率は最大で[]ペアの7.64%となっており、高利用域の観点からの減少率は小さいものと考えております。また、高利用域内におけるランクAの減少率が最も高かった[]ペアに関して、行動圏内には好適な採餌環境が他にも存在しており、東側及び南側には他ペアの存在は確認されていないことから、高利用域をそちらに広げる余地は十分に存在しているものと考えられ、総合的にみると事業による影響は小さいものであると考えております。追加で実施する調査の結果も踏まえ、行動圏に関して再度予測を評価書においてを検討してまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【景観】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
266	【資料4】庁内 関係課 景観まちづく り課	35	評価において「八高山」は、「配置によっては見上げるよ うな仰角にあり圧迫感も強くなる」とされていたが、風力 発電機の配置検討の結果として、現地から確認できな い位置に配置したという理解でよろしいか。	八高山について、配慮書では配置によっては垂直視野 角が最大約20.7度になると予測されていましたが、地形 及び樹木等による遮蔽を考慮した配置とすることで、 ビュースポットである馬王平については視認されず、山 頂からは垂直視野角が最大1.8度と、景観影響を大幅 に低減いたしました。
267	【資料4】庁内 関係課 景観まちづく り課	36	掛川市の粟ヶ岳は、「静岡の茶草場農法」が世界農業 遺産に認定されていることから、風力発電設備の設置 に伴う景観の変化が、認定に影響を及ぼさないように十 分に配慮すること。	事業計画の策定に当たり、掛川市からの情報提供を受 け、事業計画が粟ヶ岳の世界農業遺産に影響を与えな いよう風車配置等を検討しております。 具体的には世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の代表 的な眺めである、茶畑からの眺めに配慮し、茶畑の眺め への風車の介在を可能な限り低減するよう、検討を進め ています。また、粟ヶ岳からの眺望については、風力発 電設備の設置に伴う景観の変化はあるものの、風力発 電機は周囲の環境になじみやすいような塗装とし、地形 及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたこと で、視認される風力発電機を4基に抑え、茶畑を望む景 観に風力発電機が介在しない計画といたしました また、風車配置計画については、事業進捗の都度、掛 川市にも説明しております。
268	【資料4】庁内 関係課 景観まちづく り課	37	風力発電設備等の塗装色を決定する際には、静岡県、 関係市町及び地域住民等の意見を踏まえること。	陸上風力の開発においては、風況の良い尾根部にお ける開発になることが多く、このため「空背景」となる環 境下で大衆の目に触れることとなります。このため空背景 において環境調和となるような塗装色を検討してまい ります。 また、この検討に当たっては、静岡県、関係市町村、地 元住民の皆様からの意見を踏まえて検討させていただきます。
269	【資料2-2】委 員意見_第6回 審査会 東委員	25	景観のシミュレーションについて、準備書1528ページに 記載されている評価の内容についてです。風車が立っ たらどのように景観が変化するか、どれぐらいの影響を 及ぼすかということをご記載していただきたいと思っ ています。以前から事業地の景観は、写真の景観を評 価するのではなく、大井川と周辺河川の大変多くの人の 営みがあって視点場が多いということ、大井川鉄道が 通っているということ、大変豊かな大井川流域の自然 環境というのが景観に表れていることが重要であるとい うことは、各市町からもご意見が出たところです。そのた め、稜線・スカイラインを切るということが、風車を立つ ことによって著しく景観を阻害している点があります。その ため、写真の評価の方法で、1528ページの右側に全て 写真において視認できる景観資源はないと記載があり ます。しかし、ここから何基見えるかということで、近景・ 中景・遠景から、その風力の見え方というのは変わら ますが、ここからは何基見えて、どのように見えるか、例え ば近景との関係性とか、そういったことで多分評価され てるんだと思います。しかし写真というよりはシミュレー ションです。予測評価をして、写真においてどうであった か、という結果を書かれてると思います。	シミュレーションの結果について、具体的に記載するよう 修正いたします。
270	【資料2-3】委 員追加意見_ 第6回後 東委員	20	(イ)主な眺望景観の状況 1行目【完成後】のとおりであ り・・・と記述されていますが、設置予測と記述して頂く ことが適切です。以降1488以降からの下段においても【完 成後】を【設置後】と変更して下さい。先の1月19日委員 会で提出された資料では、P84以降予測内容となってい ました。この表記にしてください。	「風力発電機の設置が完了した完成予想図」という意味 で【完成後】と記載しておりましたが【設置後】と変更いた します。 なお、1月19日委員会にて提出いたしました資料は住民 説明会でもお示したものとなります。そのため、住民の 皆様にも分かりやすくなるよう、文言をアセス図書とは一 部変更して記載しておりました。アセス図書について は、「発電所に係る環境影響評価の手引」のとおり「予 測結果」と表記することが適切と考えております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【景観】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
271	【資料2-3】委員追加意見 第6回後東委員	21	P1488～1527まで事業実施区域への中景、遠景区分ではなく、眺望地点から一番近接する風力発電機建設距離を記載して頂きたい。	表10.1.7-2 調査日及び現地の目視の確認結果において、可視、不可視、視野角等の視認状況に関わらず、眺望点から一番近接する風力発電機までの距離を記載いたします。
272	【資料2-3】委員追加意見 第6回後東委員	22	八高山山頂は一等三角点があり展望もよく、北側を望めば眼下には大井川蛇行等の雄大な風景を眺めることができます。このシミュレーションに使用された写真撮影地点は限定的な写真となりますので撮影ポイントをお示しください。 この度の事業計画において、極めて景観及び人と自然との触れ合いの活動の場としての影響が著しいと予測されます。⑤八高山、馬王平の現地写真撮影写真撮影は複数視点場からの撮影写真を基にシミュレーションを行ってください。	八高山山頂の撮影ポイントは別添資料Q22のとおりとなります。また、馬王平については、現地調査において複数の立ち位置から眺望の確認を行っており、風力発電機の位置する方角が最も開けている写真に基づいてシミュレーションを実施し、その結果を準備書において<参考>としてお示しさせていただきました。
273	【資料2-3】委員追加意見 第6回後東委員	23	予測結果一覧において眺望系の景観変化状況の記述があります。大井川の拡がりや連なる山並み、そこで育まれた人々の営み、大井川鉄道ははじめ人々の視点場が点在、古来から人々の原風景となっていることが当該地域の景観価値です。眺望が損なわれる・自然の景観に人工物である風力発電機の出現・稜線に建設される風力発電機はスカインを切る。抵触。・複数の風力発電機建設により、複合的影響が出る。送電線鉄塔など他の工作物と混在。住宅や日常生活の場に近接、圧迫感、違和感を感じる。地域の印象、雰囲気の変化することが一般的にあげられます。 よって、眺望景観の変化状況において「写真において視認できる景観資源はない」との記述は適切ではありません。CGシミュレーションにより、視野範囲〇度に△本の風力発電機がどのように(具体的に)視認でき、具体的な影響評価を記述して頂くようお願いいたします。シミュレーション結果からの風力発電の見え方を記載してください。	眺望の景観の変化状況について、具体的に記載するよう修正いたします。
274	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	15	フォトモンタージュの結果については、風車のある光景に対して誤解や忌避感を生まないように、事業実施までに可能な限り、写真での紹介を交えた事業のPRに努めておくこと。	・フォトモンタージュにつきましては、地元地区様への説明会等でご説明をしております。今後も事業計画の進展に応じて地元説明会にてご説明させていただき、ご理解を得られるよう努めてまいります。
275	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	18	風力発電設備等の塗装色を環境融和色で検討する際、静岡県、掛川市及び地域住民等の意見を踏まえること。また、塗装の素材は、経年劣化の少ない素材の使用に努めるとともに、劣化の影響による景観の悪化がないように配慮すること。	・風力発電機等の塗装色につきましては、現時点において、静岡県及び地域住民の皆様から特段のご意見はいただいていないことから、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成25年)及び掛川市景観条例を踏まえ、グレー系を検討しております。また塗装につきましては適切なメンテナンスを行い劣化の影響による景観の悪化が生じないよう努めます。
276	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	19	発電設備以外の送電線や鉄塔等の構造物についても、景観への影響を考慮し、色彩等については、環境融和色の使用を検討すること。	・現在の事業計画では送電線や鉄塔等を設置する計画はありませんが、事業の実施に向け当該設備の設置が必要となる場合には、掛川市の景観条例における対応を検討してまいります。
277	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	20	事業の影響による水みち等の変化による周辺の植生、ひいては景観への影響がないよう配慮し、万が一影響が発生した場合は、適切な環境保全措置を講ずること。	ご指摘の点について配慮するとともに、本事業により重大な影響が生じると判断された場合には、適切な環境保全措置を検討いたします。
278	【資料5-3】森町長意見 森町長	4	かわせみ湖を除いては、森町内で風力発電機を視認できる可能性のある地点の調査が行われておらず、類似した見え方の箇所も選定されていないため、新東名高速道路遠州森町パーキングエリアや森川橋、森大橋等、森町内の地点を調査地点に追加し、フォトモンタージュを作成し、見え方の予測及び評価を行うこと。	新東名高速道路遠州森町パーキングエリア、森川橋及び森大橋については、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成25年)において風力発電機が視認されたとしても景観的にほとんど気にならないとされている垂直視野角1度以下となる距離にあり、また公的HP及びパンフレットにおいて、眺望に関する情報が得られなかったことから非選定としております。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【景観】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
279	【資料5-3】森町長意見 森町長	5	令和5年4月1日から森町景観条例が施行されるため、該当する行為を行う場合は同条例に基づく届出を行うこと。届出が不要な行為についても、事業に係る行為については、周囲の景観と調和するよう配慮すること。届出を行う場合は、森町役場建設課に相談すること。	・森町景観条例の施行に適切に対応できるよう、森町役場建設課様とのご協議をさせていただきます。
280	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	4	写真ではなくシミュレーションです。よって①写真において・・・以降は削除してください。	ご指摘を踏まえ、「写真」の文言を「シミュレーション」に修正いたします。なお、予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
281	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	5	②景観資源を「八高山」、大井川中流と捉えている記述ですが、八高山は独立峰ではなく、視点場からの八高山を含む周辺の山容と中景の大井川流域との自然景観が調和していることが、地域の特徴ある景観になります。よって、水平視野角32度の範囲に山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
282	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	6	③写真において・・・以降は削除してください。南西方向に水平視野角13度の範囲の中、山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
283	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	7	④写真において・・・以降は削除してください。南方向に水平視野角9度の範囲の中、山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が、西方向に水平視野角24度の範囲の山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
284	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	8	⑤写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
285	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	9	⑥写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
286	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	10	⑧写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
287	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	11	⑨写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【景観】			資料6	
No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
288	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	12	⑪写真において・・・以降は削除してください。水平視野角3度の範囲の中に山稜線(スカイライン)上〇本の風力発電機が視認できると予測されるが遠景であることからその影響は少ない。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。 ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
289	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	13	⑫写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
290	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	14	⑬写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
291	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	15	⑭写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
292	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	16	⑮写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
293	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	17	⑯写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
294	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	18	⑰写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
295	【資料2-5】委員追加意見_第7回後東委員	19	⑱写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【景観】

資料6

No	意見元	元 No	意見	事業者の見解
296	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	20	㉑写真において・・・以降は削除してください。遠景に八高山含む山稜、中景に大井川流域は特長サル地域景観である。水平視野角56度の範囲の中、山稜線上に○本の風力発電機の林立が予測される。	「写真において視認できる景観資源」の記載を「シミュレーションを実施した範囲内において視認できる景観資源」の記載に修正し、景観資源の視認状況の確認結果の記載は残すよう修正させていただきます。風力発電機の視認状況の記載について、ご指摘のとおり修正いたします。
297	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	21	㉒写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。 ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
298	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	22	㉓写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。 ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
299	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	23	㉔写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、粟が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。 ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
300	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	24	㉕写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、粟が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。 ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
301	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	25	㉖写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、粟が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
302	【資料2-5】委員追加意見 第7回後東委員	26	航空障害等の設置は500m圏内最も高い風力発電機に設置することになります。5km圏内グレア効果の影響を鑑みた検証、最適値に発電機を設置、予測される環境影響評価を記載下さい。	航空障害灯の設置については、国土交通省東京航空局との協議を行い規定の範囲において決定することになります。協議の中ではグレアについても検証しますが、協議は評価書確定後に開始することになるため、環境影響評価手続きの中で結果を示すことが困難です。なお、設置する航空障害灯については、灯器メーカーとも情報交換し、下方への光の拡散を極力防ぐ灯器を採用するなど、極力住宅に不要な光が拡散しない機種を検討いたします。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【人と触れ合い】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
303	【資料2-1】委員意見 坂東委員	98	管理道路と八高山のハイキングルートが重なる場所はないですか。	八高山の登山コースと図2.2-4(1)管理用道路図との重ね合わせは図は、別添資料No.98のとおりであり、現段階での計画では ●カザンタオ①～バランダ③へ向かう登山道の一部区間(※②の周辺) ●カザンタオ①～大垂滝(⑤)への林道 ●馬王平(⑫)～五叉路(⑬)へ向かう登山道が、管理用道路と重複するルートとなります。
304	【資料2-2】委員意見_第6回審査会 東委員	25	主要な人と自然のふれあい活動の場の状況の環境影響評価については、もう少し検討し直してください。準備書に記載されているのは、コースの状況です。風車が立ったときにどのように変化するかというようなことが記載されてはおりません。コースは本当にたくさん調査していただいて、コースにあった資源をここに抽出してあるんですが、コースを歩いたときに、どのように風車が見えてくるかというところの視点が全く書かれていません。1545ページに、建設される風車の下を歩くような箇所もあり、そうするとものすごく圧迫感があります。人と触れ合いの活動の場の環境影響評価は、圧迫感を軽減するとか、快適性などに関して適切な記述にしてください。	ご指摘を踏まえ、評価書における「八高山」の予測につきましては以下のような修正を検討しております。なお、登山道のうち風力発電機に近接する区間については、事業実施による樹木伐採の状況をモニターに反映することが難しく、実際の風車供用後の景観を正確に予測することが難しいことから、以下の予測においても「風力発電機が近接する区間においては眺望景観の変化が生じる」と述べるのみにとどめておりますが、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所には極力影響が生じない計画となるよう引き続き検討してまいります。 【予測修正案】本山は対象事業実施区域内に位置しており、本事業の実施により一部のエリアに直接変更が生じるとともに、風力発電機が近接する区間においては眺望景観の変化並びに稼働に伴う騒音の増加が見込まれ、風力発電機の存在を意識する区間が生じると予測する。しかし、事業の実施に伴う土地の変更は最小限にとどめ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には極力変更が及ばない計画とするとの環境保全措置を講じ、山頂から最も近接する風力発電機でも0.7km以上の離隔を確保したこと、利用者が主に経路する、または足を止める可能性のある地点のうち、バランダ、大垂滝、赤目揃滝、駐車場、山頂、白光神社、メガネ地蔵に直接変更は及ばない計画としたこと、眺望利用の可能性のある山頂及び馬王平からの眺望の変化は「10.1.7景観」のとおりであること、登山道や広場の整備、案内板やベンチの設置等により利用を促進する案を検討しており、関係機関との協議結果や本山の
305	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 東委員	24	現在の記述は主要な調査10地点とし各ルート現地踏査記録であり、風力発電建設事業の環境影響評価はなされていません。風力発電機建設における「人と自然との触れ合いの活動の場」の調査手法を用いて影響評価を行ってください。自然とのふれあい(環境アセスメント技術ガイド)参照自然との触れ合い分野の環境影響評価技術 assess.env.go.jp/files/0_db/contents/0563_03/index.html また、大変人気があるハイキングコースとしてWeb上に掲載されています。一例として参考にして下さい。 https://yomap.com/mountains/2694	本準備書は、ご教示いただきました「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(平成11年)」のほか、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い(平成29年3月発行)」 http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0066_01/20170620_1.pdf 等も確認の上、「経済産業省 発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月改訂)」を参考に作成しており、調査結果は現況把握の結果を記載しております。 ご指摘も踏まえ、評価書時の「八高山」の予測につきましては、)【230119_審査会】No.25に記した内容への修正を検討しておりますが、その他の地点も含め、調査結果を踏まえた予測結果であることがよりわかりやすくなるよう検討いたします。 また、調査結果につきましても、項目を「地点位置及びアクセスルート」から「風力発電機及び工事関係車両の主要な走行ルートとの位置関係」にする等、表現の工夫を検討いたします。なお、「八高山」は、公的資料による紹介は少ないものの利用者のいる山と認識しており、調査結果から把握した主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所に極力影響が生じないよう検討するとともに、関係機関と協議の上、本山の利用を妨げず且つ利用を促進できる案になるよう検討しております。
306	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 斎藤委員	25	七曲スカイパークの現地調査結果の項に、パラグライダーが対象事業実施区域方向へ飛行する可能性がある、と記載されていますが、1710ページには、重要な事柄として何の対策も述べられていません。リスクに対する認識が甘いと思います。	七曲スカイパークに関しましては、調査の結果、本事業地方向へ飛行する可能性があることを確認したため、1555ページ記載のとおり関係機関と協議の上、「鶴山七曲パラグライダー オープンカップ」等の本事業地方向へ飛行する可能性がある日は一部の風力発電機を制御する等、都度必要な措置を実施することとしており、関係機関にもご理解をいただいております。 1710ページは環境影響評価方法書に記載した内容となっております。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【人と触れ合い】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
307	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	21	施設の存在における環境影響について、「騒音」の観点からも予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。特に風力発電設備に周囲を囲まれることとなる八高山について、慎重に予測評価を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場に対する騒音の影響に関しまして、現段階で把握できている知見では評価基準がないことから、評価書におきましては最新の知見を収集するとともに、ご指摘も踏まえて慎重に予測評価について検討いたします。 なお、本事業の風力発電機の稼働によって音の変化が生じる可能性のある範囲内に位置している主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、「八高山」及び「東海自然歩道」の一部区間であり、その他の主要な人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、風力発電機の設置予定位置から離隔を確保しているため、騒音による音の変化が生じる可能性はないものと考えております。
308	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	22	「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」は、事業区域付近に位置し、人工物の影響のない静謐な環境を重視した施設であることから、事業実施による影響を受けることが予想される。ついては、事業実施により当該施設が受ける環境影響について追加調査及び予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。	「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」につきましては、風力発電機の設置予定位置から3km以上の離隔を確保しており騒音や風車の影による変化は及ばないこと、可視領域図上でほぼ不可視エリアに位置しており眺望景観の変化も生じる可能性は低いことから、本事業の実施によって影響が生じる可能性は低いものと考えておりますが、ご指摘も踏まえて改めて検証し、「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」に影響が生じるおそれがある場合には、追加調査及び予測評価を行うこととともに必要な環境保全措置を講じます。
309	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	23	八高山における環境保全措置として登山道や広場の整備といった案が記載されているが、当該措置により、変更区域の拡大や登山者の増加を招き、事業区域周辺の動植物に影響が生じることが懸念される。ついては、当該措置の環境保全措置としての評価にあたっては、「動植物」の観点も含めて行うこと。	登山道や広場の整備につきましては検討段階であり、今後の協議事項となっておりますが、変更区域の拡大はございません。ご指摘の点につきましては配慮するとともに、今後の当該措置の検討に当たっては動植物の観点も含めて行ってまいります。
310	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 東委員	10	主要な人と自然のふれあいの活動の場の状況についての環境影響評価について、先般の委員会でもこれはハイキングコース記録で、今までの事業の環境影響評価と比較しても、まだまだ全然初歩というか、何か環境影響評価されていないというお話をさせていただきました。しかし事務局を通して、書籍やインターネットなどをご紹介させていただき、ここまで評価されてくるものだと思っておりましたが、このたび資料が出てない理由をお聞かせください。	前回審査会や文書でも御意見いただきまして内容を検討させていただきまして、案として八高山の例としてお示した内容で、案として考えておりました。
311	【資料2-4】委員意見_第7回 審査会 東委員	11	前回の委員会の中で申し上げたのは、この評価は記録であって分析されていないんですよ。この部分については評価手法に則っていないので、書籍とスタンダードな手法でまずはそれを出してくださいということをお願いしました。しかしながら、全然出てこないしお問い合わせありませんでした。次の審査会でそこまで出していたかかないと、事業地は、大変人気のハイキングコースだったり様々な人とふれあいの利用があるので、この風車を事業実施されようとしていらっしゃる方したらわかると思いますが、500m以内に建設がされたりとかいうことで、かなり大きな影響が出るんですが、そのことについてはどのように事業者としてとらえて、この影響評価を行いましたか。いただいている資料ですが、撮影日時も上がってませんが、主観的な推測されるというような文言も入っております。影響評価は文献調査や現地調査、聞き取りも含めて丁寧な調査から、調査項目を立て、基本的な手法で、きちんとその影響する地点をプロットしていただいたことに対して、利用状況と周辺状況の快適性というんでしょうか、その指標調査手法があります。その辺が全くなくなっているので、どのようにお考えになっているのかとちょっと困惑しています。利用性の変化、快適性の変化というようなこと、例えば、工事施工ヤードや工事用道路からの距離、対象道路からの最短距離とか、普通は一覧として表記されますし、評価されるものだと思っています。そして改善措置がどのようにされるかということをお事業者として考えられるのか、という流れなんですけど、全くありませんのでどのように考えられているのか、再度聞きたいと思っております。決して反対してらるわ	御意見は重々承知しておりまして、前回や文書で出されたご意見を勘違いしているところもありますので、他事例も参考にしながらできるだけ次回に修正したものを出させていただきますと考えております。 不十分なことになってしまいまして申し訳ありません。次回まで限られた時間ではあるんですけどどこまでやり切れるかは、可能な限り改善したものを検討してお示しできるようにしたいと思います。 予測評価については、マニュアル等もあるに従ってしっかりと予測評価をした上で、どの地点についてどのように保全措置を取らなければいけないのかということまでをしっかりと報告する方向で検討させていただきます。

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【人と触れ合い】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
312	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 東委員	12	水問題で住民の方たちから多くの意見をいただいているというご説明がありました。事業地は住民の方たちもそうだと思いますが、すごく利用者が多いです。そういう状況からすると、事業に対して一体なぜあんなところに建てたんだという話になってきます。そういうことをきちんと踏まえて、丁寧なヒアリングもそうですし調査を行ってください。本来だと、やはり利用者の多い時期というのもあるので、1ヶ月に限られてしまうと、本当に限られた情報でしかないと思いますが、丁寧に真摯な姿勢で情報収集し、評価書を作ってください。基本的な調査手法はあるので、ぜひスタンダードに基づいて進めてください。	現地での再確認とか、どこまでやれるかというところは時期的なものも含めてありますが、何らかちよっと改善したものを、それを示しできるようにしたいと考えております。評価書までに現地ということもあるのかもしれませんが、おそらく今の材料の中でのまとめ方をもう少し検討するということも最低限検討させていただきたいと考えております。
313	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 吉崎委員	13	風力発電機発電機建設における人と自然とのふれあい活動の場の調査手法を用いて環境影響評価を行ってほしいという意見については、もう一度調査方法をご確認をいただいて、今後まとめていく上で、次回のその委員会までに揃えられるもの、揃えられないものについては揃えていただいてご検討結果を次回ご報告いただき、揃えられないものについては、今後どのような方法で調査や資料収集すれば揃えられるのかということまでご検討いただいて、場合によっては評価書までに追加調査等をしていただいて、その結果を評価書に記載いただくというようなことにもなるかもしれませんので、その辺の見直しを含めて、次回ご報告いただきたい。	承知しました。
314	【資料2-4】委員意見_第7回審査会 東委員	16	掛川市長意見でも、人と自然との触れ合いの活動の場として大変重要な場所であるということが表記されてますし、景観についても意見があります。是非市長意見も踏まえて、適切な環境影響評価を行ってください。	はい、承知しました。
315	【資料2-5】委員追加意見_第7回後 東委員	27	別紙添付(※別紙資料より一部抜粋) 【人と自然との触れ合いの活動の場】環境影響評価調査及び予測の内容 この度の事業対象地域は、八高山をはじめとする、静岡百山を有する周辺の山々は、県内外から登山、ハイキング、ライダー等による人気の高いコース、その利用が散見されます。 当該事業により大きな変化が予測されますので、これらのコースをP1536 P1537 に①文献調査②現地踏査③聞き取りによる利用状況の調査し、人と自然との触れ合いの活動の場の状況調査結果を加筆してください。 予測項目として 工事実施及び風力発電機存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変、利用性の変化及び快適性への変化を予測してください。 各コース中、地点からの風力発電機距離、見え方をCG シミュレーション作成、それにより風力発電機各機建設の影響予測評価を行ってください。 予測対象時期は、工事施工ヤード、工事用道路等の設置時、風力発電機設置完成時期の3段階で予測評価を行ってください。	ご指摘いただきました内容及び「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い(平成29年3月発行)」、「一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)評価書」の内容を踏まえ、且つ「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改訂)」に従いまして、別添資料Q27のように修正いたしました。なお、文献その他の資料調査では、官公庁の資料を中心とした公的情報を用いており、不特定の人々が自由に書き込みできるサイトの情報につきましては、調査結果の内容(把握した内容)について裏付けをとるために確認することはございますが、アセス図書には引用しておりません。また、ご指摘のとおり本事業の対象事業実施区域の周囲は降雪が少なく、春夏秋冬の利用が見込まれますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改訂)」にも「文献その他の資料調査により予測及び評価に必要な情報が得られる場合は、現地調査を省略できる。」とありますように、文献その他の資料調査のみ、もしくは1季の調査のみでも予測及び評価に必要な情報が得られる場合には、複数回の調査が必須とは考えておりません。眺望利用があり且つ本事業の実施によって眺望景観に対する影響が生じる可能性のある地点につきましては、景観項目にて調査及び予測評価を実施いたしました。フォトモンタージュも景観項目にて掲載しておりますため、別添資料Q27でもそのように記載いたしました。「八高山」はご指摘もいただいておりますとおり、本事業の実施によって直接改変が生じ、変化が大き

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【廃棄物、文化財、その他】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
316	【資料4】庁内関係課 技術調査課	38	工事区域内で多量の切土・盛土を行う計画となっているが、可能な限り切土・盛土の低減に努め、環境負荷の軽減を図ること。	事業計画の策定において、既存林道や森林施業の状況を確認すると共に、現地測量、地質概査(ボーリング調査を含む)等を行い、可能な限り土地の改変量を削減し、環境負荷の軽減を目指した計画を進めております。 また、計画策定に当たっては、現地状況に精通している土地所有者や林業関係者からの意見も聞き取り、現実的な計画策定に努めております。
317	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	16	調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに市博物館課へ届け出ること。経塚山南側や馬王平で陶器片等を採集している。今後、埋蔵文化財調査を実施するので工事日程の調整を図ること。	・経塚山、馬王平で陶器片が発見されたことは承知しております。今後事業計画が進展する中で遺跡・遺物が発見された場合には、島田市博物館課様に報告し、ご指導に従います。
318	【資料2-1】委員意見 秋山委員	99	他の項目にもありましたが、定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について・・・とありますが、なぜ定期的な会議なのでしょう。	工事の実施に際しましては、多くの業態・業種の人員に係ることを想定しております。雇い主教育の都度、当該事業地における環境保全措置の順守を指示してまいります。時間の経過と共に環境保全措置意識の低下が懸念されることから、これを防止する目的で定期的に開催する工程会議の中で環境保全措置の再周知を図ることを計画しております。
319	【資料2-1】委員意見 秋山委員	100	前出しておりますが、ここでも道路のこと、法面のこと、濁水防止のことなどが記載されています。ご検討下さい。	ご指摘頂いた内容を踏まえ、検討いたします。
320	【資料2-1】委員意見 小泉委員	101	改変区域の内28haで緑化が予定されていますが、当該区域ではニホンジカの急激な増加が報告されており(注1)、食害回避のために防護柵を設置してください。また、調査では確認されていませんが、当該区域はイノシシの生息域です(注2)、防護柵はイノシシの掘り返しに対応できるよう堅牢な構造としてください。 注1) 令和3年度ニホンジカ生息密度図(富士川以西地域)静岡県 注2) 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)	シカの食害に際して防護柵等を設置するなどの対策を施すことを考えておりますが、事業地の大半は国有林なので国有林が過去から実施している対策を参考にさせていただき、当該地での有効な対策を施すことを考えてまいります。
321	【資料2-1】委員意見 横田委員	102	一定期間継続して土壌改変工事を実施する計画ですが、季節的に大雨が予想される時期は工事を実施しないなど環境に配慮した工事計画にしてください。表面を養生シートで被うだけでは対応としては不十分と思います。	土木造成工事は一定の期間が必要であることから、工事の開始に当たっては長期降雨予想及び台風などの接近を注視し、必要に応じて工事の中断や中断時の養生を計画することで、河川への濁水の流入を防ぐことを検討してまいります。
322	【資料2-1】委員意見 横田委員	103	切土(黄色)・盛土(黄緑色)の表面はどのようになるのでしょうか？また、盛土法面の線は何を意味しているのでしょうか。	切土(黄色)、盛土(黄緑色)は造成時に平らに仕上げる箇所を表しております。また、盛土のり面の線は等高線を図示しております。
323	【資料2-1】委員意見 横田委員	104	「沈砂池の容量を超える場合には上澄み液を排水し」とありますが、具体的にどのような仕組みで排水するのでしょうか。 「伐採木は土砂流出対策に用いる等のさらなる有効活用を検討する」とありますが、具体的にはどのようなことを検討するのでしょうか。 また、プラスチック樹脂ネット等を設置する計画ですが、長期使用に耐えうる素材でしょうか？長期間紫外線にさらされることで樹脂が劣化することは考慮されているのでしょうか。	沈砂池は、まず排水設備(①タイプの場合はポリスチレン管、④タイプの場合はコルゲート側溝)の設置高さまでは水をためていきます。その際、濁水は沈砂池で滞留し、濁水が濃度緩和されます。そこに新たな濁水が供給された場合で、排水設備設置高さから、上澄みが排水されます。満杯の時に濁水流入があっても、濁質を多く含んだ水は沈砂池の下の方に沈み、上澄み液が排水されるという仕組みです。 伐採木のうち、枝条は排水口付近の散布することによって、排水口付近の表面流発生を防ぐとともに、ろ過材としての役目も一部持たせます。 また、プラスチック樹脂ネット等は、定期的な状況確認を行い、施設の更新を計画してまいります。
324	【資料2-1】委員意見 横田委員	105	運転設備管理事務所は、上下水道が整備されていない地域には設置しない、との理解で宜しいでしょうか。	現時点では、管理事務所の設置場所は不明であります。しかしながら、運転設備管理事務所は、住居地区に設置させていただくこと(又は既存の建物を利用する)を想定しておりますことから、上下水道が完備されている地区になると想定しております。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【廃棄物、文化財、その他】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
325	【資料2-1】 委員意見 横田委員	106	近年の異常気象の影響で時間雨量(mm/h)の値が変化してきているため、月の平年値だけでなく、時間雨量及び、降雨時間について取りまとめ、降雨の状況を把握する必要があるかと思えます。	当該事業は、静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、林地開発基準に準拠した設計をいたします。この許可制度で示されている降雨強度について許可基準をクリアできるように設計段階から取組んでまいります。なお、2022年7月より静岡県盛土条例も施行されておりこの条例に適合するよう設計段階から協議調整をさせていただいております。
326	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	107	変更区域と緑化範囲が示されているが、露出する切土のり面の表面の状況は全て同じでしょうか？その場所の地山の表層地質の状況によって露出するのり面の状況が異なれば、のり面の安定化方法や緑化方法や緑化樹種にも影響を及ぼす可能性があります。出現する切土のり面の表層の状況について、安全側にたった検討をお願いしたい。現地は年降水量も多く、冬季には凍結や融解によるのり面の不安定化が想定されますので、そのような検討もぜひ事前に行っていただきたい。	事業計画において露出する切土法面の表面は、場所毎により状況は変わってまいります。したがって法面の安定化方法や緑化の樹種については、現地の地質の状況を確認すると共に、必要に応じて専門家の助言を得て選定してまいります。
327	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	108	図2.2-4において、伐採範囲とはどの範囲を指していますか？説明が必要と思えます。変更区域＝伐採範囲でしょうか？また、保安林の場所も図中に示してください。	伐採範囲は、図2.2-4でお示した着色ある部分となっております。本事業では、この着色した外側に土地の改変による影響が予測される範囲として変更区域の表現をさせていただきました。保安林の位置は別添資料No.108のとおりです。
328	【資料2-1】 委員意見 吉崎委員	109	準備書中いろいろな図で事業計画と動植物や生態系などの分布との関係が示されているが、図3.1-31に示されている管理用道路や盛土、切土との関係が示されていないので、影響が想定しにくい。例えば、289ページの図においても、風力発電機の設置予定範囲と重要な自然環境のまとまりの場との関係はわかるが、管理用道路や盛土などの変更区域との関係が不明であり、影響が想定しにくい。検討いただきたい。	ご指摘頂いた図面について、示し方を検討したうえで、評価書においてお示しさせていただきます。
329	【資料2-1】委員意見 吉崎委員	110	管理用道路3における影響回避措置については確実に実行していただきたい。	管理用道路3については、既設林道の近傍に河川が存在し、当該林道の改変を行うことにより、濁水が河川に入り込む可能性が他の道路に比べ高いことが予測されております。このため、環境保全措置の確実な実行はもとより、工事施工に当たっては、短い区間に区切って施工を行うなどの対策も施してまいります。
330	【資料4】庁内 関係課 水産資源課	39	図3.2-8漁業権設定河川の状況について、吉川、杉沢川及び涼地川(太田川漁業協同組合漁業権漁場)、大代川(大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合)並びに原野谷川(原野谷川非出資漁業協同組合漁業権漁場)の漁業権漁場範囲が異なるため要修正。	静岡県内水面漁業協同組合連合会のホームページを参考に図示いたしましたが、異なる箇所についてご教示いただければと思います。
331	【資料4】庁内 関係課 水資源課	40	図2.2-8(1)～(3) 断面図に流出土砂を図示し、有効貯水高を示されたい。	別添Q40に流出土砂を図示いたしました。また、同図に有効貯水高を示しました。
332	【資料4】庁内 関係課 水資源課	41	前山飲料供給施設水源地(島田市)の位置が異なると思われるため確認、修正すること。 事業エリアの近隣にある庄司飲料供給施設水源地(掛川市)及び嵯塚1組佐賀共同水道飲料供給施設水源地(森町)の位置が図示されていないため、追加されたい。 対象事業実施地区の周辺にある水道水源の多くが河川の表流水であるため、水量及び水質への影響を回避、低減するよう留意されたい。また、不測の豪雨時の濁水流出に備えて、各水道施設管理者と連絡が取れるよう、連絡体制を整備しておくこと。	前山飲料供給施設水源地の位置については、島田市水道課に位置確認して頂き、間違いがない事を確認しました。また、庄司飲料供給施設水源地及び嵯塚1組佐賀共同水道飲料供給施設水源地について図示したものは別添Q41のとおりです。 今般の環境影響評価対象ではありませんが、水道水源地の位置を確認し、これに対して影響を及ぼさないように風車配置や道路造成計画を策定してまいりました。そのため、対象事業実施地区の周辺にある水道水源への工事による濁水の流入はありません(水道水源河川へ濁水を排水しない、または沈砂池排水箇所から水道水源上流の常時水流河川までの離隔が十分にあり、地上浸透し河川流入しないため)。 今後、不測の豪雨等に対しましては、各水道管理者連絡が取れるよう連絡体制を整備してまいります。
333	【資料4】庁内 関係課 農地計画課	42	工事用道路の計画区間と大代川農地防災ダムへのアクセス道路が重複していますので、工事工程の詳細が決まりましたら情報提供をお願いします。	工事内容及び工事工程の詳細が決まりましたら、関係機関に情報提供をさせていただきます。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【廃棄物、文化財、その他】			資料6	
No	意見元	元No	意見	事業者の見解
334	【資料4】庁内関係課 自然保護課	43	土地の形質の変更を行う面積が5haを超える場合には、静岡県自然環境保全条例第24条に基づき希少動植物の生息・生育環境保全のための自然環境保全協定の締結が必要となる。協定書の内容及び希少動植物の保全対策について自然保護課と協議いただきたい。	環境影響評価の調査結果を踏まえ、ご協議させていただきます。
335	【資料3】一般意見 E	31	最近の気象状況(豪雨の頻発)から考えると八高山周辺の険しい地形に風車を立てるのは反対。方法書・準備書の説明会を地元の人々が知らなかったのはおかしい。(準備書の時には私が雑談の中で話した。)各地元には案内書を出すべきだ。貴社の姿勢に大きな疑問が生じた。	<p>・当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、この許可制度で示される雨量強度について許可基準をクリアできるように設計段階から取り組んでまいります。なお、2022年7月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例にも適合するよう設計段階から協議調整をさせていただいております。</p> <p>・環境影響評価手続きに関しては、公告縦覧及び住民説明会について、新聞への掲載及び市町の広報誌への掲載にて周知させていただいております。</p> <p>今後も、住民の皆様様に伝わり易いように、周知手段等を含めての対応も検討してまいります。</p>
336	【資料3】一般意見 H	32	森町議会議員の〇〇と申します。三倉地区での説明会を含め今回で3回目の説明を伺いました。私のスタンスとしては安全を確認された原発は稼働してゆきその上での再生エネルギーのミックス活用をと考えております。ソーラーよりは風力発電の可能性を推したいです。その中でいくつか意見を述べさせていただきます。①一般の方には発電量を数値で聞いてもピンとこないのので、何世帯分等の表記を併用された方が良いかと思えます。②沈砂池の容量は、雨量何ミリまでを想定しているか表記が必要かと思えます。9月豪雨のような雨量ではオーバーフローが考えられますが、その場合でもある程度のフィルター効果がある施行を望みます。③送電線は地中埋設とのことですが、道路沿いに埋設されるのか、変電所までのルートも必要かと思えます。④風力発電機が稼働したことにより、植林されたスギ・ヒノキ等の育成に影響は出ているか、三重県等の先行施設からの知見も加えられたら良いのでは。森林所有者や森林組合等からは気になる観点かと思えます。⑤従来から木材の搬出等で林道を敷設した場合でも、水道(みずみち)が変わったとか、濁水が増えたとかの話は聞きます。今回は主に既存の林道等を利用するようですが、区間での排水処理には十分留意した方が良いでしょう。特に、9月の豪雨では山の沢や谷に濁水が集中し、かつ道路上を川のように流れ弱い部分を崩落させています。また、沢等を越す道路下に暗渠(土管)がありますが、土砂が詰まり機能不全で道路上にあふれた箇所がほとんどです。今回のような豪雨はまれ	<p>①ご意見いただきありがとうございます。表現については、解り易い表現とするように努めてまいります。②沈砂池の必要容量の算定については、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。浮遊物質量を削減させるため、枝条散布や高機能フィルターなどを用いる事を検討してまいります。③送電線は主に工事用道路の地下に地中線として配置いたします。変電所までのルートについては、道路計画が確定した後に決定します。今後の評価書の手続きにおいて記載できるよう努めてまいります。④弊社がこれまで開発してきた地点において、ご質問いただいた事象が発生している情報はございません。今後も国有林様や森林組合様等との情報交換を行わせていただき、林業施業と再生可能エネルギー事業とが共存できる事業計画を進めてまいります。⑤事業計画の策定に際しては、対象事業実施区域内の林道の設置及び使用の状況を調査し、排水処理方法も加えて環境負荷の増加につながらないように配慮してまいりました。利用させていただく林道については、短い区間での分散排水を計画し、適切な道路維持管理を進めてまいります。また排水計画においては、各地点の状況に十分配慮し、暗渠だけではなく、洗い越しを活用するなど、機能不全とならないよう検討してまいります。なお、当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、許可基準をクリアできるように設計段階から取り組んでまいります。加えて、2022年7月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例に適</p>
337	【資料3】一般意見 H	33	(写真添付のため省略、資料3No33参照)	
338	【資料3】一般意見 Q	34	<p>・発生土流用盛土に対する土地所有者の責任について</p> <p>新たに整備された県の盛土条例の中では、盛土の施工に対する土地所有者の責任が明記されています。土地所有者は事業者と共に盛土工事に責任を負うことになるため、とくに規模の大きな盛土については、慎重な評価を行っていただくようお願い致します。</p>	<p>・2022年7月に施行されました静岡県盛土条例について、正しく理解し、行政機関様と調整を行い、指導に従い適切に取り組んでまいります。特に、土地所有者様に対する責務も加わることから、細大漏らさない調査、設計を行うこと及び施工後の維持管理を含めて土地所有者様の理解を得られるよう取り組んでまいります。</p>
339	【資料3】一般意見 Q	35	<p>・地域の森林経営管理事業への影響について</p> <p>今回の事業対象地は、地域の林地でもあり、森林の経営管理を推進している地域と重複しています。今回の環境影響評価書の中には項目は存在していませんが、地域で森林事業を行っている企業、団体に対する影響について評価を行い、密に連携を行いながら進めていただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>・ご意見、ありがとうございます。当該地域が国有林や森林組合様等によって健全な森林経営管理が行われていることを承っております。事業計画の策定に於きましては林業施業をされてお見えになる皆様方と種々の調整をさせていただいており、今後も事業計画の進捗に際して密に連携させていただき林業施業と風力発電が両立できるように取り組んでまいります。</p>
340	【資料3】一般意見 Q	36	<p>・FSC®森林認証の認証森林内での事業の評価について</p> <p>今回の事業対象地には、森林管理の国際基準である「FSC®森林認証」の認証林が含まれます。認証林では環境・経済・社会に配慮するための独自の森林管理基準が定められ、基準に基づく管理が行われています。認証森林内での風力発電事業に関する工事について、その影響評価を行い、事業と森林施業が両立されるよう配慮をお願い致します。</p>	<p>・対象事業実施区域の一部にFSC®森林認証の認証森林があることは理解しており、当該認証について関係者様との協議調整を行うと共に情報収集を進め、認証林と風車が共存できる事業計画の策定を進めてまいりますと考えております。</p>

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【廃棄物、文化財、その他】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
341	【資料3】一般意見 Q	37	・15号機の予定地について 掛川地内にある15号機の予定地については、当組合が組合員と共に、長年森林造成を行ってきた中心地です。今ある森林資源の有効活用を図り、今後も資源造成を行っていく上で重要な地点であるため、風車設置によりフィールドが減少することを懸念しています。	・事業者といたしましては、発電時にCO2を出さない風力発電設備の設置によりカーボンニュートラルな社会に少しでも貢献していきたいと考えております。しかしながら風車建設により森林面積が削減されることも事実であり、開発に伴う伐採面積を最小限となるように取組んでまいります。
342	【資料3】一般意見 S	38	1 風車設置ヤードの造成について(1)敷地内排水計画①ヤードの四辺に側溝を設け、沈砂池に導水すべきと考える。その際、3号、4号、13号においてはかなりの落差があるため、跳水や沈砂池への流入部における底面の洗掘なども考慮されたい。②多くのヤードが切土法面を抱えている。特に1,11号には大きな切土法面がある他、4,7,9の各機は切土の肩より上に、在来法面が続いている。これらの法面からの流水は、ヤードが受け止め、各ヤードに付随する1型沈砂池を経由して放水されるが、ヤード内に別の沈砂池を設けるのが合理的と考える。その際所定の貯水能力とオリフイスを持たせれば、調整池機能が期待でき、地山への浸透量増加が期待できると考え、検討を願う。 (2)計画高が地山より高いヤードの端部構造について①5号、8号、10号、13号、14号以外の10機のヤードは、いずれも盛土造成部を含むが、構造の説明がない。図2.2-4 (P17～P31)を見る限りステージ端部は直立しており、その垂直高は1,3,4,11,15の各号で10m前後に達する。逆T擁壁や補強土盛土、シートパイルなどの工法が想定されるが、これらの与える環境負荷について調査されたい。また、冒頭触れた通り、これらの構造物は事業終了後も現地に残されることから、その耐用年数と、崩壊時のシミュレーションも行うべきと考える。その際、微地形解析結果(10.1.3)や地形・地質の調査結果(P1633)を充分考慮されたい。更にこれらの構造物が、ハイキングコースや域外からの眺望・生態系に与える影響についても考察を求めたい。②風車設置完了後、ヤード	(1)敷地内排水計画①ヤードの外周には原則側溝を設け、沈砂池へ排水する計画としております。また、沈砂池からの排水において落差があり、跳水の恐れのある箇所については、ふとんかごによる洗掘防止などの対応策を検討してまいります。②ヤードの造成に伴う切土法面については、降雨の際の雨水を適切に排水できるよう水路の大きさを設計してまいります。またヤード内は砂利敷きとし、雨水を浸透させる機能を持たせるよう計画してまいります。各ヤードに配置する沈砂池は造成面積に応じた所定の大きさを確保し、排水するよう計画してまいります。 (2)計画高が地山より高いヤードの端部構造について①各所ヤードの盛土部において、高低差があるところについては、擁壁構造のものを計画してまいります。構造ごとに材質や設計において、長期間の使用に耐えるよう考慮するとともに、静岡県内の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。なお、植物に関しましては、重要な種及び重要な群落の確認箇所は改変を回避することを第一として事業計画を検討してまいります。また、環境に与える影響を出来る限る低減できるよう変量の削減を目指し、植生による遮蔽を利用することや緑化を実施し早期修景を図ることで、眺望景観により配慮した事業計画となるよう努めてまいります。②事業に必要な土地(風車ヤード等)につきましては、地権者様より借地し、事業期間中の維持管理(風車の運転監視や補修工事などに使う車両の運用や通行ができるよう)を事業者にて行う予定です。
343	【資料3】一般意見 S	39	(5)情報開示の在り方について この工種について、「発生土流用盛土」として記載されている。14号発電機のヤード造成部分と、盛土工No.3,4の一部についてはこの呼称で良いが、その他の個所は「残土処分場」である。とりわけ、No.2,5,6は近くに発電機がある訳でもなければ管理用道路に接道しているわけでもなく、資材仮置きにも使えない。「残土処分場」をマイナスイメージと考え、呼称変更してごまかそうとしている、と受け取れる。これは逆効果でありむしろ「建設費抑制の為域内処分させて下さい。」と胸襟を開くべきではないか。同時に盛土の展開図やハイキングコースからの眺望シミュレーションも示し、植栽計画や休憩所などの代替案のアドバイスをもらい、「被害者＝想定反対者」を「協働のパートナー」と考える方が、事業にとっても市民にとってもメリットが大きいと考える。※ P396及びP397では「発生盛土11」の事を『残土処分場』と記載している。また、P332の業者の見解でも当該土砂を『残土』と呼称している。これら数か所が元あった標記で、修正からこぼれたと推察する。上述の通り何らかの目的で土を盛るのが盛土であり、転圧しようが緑化しようが、余った土を廃棄するのは残土処分である。	・当該事業地の大半は、国有林(保安林)であり土地の改変に伴い発生する土も国有林の所有物であり、対象事業実施区域内での利用は認めるものの、事業者が土を他所に転売することがないようご指導をいただいております。 ・発生土流用盛土の呼称については法アセスの先行他事例も参考に記載しました。評価書において適切に記載を修正いたします。
344	【資料3】一般意見 S	40	4 その他 9月に襲来した台風15号は各地に甚大な被害をもたらした。本事業の計画の照査にあたっては、雨量や風速を仮定する場合、少なくともこの台風で観測された値を使用することとし、現在の数値を見直すこと。	・事業者といたしましては事業に関係する各種法規制に対して行政の指示のもと適切に対応してまいります。雨量に関しては、林地開発許可の審査、風速に関しては電気事業法による審査を受けてまいります。
345	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 斎藤委員	26	表12. 2-5環境影響手続き中の風力発電事業に記載の(仮称)浜松市天竜区熊風力発電事業は、令和3年に事業廃止届が提出されたので削除して下さい。	ご指摘のページに記載した内容は、環境影響評価方法書のもので、ページ下部にその旨を記載しています。なお、P52～53の「対象事業実施区域周囲の風力発電事業」については、最新のものを掲載しています。
346	【資料2-3】委員追加意見_第6回後 小泉委員	27	第6回審査会資料の「資料3質問101」について国有林の防護柵を参考にすることですので、予定されている防護柵の仕様を教えてください。 シカが高密度に生息していること、防護柵を頻繁に壊すイノシシが生息していることから、緑化が失敗してそれが災害の引き金にならないよう、緑化には慎重な配慮が必要と考えます。	・現在、国有林様にて当該の対策を施されている仕様については、「トーレンネット」(商品名)とお伺いしております。今後も情報収集に努め緑化が成功するように努めてまいります。

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価 準備書に係る意見

【廃棄物、文化財、その他】

資料6

No	意見元	元No	意見	事業者の見解
347	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	17	事業区域内外において、市が所管する道路敷き及び河川敷、また、これらに係る公共土木構造物について、何らかの(工事中大型車両の通行を含め)行為を行う場合は、協議及び手続きを行うこと。	・島田市様が所管される道路敷きや河川敷またこれらに係る公共土木構造物については、当該の関係部局様とご協議させていただきます。
348	【資料5-1】島田市長意見 島田市長	18	昨年9月に発生した台風15号による土砂崩れの影響で、市内を通る国道や鉄道が大きな被害を受けた。当該計画地はその被害が発生した地区の西側の尾根に沿っている。この地域はがけ地に指定されていないとはいえ、巨大な構造物を設置することに関して、住民への説明にはより慎重な対策が必要ではないかと考える。また、当該計画地の山林の尾根の木を伐採し、構造物を建設して地面を固めることによって、八高山やその周辺の山々の保水力が低下する可能性がある。一方、白光川や市井平川など周辺の河川や沢は小規模なものも多く、急激に水量が増加すると溢水が起きてしまい、台風15号では、家山地区、高熊地区では床上浸水をはじめとする家屋被害が多く発生した。沈砂池に大きな流木が流れ込むことも考え、規模を大きくすることや尾根筋に調整池、計画地内の河川に遊水池などを増やしていくなどの対策が必要ではないかと考える。	・対象事業実施区域を含め周辺において豪雨等による災害が発生していることは承知しております。事業者といたしましては、本事業の実施が災害の引き金にならないように、関係行政様等からのご指導をいただき、調査設計を進めてまいります。現在の計画では風車敷地には小堤と沈砂池を設け、雨水を一旦貯め、地下に浸透させると共に上水を沈砂池から風車敷地外に排出させていただき計画としております。輸送用道路につきましては、短い区間で排水を施し、必要に応じて沈砂池を設置して急激な排水とならないように計画しております。今後、静岡県林地開発申請等で行政機関様からのご指導をいただき、適切に対応してまいります。
349	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	24	「工事関係車両の主要なルート」の掛川市内の一部において、拡幅工事中であり有効幅員(5.0m)を確保できない区間があること、橋梁耐震診断により大型車両の通行を制限していること、橋梁架替工事を計画していることなどから、道路管理及び橋梁管理関係者と協議を行うこと。	・工事関係車両の通行につきましては、道路管理者様および橋梁管理者様との協議、調整を行っております。今後も道路管理者様との情報交換を実施させていただきます。
350	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	25	林道に係る工事用道路の整備については当市と協議すること。	・林道に係る工事用道路の整備につきまして、掛川市様との協議を継続させていただきます。
351	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	26	工事車両の通行による環境影響(騒音及び地域交通への支障等)及び当該影響に対する環境保全措置について具体的に検討し、評価書において明らかにすること。	・今後の事業計画の進展において、工事用車両の通行量が増える場合などが考えられることから、評価書においてお示し出来るように取組んでまいります。
352	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	27	各法令や環境基準を遵守することはもちろんのことではあるが、地域住民からの要望や意見に対して基準等に適合しているから問題ないという姿勢ではなく、地域住民の不安や疑問を払拭するよう懇切丁寧に対応すること。	・今後も事業計画の進展に伴い、地元の皆様に情報提供をさせていただくことを継続させていただきたいと考えております。その際には地域住民の皆様からの不安や疑問を払拭出来るように取組んでまいります。
353	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	28	地域住民に対して、今後の事業の進捗状況にあわせた積極的な情報提供を行い、地域住民との相互理解を図ること。また、地域住民からの要望・苦情等があった場合には、真摯に対応すること。	・上記26と同様であります。なお、地域住民様からの要望・苦情があった場合には真摯に対応してまいります。
354	【資料5-2】掛川市長意見 掛川市長	29	工事期間中及び施設稼働後において、地域住民等から事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切な相互理解を図り、誠実に対応すること。	・工事期間中および施設稼働後において事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民様との間で誠実に適切な相互理解に努めてまいります。
355	【資料5-3】森町長意見 森町長	6	都市計画区域外において、10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要になることから、森町企画財政課企画係に協議すること。	・森町企画財務課企画係様との協議をさせていただきます。